

委員限りの情報を含む

資料（諮）11-1

電気通信事業法第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問について

（諮問第11号）

資料（諮）11-1

資料番号	資料名等	
11-1-1	諮問書及び裁定案	
11-1-2	概要資料	
11-1-3*	裁定申請書（日本通信株式会社）	令和元年11月15日
11-1-4*	答弁書（株式会社NTTドコモ）	令和元年12月6日
11-1-5*	意見書（日本通信株式会社）	令和元年12月13日
11-1-6	意見書（株式会社NTTドコモ）	令和元年12月20日
11-1-7	日本通信株式会社に対する意見提出依頼	令和2年1月28日
11-1-8*	意見書（日本通信株式会社）	令和2年1月30日

* 資料11-1-3から資料11-1-5及び資料11-1-8の一部について、当事者及び第三者の権利・利益を保護する観点から、委員限りとする。

諮問第11号

令和2年2月4日

電気通信紛争処理委員会

委員長 田村 幸一 殿

総務大臣 高市 早苗

諮問書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき、日本通信株式会社から、株式会社NTTドコモの卸電気通信役務の提供に関する裁定の申請があった。

よって、同法第160条第1号の規定に基づき、本件裁定について諮問する。

裁 定 案

日本通信株式会社代表取締役社長 福田 尚久 から、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき、株式会社NTTドコモとの間の卸電気通信役務の契約に関して、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が不調であるとして、総務大臣の裁定の申請が行われた。

日本通信株式会社の申請及び株式会社NTTドコモの答弁並びに両当事者からの意見についての調査の結果、下記のとおり裁定する。

記

裁定が求められている事項1について

株式会社NTTドコモは、日本通信株式会社に対して提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとする。

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法、課金方法、精算方法等については、次に掲げるとおりとする。

- ・ 音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、当該役務に用いられる設備の使用料とする考え方に基づき、適正な原価は、当該役務に用いられる設備の構築・維持・保全に関連する費用（例：施設保全費、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料、試験研究費、租税公課）を基本とするが、設備への帰属が認められる営業費及び当該役務の提供の際に必要となる営業費（例：当該役務の販売に係る広告宣伝費）についても原価への算入が許容されるものとする。適正な利潤は、設備構築に係る資本調達コストと捉え、設備等の正味固定資産価額等に基づきレートベースを設定し、これに基づき、自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税を算定する方式を採用することとする。
- ・ 課金単位については、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金のうち、契約数に連動する費用（例：回線管理機能に係る費用）に係る料金については、課金単位を1契約とし、通話時間に連動する費用（例：他の電気通信事業者の電気通信設備の利用に係る接続料支払額）に係る料金については、課金単位を1秒とすることとする。
- ・ 通話時間に連動する費用に係る料金の課金方法としては、各呼の通信経路に応じて課金する方式と、通信経路に関係なく全ての呼について一律に課金する方式が考えられるところ、どの方式を採用するかは、当事者間の協議に委ねることとする。
- ・ 音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、原価、利潤及び課金単位の実

績値を反映し毎年度更新することとする。その際、更新後の料金により当該実績値の発生年度の期首（当該期首が裁定を行った日より前である場合は、裁定を行った日）まで遡及して精算することとする。

本裁定に基づき新たに株式会社NTTドコモが設定する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、裁定を行った日から適用することとする。当該料金の設定が裁定を行った日の翌日以降となる場合には、設定後速やかに裁定を行った日まで遡及して精算を行うこととする。株式会社NTTドコモは、裁定を行った日から起算して6月を超えない期間内に当該料金を設定するものとする。

将来的に、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の代替手段として、接続による音声通話サービスの提供が実現し有効に機能していると客観的に認められる場合には、該当する接続約款の届出後、当事者の一方は相手方当事者に対し、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の提供料金及び提供条件についての再協議を請求することができるものとし、相手方当事者はこの請求に応じて真摯に協議を行わなければならないものとする。この場合において、当事者の一方は、相手方当事者に対する3月の事前通告により、本裁定による債権債務関係を将来に向かって消滅させることができるものとする。ただし、相手方当事者から、当該通告を行った当事者に対し、本裁定による債権債務関係の継続の申入れがあった場合は、当該通告があった日から1年を超えない期間において本裁定による債権債務関係は継続するものとする。

裁定が求められている事項2について

株式会社NTTドコモは、日本通信株式会社に対して提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金において、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金により、株式会社NTTドコモがエンドユーザ向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」と同じ課金単位の料金設定を行うべきとすることは適当ではない。

以上

理　　由

第1 裁定が求められている事項

日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）が、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）の卸電気通信役務（以下「卸役務」という。）の提供に関する協議が調わないとして裁定を求めている事項は、次のとおりである。

1. ドコモに対し、音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、本件申請の申請人である日本通信に卸役務として提供すべきとの裁定を求める。
2. 前記1. で求める事項を具現化した卸役務の一つとして、ドコモが現在「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」の名称で利用者に提供している音声通話料の定額サービスを、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、日本通信に提供すべきとの裁定を求める。

第2 事案の概要

本件申請は、日本通信が、ドコモの音声通話サービスに係る卸電気通信役務（以下「音声卸役務」という。）の提供に関し、ドコモとの協議が調わないとして、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第39条において準用する法第35条第3項の規定により、第1に掲げる事項について、総務大臣に対して裁定を求めるものである。

1 当事者

(1) 日本通信

日本通信は、法第16条第1項の規定に基づき総務大臣に届出をし、電気通信役務を提供する電気通信事業者である。日本通信は、平成22年4月から、ドコモのネットワークを活用し、MVNOとしてエンドユーザ向けに音声通話サービスを提供している。

MVNOは、MNO（移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用する者をいう。以下同じ。）の提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用しない者をいう。

(2) ドコモ

ドコモは、法第9条の規定に基づき総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを

含む電気通信役務を提供する電気通信事業者であり、MNOに該当する。

2 裁定対象となる音声卸役務

(1) 具体的な裁定対象

本件申請は、音声卸役務の料金について裁定を求めるものである。具体的には、日本通信は、ドコモの「卸携帯電話サービス契約約款」に記載される卸役務のうち、3Gでの携帯電話サービスに係る卸役務である「第3種卸FOMA」の「通話モード」並びに4G及び3Gでの携帯電話サービスに係る卸役務である「第3種卸Xi」の「通話モード」として音声卸役務の提供を受けており、これらの基本使用料及び通信料に関して、裁定を求めるものである。

なお、「第3種卸FOMA」の「通話モード」及び「第3種卸Xi」の「通話モード」は、MVNOのエンドユーザからの発信サービスと、MVNOのエンドユーザへの着信サービスの双方を卸役務としてMVNOに対して提供するものであるところ、「卸携帯電話サービス契約約款」において、その通信料は、MVNOのエンドユーザからの発信呼についてのみ支払を要し、MVNOのエンドユーザへの着信呼については支払を要しない旨規定されている。

(2) 「第3種卸FOMA」の「通話モード」の料金

「第3種卸FOMA」は、音声卸役務に該当する「通話モード」のほか、「64kb/sデジタル通信モード」、「パケット通信モード」及び「ショートメッセージモード」の提供を行うものであるところ、基本使用料は、「通話モード」単独ではなく、当該4種類の通信全体のものとして設定されており、通信料は、「通話モード」単独のものとして設定されている。

ドコモと日本通信との間の「第3種卸FOMA」に係る契約において、基本使用料及び通信料は、定期利用期間3年及び契約数1001回線以上の条件の下、基本使用料の料金種別に応じ、次表に掲げる額を適用することとされている。具体的には、それぞれ、エンドユーザ向けの携帯電話サービスである「バリュープラン」の料金を基礎とし、当該料金から一定割合を控除するいわゆるリテールマイナス方式により設定することとされており、例えば、「卸FOMAタイプSS」では、基本使用料は1契約当たり月額834円、通信料は30秒当たり14円相当となっている。

なお、「バリュープラン」は令和元年9月30日をもって新規申込受付が終了となっている。

基本使用料の 料金種別	基本使用料の料金額（月額） (注)	回線卸FOMAの通信に関する 料金の月額累計額（注）	無料通信 分（1月 あたり）
----------------	----------------------	-------------------------------	----------------------

卸FOMA タイプSS	バリュープランに係るタイプSSのFOMAに係る基本使用料の額(1,864円)から、その基本使用料の額に0.55を乗じて得た額(1,030円)を控除した額(834円)	その通信をバリュープランに係るタイプSSのFOMAに係る通信とみなして、ドコモのFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月額累計額(20円/30秒相当)から、その月間累計額に0.30を乗じて得た額(6円/30秒相当)を控除した額(14円/30秒相当)	25分相当
卸FOMA タイプS	バリュープランに係るタイプSのFOMAに係る基本使用料の額(3,000円)から、その基本使用料の額に0.55を乗じて得た額(1,650円)を控除した額(1,350円)	その通信をバリュープランに係るタイプSのFOMAに係る通信とみなして、ドコモのFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月額累計額(18円/30秒相当)から、その月間累計額に0.30を乗じて得た額(6円/30秒相当)を控除した額(12円/30秒相当)	55分相当
卸FOMA タイプM	バリュープランに係るタイプMのFOMAに係る基本使用料の額(5,000円)から、その基本使用料の額に0.55を乗じて得た額(2,750円)を控除した額(2,250円)	その通信をバリュープランに係るタイプMのFOMAに係る通信とみなして、ドコモのFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月額累計額(14円/30秒相当)から、その月間累計額に0.30を乗じて得た額(5円/30秒相当)を控除した額(9円/30秒相当)	142分相当
卸FOMA タイプL	バリュープランに係るタイプLのFOMAに係る基本使用料の額(8,000円)から、その基本使用料の額に0.55を乗じて得た額(4,400円)を控除した額(3,600円)	その通信をバリュープランに係るタイプLのFOMAに係る通信とみなして、ドコモのFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月額累計額(10円/30秒相当)から、その月間累計額に0.30を乗じて得た額(3円/30秒相当)を控除した額(7円/30秒相当)	300分相当
卸FOMA タイプLL	バリュープランに係るタイプLLのFOMAに係る基本使用料の額(13,000円)から、その基本使用料の額に0.55を乗じて得た額(7,150円)を控除した額(5,850円)	その通信をバリュープランに係るタイプLLのFOMAに係る通信とみなして、ドコモのFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月額累計額(8円/30秒相当)から、その月間累計額に0.30を乗じて得た額(3円/30秒相当)を控除した額(5円/30秒相当)	733分相当

注：括弧内の金額は、総務省において卸携帯電話サービス契約約款に基づき計算したもの。

(3) 「第3種卸X i」の「通話モード」の料金

「第3種卸X i」は、音声卸役務に該当する「通話モード」のほか、「64kb/sデジタル通信モード」、「データ通信モード」及び「ショートメッセージモード」の提供を行うものであるところ、基本使用料は、「通話モード」単独ではなく、当該4種類の通信全体のものとして設定されており、通信料は、「通話モード」単独のものとして設定されている。

ドコモと日本通信との間の「第3種卸X i」に係る契約において、基本使用料及

び通信料は、定期利用期間3年及び契約数2001回線以上の条件の下、次表に掲げる額を適用することとされている。具体的には、エンドユーザ向けの携帯電話サービスである「タイプX i」の料金を基礎とし、当該料金から一定割合を控除するいわゆるリテールマイナス方式により設定することとされており、基本使用料は1契約当たり月額666円、通信料は30秒当たり14円相当となっている。

なお、「タイプX i」は平成26年8月31日をもって新規申込受付が終了となっている。

基本使用料の 料金種別	基本使用料の料金額（月額） (注)	回線卸X iの通信に関する料金の 月額累計額（注）
卸タイプX i	タイプX iのX iに係る基本 使用料の額(1,486円)から、そ の基本使用料の額に0.55を乗 じて得た額(820円)を控除した 額(666円)	その通信をタイプX iのX iに係る通信とみ なして、ドコモのX iサービス契約約款の規定 により算定した料金の月額累計額(20円／30秒 相当)から、その月額累計額に0.30を乗じて得 た額(6円／30秒相当)を控除した額(14円／ 30秒相当)

注：括弧内の金額は、総務省において卸携帯電話サービス契約約款に基づき計算したもの。

(4) 音声卸役務の料金の設定の経緯

両当事者は、平成22年4月15日、「第3種卸FOMA」に係る契約を締結している。「第3種卸FOMA」における基本使用料及び通話モードの通信料は、当該契約が締結されて以降、現在に至るまで変更はない。

また、両当事者は、平成25年1月16日、「第3種卸X i」に係る契約を締結している。「第3種卸X i」における基本使用料及び通話モードの通信料は、当該契約が締結されて以降、現在に至るまで変更はない。

3 本件に係る交渉の経緯等

本件卸役務の提供に係る交渉の経緯は、大要次のとおりである。なお、交渉過程における両当事者の交渉担当者の各発言の有無、内容、前提条件等についての認識が、両当事者間において異なる部分が認められるところ、両当事者が一致している部分、両当事者の主張等を踏まえ、本件卸役務の提供の交渉に係る事実として認定又は推認できるもののみ記載している。

- (1) 平成26年4月10日、ドコモは、エンドユーザ向けの定額課金（一定額を支払えば無制限に国内音声通話が可能となる課金方法。以下同じ。）による音声通話サービスの提供を同年6月から開始することを発表した。同年4月15日、日本通信はドコモに対し、定額課金による音声卸役務の提供の検討を依頼した。同月22日、ドコモは「ユーザへの提供開始前であり、市場の反応やリスクの度合いも不明な状況」であり、MVNO事業者へ提供することは予定していない、「エンドユーザ向け料金については、創意工夫をもって戦略的な料金を、各事業者が自らリスクを負った上

で総合的に判断し、設定するもの」、「弊社のみが一方的にリスクを負うものではない」旨の回答を行った（令和元年11月15日付け卸電気通信役務の提供に係る裁定申請書（以下「申請書」という。）添付の資料3）。

- (2) 平成26年12月16日、日本通信は、ドコモに対し、定額課金による音声卸役務の提供を改めて依頼した。その際、同年4月22日の回答においてドコモから示されていた「エンドユーザ向け料金については、創意工夫をもって戦略的な料金を、各事業者が自らリスクを負った上で総合的に判断し、設定するもの」、「弊社のみが一方的にリスクを負うものではない」旨の回答への反論として、「現在の卸サービスは（30秒単位であり）秒単位の課金ではないこと」、「着信接続料（ドコモが料金設定権を有している固定発ドコモ着の音声通話に係る接続料）収入が還元されない仕組み」となっていることから、リスクを取れない旨指摘した（申請書添付の資料5）。平成27年1月9日、ドコモは、当該指摘に対し、「エンドユーザ向けに提供するサービスの料金につきましては、各事業者が自らリスクを負った上で創意工夫をもって戦略的な料金を総合的に判断して設定するもの」、「リスクを、弊社のみが一方的に負うものではない」旨の回答を行った（申請書添付の資料6）。
- (3) 平成27年9月16日、ドコモは、エンドユーザ向けの5分間の準定額課金（一定額を支払えば、一通話当たり一定時間は追加課金なしで国内音声通話が可能となり、一定時間超過後は従量制で課金される課金方法。以下同じ。）による音声通話サービスの提供を同月25日から開始することを報道発表した（申請書添付の資料7）。同年10月15日、日本通信は、ドコモに対し、定額課金及び準定額課金による音声卸役務の提供を依頼した（申請書添付の資料8）。同年11月2日、ドコモは、日本通信に対し、考え方へ変わりはない旨回答した（申請書添付の資料9）。
- (4) 平成30年6月28日、日本通信は、ドコモに対し、定額課金及び準定額課金による音声卸役務の提供を再度依頼するとともに、「接続事業者間は秒課金であることの卸料金への反映」、「着信接続料の一部還元」等の検討を要望（令和元年12月13日付け日本通信意見書（以下「12月13日付け意見書」という。）添付の資料1）した。同年8月8日、日本通信が、創意工夫をもって戦略的な料金設定を試みてきたが、1秒単位の課金ではないこと、着信接続料収入の還元がなされないこともあり、限定期かつ高い料金設定にせざるを得ないことを理由として、定額プランの提供を改めて要望する旨をドコモに対して申し入れた（申請書添付の資料10）。同年9月28日、ドコモは、日本通信に対し、考え方へ変わりはない旨回答した（申請書添付の資料11）。
- (5) 令和元年9月10日、日本通信は、ドコモに協議を申し入れた。同月26日、ドコモが協議の日程を示し、同年10月4日に協議が行われることとなった。協議に先立ち、同月1日、日本通信は、「卸音声通話役務のご提供について」と題する資料をドコモに送付した。当該資料には、「お願いしたい事項」として、「1. 音声通話サービ

スを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい」、「2. その一形態として、貴社が貴社エンドユーザーに提供されている「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい」と記載されている（申請書添付の資料13）。同月4日、両当事者は当該資料により対面で協議を行った（申請書添付の資料14）。

- (6) 令和元年10月16日、日本通信は、ドコモに対し、要望に対する応諾可否を同月24日まで、応諾可能な場合にはその内容を同月31日までに回答するよう依頼した（申請書添付の資料15）。同年11月8日、ドコモは、「各事業者がエンドユーザー向けに提供するサービスの料金につきましては、各事業者が自らリスクを負った上で創意工夫をもって戦略的な料金を総合的に判断し設定するものである」と従来どおりの回答を行うとともに、「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」につきましては、弊社ユーザー向けに提供している料金プラン「ギガホ・ギガライト」のオプションであり、切り出して卸提供することはできません」との回答を行った（申請書添付の資料16）。その際、ドコモは、「音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい」ことに対する回答は行わなかった。

第3 その他判断において重要と考えられる事項

1 MVNOのネットワーク調達に関する制度の概要

MVNOは、MNOから移動通信サービスに関するネットワークを調達して移動通信サービスを行っているところ、その調達の形態については、法上、卸役務によるものと、MVNOの電気通信設備とMNOのネットワークの接続によるものの2つが並立しており、いずれを採用するかは当事者間の協議に委ねられている。これは、法が、原則非規制の卸役務と、提供料金及び提供条件について厳格な規律が適用される接続を並立させることにより、提供料金及び提供条件の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られることを期待したためである。

卸役務は、法第29条第1項第10号において「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」と定義されている。卸役務については、原則として、役務提供事業者に対して役務提供義務が課されていないほか、提供料金及び提供条件について規制が課されておらず、相対協議による設定が可能となっている。ただし、後述するように一部の卸役務については届出義務の対象となるほか、卸役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（法第6条）こととされている。具体的には、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない

こととされている(MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(平成14年6月総務省総合通信基盤局策定))。また、卸役務の提供について不当な差別的取扱い等が行われる場合には業務改善命令の対象となり得る(法第29条第1項第10号)。このほか、一部の卸役務については、指定電気通信役務として、提供事業者に対して、保障契約約款の策定・届出義務が課されている(法第20条第1項)。

卸役務については、前述のとおり、原則として提供事業者に役務提供義務は課されていないが、例外的に、線路敷設を行うための土地等の使用権等いわゆる公益事業特権の利用を認められた認定電気通信事業者には、公益事業特権の利用を認められた認定電気通信事業に関し、役務提供義務が課されている(法第121条第1項)。なお、ドコモは、その営む電気通信事業の全てが認定電気通信事業となっている。

接続は、電気通信設備相互間を電気的に接続することであり、事業者間の電気通信設備の接続により利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることが可能となる電気通信事業の特性に着目して、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者に、他の電気通信事業者からの接続請求に応諾する義務が課されている(法第32条)。

接続については、法第34条各項の規定に基づき、相対的に多数の特定移動端末設備を収容する電気通信設備を第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)として指定し、二種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)に対して、接続料及び接続条件について、接続約款の策定・届出、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとして算定された金額を超えない範囲内での接続料の設定等の規律が課されている。これは、周波数の有限希少性等により新規参入が困難な寡占的市場が形成されているモバイル市場において、相対的に多数の特定移動端末設備を収容する電気通信設備を設置する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものである。ドコモの設置する電気通信設備は、平成14年に二種指定設備として指定されている。

2 指定設備を用いた卸役務の提供に係る規律

前述のとおり、二種指定設備は、周波数の有限希少性等により新規参入が困難な寡占的市場が形成されているモバイル市場において相対的に多数の特定移動端末設備を収容する電気通信設備であり、二種指定事業者は、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがある。

こうした二種指定設備の特殊性に鑑み、二種指定設備を用いる卸役務については、

他の電気通信事業者による円滑な利用を図る観点から、法において、他の卸役務とは異なる取扱いがなされている。

具体的には、法第38条の2において、二種指定事業者は、二種指定設備を用いる卸役務の提供の業務を開始したときは、当該業務を開始した旨等を総務大臣に届け出なければならないこととされており、また、法第39条の2では、総務大臣は二種指定設備を用いる卸役務に関する情報を整理し、公表するものとされている。

本件音声卸役務は、二種指定設備を用いる卸役務に該当する。

3 卸役務の提供に関する裁定制度

法第39条において準用する法第35条第3項は、卸役務の提供に関する契約の細目について、協議が調わない場合には、裁定を申請することを可能としている。

電気通信事業者による卸役務の提供は、他の電気通信事業者によるネットワークの迅速かつ円滑な構築を可能とし、より高度かつ多様な電気通信サービスの提供やより広い地域での電気通信サービスの提供を可能とするものであるため、その円滑な提供は、利用者にとっても当事者たる他の電気通信事業者にとっても有益であるなど、特に公共性の高いものである。しかし、現実には全ての電気通信事業者が対等の地位に立って協議ができるわけではなく、協議が円滑に進まず、卸役務の円滑な提供が困難となる場合があり、このような状態を放置することは、公正競争の確保や利用者利益の保護の観点から問題となることから、卸役務を裁定の対象とし、当該役務の迅速かつ円滑な提供を可能とすることで、公正競争の確保や利用者利益の保護を図ることとしたものである。

総務大臣の裁定を申請することができるのは、当事者間において契約を締結することについての合意がなされており、契約の細目についての協議が調わない場合に限られ、こうした要件に該当しない場合は、総務大臣に裁定を申請しても当該申請は不受理となる。

裁定があった場合は、その内容により協議が調ったものとみなされ、両当事者は、私法上の債権債務関係にあることとなる。

4 エンドユーザ向け音声通話サービスの料金の状況

ドコモは、エンドユーザ向けの音声通話サービスについて、日本通信との音声卸役務の提供に関する契約締結後、段階的に、定額課金の料金の設定及び準定額課金の料金の設定並びにそれらの見直しを行ってきている。

その主な変遷は次表のとおりであり、具体的には、例えば、平成26年6月、定額課金の料金である「カケホーダイ」(2,700円／月で国内通話無料)を設定し、平成27年9月、準定額課金の料金である「カケホーダイライト」(1,700円／月で5分以内の国内通話無料。5分超は20円／30秒)を設定している。

令和元年6月、外出先でも動画等のデータ通信が多いユーザ向けの「ギガホ」、メールやSNSの利用が中心でデータ通信が少ないユーザ向けの「ギガライト」の提供を開始し、音声通話サービスについては、定額課金の料金である「かけ放題オプション」(1,700円／月の追加で国内通話無料) 及び準定額課金の料金である「5分通話無料オプション」(700円／月の追加で5分以内の国内通話無料。5分超は20円／30秒)を設定している。

	定額課金	準定額課金
平成26年6月	「カケホーダイ」 ・ 2,700円／月で国内通話無料	
平成27年9月		「カケホーダイライト」 ・ 1,700円／月で5分以内の国内通話無料 ・ 5分超は20円／30秒
令和元年6月	「ギガホ」「ギガライト」の オプション設定 「かけ放題オプション」 ・ +1,700円／月で国内通話無料	「ギガホ」「ギガライト」のオプション設定 「5分通話無料オプション」 ・ +700円／月で5分以内の国内通話無料 ・ 5分超は20円／30秒

5 音声通話サービスに係るコストの状況

ドコモの音声通話サービス（発信サービス）に係るコストについて公表されている資料はないが、次の状況からその推移については伺い知ることができる。

(1) トラヒックに連動するコストの推移

まず、トラヒックに連動するコストの推移は以下のとおり推定できる。

ドコモの音声通話サービス（発信サービス）は、原則として、ドコモの加入者（ドコモから音声卸役務の提供を受けているMVNOの加入者を含む。以下この項において同じ。）からドコモの加入者への発信と、ドコモの加入者から他の電気通信事業者の加入者への発信に区分できる。前者のトラヒックに連動するコストは、ドコモの音声網の利用に係るコストから構成され、後者のトラヒックに連動するコストは、ドコモの音声網と他の電気通信事業者の音声網の利用に係るコストから構成される。

これを踏まえれば、ドコモの音声網の利用に係るトラヒックに連動するコストは、次のとおり推定される。ドコモは、二種指定事業者として、音声伝送交換機能に係る接続料を設定している。当該接続料は、他の電気通信事業者のネットワークからの着信呼に関し、当該他の電気通信事業者が支払うべきものとして設定されるものであるが、その算定に当たっては、着信呼と発信呼の区別なく、音声通話サービスに係る適正な原価及び適正な利潤のうちトラヒックに連動する部分について、総通話時間で除すことにより設定しているものであり、ドコモの音声網の利用に係る1秒当たりのコストを示している。この金額の推移は下表のとおりであり、両当事者

が音声卸役務の提供に係る契約を締結した平成22年度以降、一貫して低下している。

他事業者の音声網の利用に係るトラヒック連動コストは、他の電気通信事業者の着信接続料であり、主要な他の携帯電話事業者等の着信接続料は、同表のとおり、平成22年度以降、一貫して低下している。

(単位：円)

年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ドコモ	0.087	0.068	0.067	0.057	0.054	0.052808	0.044138	0.041562	0.040181
KDDI	0.104	0.093	0.082	0.071	0.066	0.064	0.056614	0.053823	0.055500
ソフトバンク	0.127	0.099	0.082	0.073	0.069	0.069	0.056977	0.056937	0.057436
加入電話 (NTT東西)	6.38	6.96	6.57	6.79	6.81	6.84	7.22	7.33	7.68
ひかり電話 (NTT東)	5.73	5.71	5.00	4.61	4.06	3.31	2.81	2.22	1.50
ひかり電話 (NTT西)	6.33	6.30	5.73	5.36	4.68	3.81	3.18	2.63	1.93

※ ドコモ、KDDI及びソフトバンクは1秒当たり、加入電話及びひかり電話は3分当たりの金額を記載。

※ 各社が公表している接続料に基づき、当該年度の実績に基づき算定された接続料を記載。

※ 加入電話はIC接続料を記載。

なお、加入電話の着信接続料は上昇傾向にあるが、次表のとおり、携帯電話・PHSから発信された呼のほとんどが携帯電話・PHSに着信していることから、音声通話サービスに係るコストへの影響は軽微であると考えられる。

これにより、ドコモの音声通話サービスに係るコストのうち、トラヒックに連動するコストは一貫して低下していると見ることができる。

(単位：百万時間)

	着信先			合計
	加入電話 ISDN	I P電話	携帯電話・ PHS	
携帯電話・PHS発の通信時間	201.5 (9.2%)	256.3 (11.8%)	1722.6 (79.0%)	2180.4 (100.0%)

※ 通信量からみた我が国の音声通信利用状況－平成29年度の利用状況－（総務省、平成31年3月26

日）より作成。括弧内は合計に対する比率（%）。

(2) 契約者数に連動するコストの推移

次に、契約者数に連動するコストの推移は以下のとおり推定できる。

ドコモは、二種指定事業者として、データ伝送交換機能の回線管理機能の接続料を設定している。当該接続料は、一の契約に対するコストとして音声・データの区分なく算定されているものであることから、ドコモの音声通話サービスの契約者数に連動するコストにはほぼ等しいと考えることができる。

当該接続料の金額の推移は次表のとおりであり、両当事者が音声卸役務の提供に係る契約を締結した平成22年度以降、音声通話サービスに係るコストのうち、契約数に連動するコストは低下傾向にあると見ることができる。

(単位：円／回線・月)

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
接続料	96	96	96	99	99	101	97	94	89

※ ドコモが公表している接続料に基づき、当該年度の実績に基づき算定された接続料を記載。

(3) 音声通話サービスに係るコストの推移

(1)及び(2)から、両当事者が音声卸役務の提供に係る契約を締結した平成22年度以降、ドコモの音声通話サービス（発信サービス）に係るコストは、低下していると合理的に推定できる。

第4 判断

1 裁定事項1について

(1) 裁定が求められている事項

裁定が求められている事項1（以下「裁定事項1」という。）は、ドコモに対し、音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、本裁定申請の申請人である日本通信に卸役務として提供すべきとの裁定が求められているものである。

(2) 裁定要件の充足の適否（裁定事項1について、当事者間の協議が調っていないと判断できるか。）

法第39条において準用する法第35条第3項に基づいて、裁定を申請できるのは、「卸電気通信役務の提供に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないとき」に限られる。この点、日本通信とドコモ間において、裁定事項1に関する協議が行われていたかについて争いがある。

ドコモは、裁定事項1について、現在の従量制の音声卸役務の料金の値下げを求めるものと捉えた上で、「音声卸料金の見直しの要望は2019年10月4日の協議にて伺ったが、具体的な内容について協議を行っていない」（令和元年12月6日付けドコモ答弁書（経企第2280号）（以下「答弁書」という。）4頁）として、裁定事項1については具体的な内容の協議にまで至っていないと主張している。

これに対し、日本通信は、令和元年11月8日付けのドコモから送付のあった回答

文書について、「当該回答文書には、（中略）（裁定を求める事項1）についての記載はなく、協議を行いたい旨の文言も一切記されていない」、「ドコモが裁定を求める事項1について当事者間の協議を進める意思を全く示さなかつたために協議が調わなかつた」（12月13日付け意見書5頁）とし、裁定事項1は、「協議を継続しても今後の進展は見込めず、協議は不調に終わったと結論せざるを得ない状況になっている」（申請書7頁）と主張している。

この点、卸役務の契約の細目について、当事者間の協議によることを原則とし、協議が調わない場合に限って裁定申請を可能とした、裁定制度の趣旨を踏まえれば、申請要件を充足するためには、十分な協議が行われた結果、協議が不調となっていることが必要と解することが適当である。

まず、両当事者の主張からは、日本通信がドコモに送付した令和元年10月1日付けの文書において、「お願いしたい事項」の「1」として「音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい」と記載され、協議事項とされていること、同月4日、日本通信とドコモとの対面での協議において当該文書を用いて、日本通信からドコモに対して要望がなされていることが事実として認められる。また、その後、日本通信からの同月16日付け文書による回答の催促を経て、ドコモは日本通信に同年11月8日付けで文書を送付しており、当該文書において、「お願いしたい事項」の「2」については明確に回答が示されているが、上記「1」の事項については、回答が示されておらず、また、回答を保留する旨の記載がないことが事実として認められる。

こうした事実を踏まえれば、ドコモは、裁定事項1について、日本通信から令和元年10月1日付け文書で要望を受け、同月4日に当該要望について対面で協議を行い、さらに同月16日付け文書において日本通信から回答を催促された上で、要望に係る文書の受領から約1月後に文書で回答を行っていることから、ドコモは裁定事項1について書面による要望及び対面協議を踏まえた十分な検討を行った上で、裁定事項1について回答を示さない判断を行ったと推認できる。よって、両当事者間において、対面及び書面において十分な協議が行われたものと解することが適当である。

さらに、日本通信が、「協議を継続しても今後の進展は見込めず、協議は不調に終わったと結論せざるを得ない状況になっている」（申請書7頁）、「否定的な見解を持っていると解さざるを得ない」（申請書14頁）等としているように、対面協議を経た上で、ドコモが、令和元年11月8日付け文書において、「2」について回答を示したにもかかわらず「1」について回答を示さず、また回答を保留する旨の記載を行わなかつたことをもって、日本通信が、協議が調わない状況にあると解釈したことには合理性が認められる。

したがって、裁定事項1については、協議が調わない場合に該当するものであり、裁定申請の要件を充足していると認められる。

(3) 判断基準

裁定を行うに当たっては、法上、明確な判断基準が設けられていないことから、過去の裁定事案に照らし、法の趣旨、すなわち、公正競争の促進の観点、利用者利益の保護の観点、電気通信の健全な発達の観点からそれぞれ検討することが適当である。

なお、総務省では、金額について当事者間の協議が調わない場合について、裁定方針を定めており、具体的には、金額については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とすること等としており、これも踏まえつつ検討を行うこととする。

(4) 具体的検討

① 公正競争の促進の観点

ア 前述のとおり、卸役務制度は、相対協議による自由な料金その他の提供条件の設定を認める制度であり、事業者間協議において新たなニーズが生み出され、多様なサービスの弾力的・柔軟な提供が実現することが期待されるものである。

裁定を行うに際しては、こうした卸役務制度の趣旨を踏まえつつ、公正競争上の弊害の程度を勘案して検討を行うことが適当である。具体的には、現に公正競争上の弊害が顕著に現れていると認められるか、事業者間協議において新たなニーズが生み出され、多様なサービスの弾力的・柔軟な提供が期待されるサービスかについて検討することが適当である。

イ 日本通信が、エンドユーザ向けに音声通話サービスを提供するためには、MNOから、音声通話サービスに係るネットワークの提供を受けることが必須であるところ、ネットワークの提供に係る市場は、電波の有限希少性等により、実質的に二種指定事業者であるMNO 3社（ドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）による寡占的な市場となっており、そうした市場においてドコモを含むMNOは、卸役務の提供料金及び提供条件に係る協議において交渉上優位な地位に立つ可能性がある。ドコモを含む二種指定事業者であるMNO 3社が、エンドユーザ向け音声通話サービス市場においてMVNOと競合していることを考えれば、ドコモを含むMNOは、卸役務の協議における交渉

上の優位性を背景として、公正競争上の弊害を引き起こすおそれ、すなわち、MVNOの市場への参入を阻止したり市場から排除したりするような電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害する行為が行われるおそれがあり、そうした場合、MNOとMVNOから形成されるエンドユーザ向け音声通話サービス市場において、公正な競争が確保されない。

本事案については、「第3 その他判断において重要と考えられる事項 5 音声通話サービスに係るコストの状況」のとおり、両当事者が「第3種卸FOMA」に係る契約を締結した平成22年以降、ドコモにおける音声通話サービスに係る原価は低下していると合理的に推定でき、その間、ドコモは、エンドユーザ向けの音声通話サービスにおいて定額課金及び準定額課金の料金の設定並びにそれらの見直しを行ってきたにもかかわらず、「第3種卸FOMA」については契約締結以降約10年間、「第3種卸X-i」については契約締結以降約7年間という長期にわたり、音声卸役務の料金は変更されていない。このことから、ドコモは、意図的、非意図的の別にかかわらず、卸役務の協議における交渉上の優位性を背景として、音声卸役務の料金を高止まりさせていると推認できる。

日本通信は、音声通話サービスに係る主要なコストである音声卸役務の料金の高止まりにより、音声通話サービスに係るコストが低下する中で、ドコモが実現してきたエンドユーザ向けの音声通話サービスに対抗できるようなサービスを提供することができなかつたと見ることができ、公正競争上の弊害は顕著であると判断できる。

ウ 前述のとおり、卸役務制度においては、相対協議による自由な料金その他の提供条件の設定が認められており、これにより、事業者間協議において新たなニーズが生み出され、多様なサービスの弾力的・柔軟な提供の実現が期待されるものである。

音声通話サービスは、多様なサービスの弾力的・柔軟な提供の実現が期待できないまでは言えないが、音声通話サービスが、携帯電話サービスの導入以来提供されてきた、基礎的で成熟したサービスであることを踏まえれば、多様なサービスの弾力的・柔軟な実現を期待し、その確保を重視するよりも、顕著な公正競争上の弊害に対応することを重視すべきであると判断することが適当である。

エ アに関連し、ドコモは、「音声サービスについても接続は可能」、「自ら交換機を保持する音声サービスの接続を要望し、当社と協議を行っていたが、自社の経営判断として協議を取り下げ、卸方式を選択したもの」と主張している。

具体的には、ドコモは、MVNOが中継事業者として接続を行う方式、いわゆる中継電話の方式を挙げて、日本通信が接続方式を選択することが可能である旨主張している（答弁書6頁）。

確かに、卸役務の代替手段として接続が確保され、接続制度によって適正かつ公平な提供料金及び提供条件が実現している場合、卸役務において適正な契約交渉が行われ、結果的に公正競争が確保されることが期待できる。

これに対し、日本通信は、中継電話について、エンドユーザが事業者識別番号を入力し損ねた場合にはドコモの音声卸役務を利用することとなってしまうこと、事業者識別番号を自動的に入力する中継電話用アプリがあるものの着信履歴からの発信ができない場合がある等操作性に難があること、中継電話であっても日本通信はドコモから音声卸役務の提供を受け、少なくとも基本使用料を支払う必要があること、110、119等の緊急電話に対応していないことといった課題がある旨主張している（12月13日付け意見書8頁）。

ドコモは、こうした課題について、「創意工夫によって解消可能」とし、具体的な創意工夫の一例として、ドコモの交換機において事業者番号を付与する開発を行うことが可能との見解を示している（令和元年12月20日付けドコモ意見書（以下「12月20日付け意見書」という。）6頁脚注）。

確かに、今後、ドコモにおいて、日本通信が主張する中継電話における課題を解消しつつ音声通話サービスの接続による提供が実現される可能性は皆無とは言えないが、経済的及び技術的な障壁により、日本通信のみならず大手MVNOにおいても課題が解決されていないことを踏まえれば、現時点において、接続制度による適正かつ公平な提供料金及び提供条件は実現されておらず、接続により音声卸役務を代替する方法はないと認められる。

なお、ドコモが主張するように、音声通話サービスの接続による提供に関する検討が進められ、将来的に、卸役務の代替手段として接続による音声通話サービスの提供が実現し、有効に機能していると客観的に認められる場合には、卸役務において適正な契約交渉が行われることが期待できる。よって、そうした場合には、両当事者は、音声卸役務の提供料金及び提供条件について再協議を行うこととすることが適当である。

オ こうした状況を総合的に勘案すると、公正競争の促進の観点からは、交渉上の地位の優劣に起因する公正競争上の弊害を排除することが適當であり、音声卸役務の料金を適正な水準とすることが適當である。音声卸役務に係る電気通信事業は、巨額の設備投資を必要とする産業であり、自然独占性を有していることを踏まえれば、音声卸役務の料金については、その提供に要する費用を回収できる限りの水準、すなわち適正な原価に適正な利潤を加えた金額で設定す

ることが適當である。

よって、公正競争の確保の観点からは、ドコモは、日本通信に対して提供する音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定することが適當である。

② 利用者利益の保護の観点

音声卸役務の料金が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとして設定されることで、MVNOである日本通信とMNOとの間の競争が促進され、低廉かつ多様な音声通話サービスが提供され、利用者利益の保護に資することが期待される。

したがって、利用者利益の保護の観点からは、ドコモは、日本通信に対して提供する音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定することが適當である。

③ 電気通信の健全な発達の観点

ドコモは、「卸においては、自由なビジネスベースでの提供が前提とされている」、「これは、技術革新等の市場変化の激しい市場において」、「5G等多様なプレーヤとの連携によるイノベーション促進を行う上で、当事者間の協議により決定されることが必要」と主張している（答弁書2頁）。これに対し、日本通信は、「要望する裁定申請の内容が認められることによってイノベーションが阻害され、国際競争力の源泉を抓んでしまうことになるとは到底考えられないと主張している（12月13日付け意見書4頁）。

ドコモの主張するとおり、卸役務においては、相対協議による自由な料金その他の提供条件の設定が認められており、これにより、多様なサービスの弾力的・柔軟な提供の実現が可能となり、イノベーションの促進の効果ができる。しかしながら、音声通話サービスは、多様なサービスの弾力的・柔軟な提供の実現が期待できないとまでは言えないものの、音声通話サービスが、携帯電話サービスの導入以来提供されてきた、基礎的で成熟したサービスであることを踏まえれば、多様なサービスの弾力的・柔軟な実現を期待し、その確保を重視するよりも、顕著な公正競争上の弊害に対応することを重視すべきであると判断することが適當である。したがって、電気通信の健全な発達の観点からは、ドコモは、日本通信に対し提供する音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定することが適當である。

④ 具体的な料金の設定

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法

については、音声卸役務に係る料金は、当該役務に用いられる設備の使用料とすることを基本的な考え方としつつも、卸役務制度において、相対協議による自由な提供条件の設定が認められ、積極的な営業活動が見込まれることを踏まえることが適当である。具体的には、適正な原価は、当該役務に用いられる設備の構築・維持・保全に関連する費用（例：施設保全費、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料、試験研究費、租税公課）を基本としつつ、設備への帰属が認められる営業費、当該役務の提供の際に必要となる営業費（例：当該役務の販売に係る広告宣伝費）についても原価への算入が認められる。

適正な利潤は、設備構築に係る資本調達コストと捉え、設備等の正味固定資産価額等に基づきレートベースを設定し、これに基づき、自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税を算定する方式を採用することが適当である。

課金単位については、音声卸役務の料金のうち、契約数に連動する費用（例：回線管理機能に係る費用）に係る料金については、課金単位を1契約とし、通話時間に連動する費用（例：他の電気通信事業者の電気通信設備の利用に係る接続料支払額）に係る料金については、課金単位を1秒とすることとする。

なお、通話時間に連動する費用に係る料金の課金方法としては、各呼の通信経路に応じて課金する方法や、通信経路に関係なく全ての呼について一律に課金する方法等が考えられるところ、どの方法を採用するかは、当事者間の協議に委ねることとする。

音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、原価、利潤及び課金単位の実績値を反映し毎年度更新することとする。その際、更新後の料金により当該実績値の発生年度の期首（当該期首が裁定を行った日より前である場合は、裁定を行った日）まで遡及して精算することとする。

⑤ その他検討すべき事項

ア ドコモは、総務大臣による裁定について、「国は、小売業者に商品を卸す際に、法的根拠がないにもかかわらず、適正な原価+適正な利潤で卸料金を決定しようと公定力を持って命ずることはできない」、「法改正を伴わずにこれを命ずれば、憲法の保障する営業の自由の侵害になることは論を待たない」と主張している（12月20日付け意見書5頁）。上述のとおり、法第39条において準用する法第35条第3項は、卸役務の円滑な提供の高い公共性を背景に、卸役務の提供料金や提供条件を総務大臣の裁定に係らしめているものであり、総務大臣が、卸役務の提供料金について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を設定することが適当とする裁定を行うことに法的根拠がないとする主張は当たらない。

イ ドコモは、本件音声卸役務を電気的接続を伴わない卸役務と分類した上で、本件申請について、「日本通信が、電気的接続の実態が全くない卸契約（中略）について、接続協定方式に関する電気通信事業法第34条第3項第2号に基づいて料金を定めよとの裁定を求めるもの」と解釈し、「卸契約であっても電気的接続を伴う場合（中略）であれば、その実態は、接続協定方式による場合と全く同じであるため、接続協定方式による場合と同様に電気的接続があることをもって、電気通信事業法第34条第3項第2号に準じることにも合理性が認められる」、「しかし、（中略）電気的接続も伴わない卸契約（中略）は、接続協定方式による場合（中略）とは、法的整理としても実態としても全く異なるものであり、電気的接続に適用する電気通信事業法第34条第3項第2号に準じる合理的根拠が存在しない」と主張する（12月20日付け意見書4頁～5頁）。しかしながら、そもそも、法上、電気的接続を伴うか否かにかかわらず、卸役務に対して法第34条第3項第2号の規律が直接適用されることなく、また、電気的接続を伴う等一定の要件を満たす卸役務について同条の規定が準用されるといった措置は講じられておらず、一般的な理解も存在しない。よって、ドコモの主張を、当該判断の検討に当たって考慮することは適当ではない。

（5）小括

上記の検討の結果からすれば、ドコモは、日本通信に対して提供する音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない金額で設定することが適当である。

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法については、音声卸役務に係る料金は、当該役務に用いられる設備の使用料とすることを基本的な考え方としつつも、卸役務制度において、相対協議による自由な提供条件の設定が認められ、積極的な営業活動が見込まれることを踏まえることが適当である。具体的には、適正な原価は、当該役務に用いられる設備の構築・維持・保全に関連する費用（例：施設保全費、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料、試験研究費、租税公課）を基本としつつ、設備への帰属が認められる営業費、当該役務の提供の際に必要となる営業費（例：当該役務の販売に係る広告宣伝費）についても原価への算入が認められる。

適正な利潤は、設備構築に係る資本調達コストと捉え、設備等の正味固定資産価額等に基づきレートベースを設定し、これに基づき、自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税を算定する方式を採用する。

課金単位については、音声卸役務の料金のうち、契約数に連動する費用（例：回線管理機能に係る費用）に係る料金については、課金単位を1契約とし、通話時間

に連動する費用（例：他の電気通信事業者の電気通信設備の利用に係る接続料支払額）に係る料金については、課金単位を1秒とすることとする。

なお、通話時間に連動する費用に係る料金の課金方法としては、各呼の通信経路に応じて課金する方法や、通信経路に関係なく全ての呼について一律に課金する方法等が考えられるところ、どの方法を採用するかは、当事者間の協議に委ねることとする。

音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、原価、利潤及び課金単位の実績値を反映し毎年度更新することとする。その際、更新後の料金により当該実績値の発生年度の期首（当該期首が裁定を行った日より前である場合は、裁定を行った日）まで遡及して精算することとする。

将来的に、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の代替手段として、接続による音声通話サービスの提供が実現し有効に機能していると客観的に認められる場合には、該当する接続約款の届出後、当事者的一方は相手方当事者に対し、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の提供料金及び提供条件についての再協議を請求することができるものとし、相手方当事者はこの請求に応じて真摯に協議を行わなければならないものとする。この場合において、当事者的一方は、相手方当事者に対する3月の事前通告により、本裁定による債権債務関係を将来に向かって消滅させができるものとする。ただし、相手方当事者から、本裁定による債権債務関係の継続の申立てがあった場合は、通告があった日から1年を超えない期間において本裁定による債権債務関係は継続するものとする。

2 裁定事項2について

(1) 裁定が求められている事項

裁定が求められている事項2（以下「裁定事項2」という。）は、音声卸役務の料金において、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金により、ドコモがエンドユーザ向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」と同じ定額課金及び準定額課金での料金設定を行うべきとの裁定が求められているものである。

(2) 裁定要件の充足の適否

上述のとおり、法第39条において準用する法第35条第3項に基づいて、裁定を申請できるのは、「卸電気通信役務の提供に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないとき」に限られる。

裁定事項2については、音声卸役務の料金における課金方法に係る協議は、平成26年から継続して行われており、この間、ドコモは、一貫して、定額課金及び準定額課金の設定を拒絶しており、協議の進展が見られないため、協議が調わないと判断することが適當である。

したがって、裁定事項2については、裁定要件を充足していると認められる。なお、当事者間で裁定要件の充足についての争いはない。

(3) 判断基準

裁定が求められている事項は、音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とした料金水準とすべき旨の要素と、音声卸役務の料金における課金方法に係る要素の2つの要素から構成されている。前者については「裁定事項1について」で能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本として設定することが適當との判断を行ったため、この判断を前提に検討を行う。

判断を行うに当たっては、「裁定事項1について」と同様、法上、明確な判断基準が設けられていないことから、過去の裁定事案に照らし、法の趣旨、すなわち、公正競争の促進の観点、利用者利益の保護の観点、電気通信の健全な発達の観点からそれぞれ検討することが適當である。

(4) 具体的検討

① 公正競争の促進及び利用者利益の保護の観点

裁判事項2については、公正競争の促進の観点からの検討と利用者利益の保護の観点からの検討は密接に関連しているため、本項で一度に扱う。

日本通信は、音声通話サービスの料金についてMNO3社の競争が十分に働いていないとした上で「かかる状況の中、MVNOに音声通話定額サービスを含む音声通話サービスを適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で卸提供し、さらなる競争促進を図ることは、利用者利益の増大に資するもの」（申請書15頁）と主張している。これに対し、ドコモは、定額課金及び準定額課金での卸役務の提供は、エンドユーザ向けの定額料金の設定を可能とするためのものとの前提に立ち、「MVNOがエンドユーザ向けに定額料金を設定することによるリスクや当該リスクの回避対策を、MVNO自身ではなくMNOに取らせた上、音声定額料金プランを切り出してMVNOに卸すことを強制されべきではあり得」ない（12月20日付け意見書8頁）と主張している。

確かに、音声卸役務の料金において、定額課金または準定額課金が設定された場合、日本通信は、収入（利用者料金収入）が原価を下回るリスクにさらされることなく確実にエンドユーザ向けの定額料金等の設定が可能となる。この点、日本通信によるエンドユーザ向けの定額料金等の設定が利用者利益の増大に資すると言える。

他方、音声卸役務の提供にあたり定額課金を適用した場合、日本通信のエンドユーザにおける1契約者当たりの通話時間が過剰に生じる局面にあっては、ドコモにおいて、音声卸役務に関し、収入が原価を下回ることは明らかである。また、準定額課金を適用した場合についても、課金の設定方法によっては、ドコモにおいて、収入が原価を下回る可能性がある。ドコモに対し、音声卸役務について、定額課金や準定額課金の料金を設定させ、原価割れリスクを負わせることは、不当に有利な条件で日本通信に音声卸役務を提供させることとなり、公正競争確保の観点から妥当性を欠く。

この点、日本通信は意見書の中で、ドコモに原価割れリスクが発生することを認め、原価割れリスクを負うべき主体について「当社は、ドコモが音声通話定額サービスを当社に卸した時に存在するリスクについて、当社分を負担するつもりである」（12月13日付け意見書10頁）として、日本通信において原価割れリスクを負う旨の態度を示し、その具体的な方法として実コストによる精算の仕組みを提案しつつも、「赤字が発生する可能性は少ないと考える」、「精算の仕組みを導入するにしても、全ての通話について実コストによる精算を行うのはなし」い（令和2年1月30日付け日本通信意見書1頁）として、原価割れが実際に生じる可能性は小さく、原価割れリスクを全て負うわけではないとの態度を示している。

原価割れが生じる可能性は日本通信のエンドユーザーの音声通話の利用傾向に依拠するところ、それが確定的ではない以上、原価割れが実際に生じる可能性は小さいと断言することは困難である。また、前述のとおり、原価割れリスクを部分的にせよドコモに負わせることは、不当に有利な条件で日本通信に音声卸役務を提供させることとなり、公正競争確保の観点から妥当性を欠く。

よって、前述のとおり、定額課金や準定額課金は、利用者利益の増大に資するとしても、こうした公正競争の確保に支障を生じさせてまで実現を図るべきものとは言えない。

以上から、ドコモは、日本通信に対して提供する音声卸役務の料金において、定額課金及び準定額課金での料金の設定を行わなければならないと判断することは適当ではない。

ただし、両当事者の協議により、音声卸役務の料金において、定額課金及び準定額課金での料金を設定することまでを否定するものではない。

② 電気通信の健全な発達の観点

電気通信の健全な発達の観点から、定額課金及び準定額課金での料金の設定を行わなければならないと判断する理由は見当たらない。

③ その他検討すべき事項

日本通信は、ドコモが定額課金及び準定額課金のサービスをエンドユーザー向けには提供しているのに日本通信に提供しないのは不当な差別的取扱いに当たる旨主張している（申請書11～12頁）。

前述のとおり、電気通信事業者は、卸役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（法第6条）こととされており、具体的には、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならないこととされている。

本件事案については、前述のとおり、ドコモが、日本通信に対して提供する音声卸役務の料金において、定額課金及び準定額課金での料金の設定を行うことは、ドコモにおける原価割れリスクを生じさせるものであることから、ドコモが、当該設定を行うことを拒むことには合理的な理由があるものと認められる。したがって、直ちに不当な差別的取扱いに当たるとは言えない。

(5) 小括

上記の検討の結果、音声卸役務の料金において、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金により、ドコモがエンドユーザー

向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」と同じ課金単位の料金設定を行うべきとすることは適当ではない。

ただし、両当事者の協議により、ドコモがエンドユーザ向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」と同じ課金単位の料金設定を行うことまでを否定するものではない。

第5 その他

本裁定に基づき新たにドコモが設定する音声卸役務の料金は、裁定を行った日から適用することとする。当該料金の設定が裁定を行った日の翌日以降となる場合には、設定後速やかに裁定を行った日まで遡及して精算を行うことが適当である。また、ドコモは、裁定を行った日から起算して6月を超えない期間内に当該料金を設定するものとする。

第6 結論

以上の検討の結果より、上記のとおり裁定することが相当である。

日本通信株式会社から申請のあった
卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮詢
総務大臣裁定案(概要)

令和2年2月4日
総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

1 事業の概要

(1)申請概要・当事者

申請概要

本件申請は、日本通信株式会社が、株式会社NTTドコモの音声卸役務の提供に関し、協議が調わないとして、電気通信事業法第39条において準用する法第35条第3項の規定により、総務大臣に対して裁定を求めるもの。

【裁定を求める事項】

1. ドコモに対し、音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、本件申請の申請人である日本通信に卸役務として提供すべきとの裁定を求める。
2. 前記1. で求める事項を具現化した卸役務の一つとして、ドコモが現在「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」の名称で利用者に提供している音声通話料の定額サービスを、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、日本通信に提供すべきとの裁定を求める。

当事者

日本通信

- ・ 法第16条の規定に基づき総務大臣に届出をし、電気通信役務を提供する電気通信事業者。
- ・ 平成22年4月から、ドコモのネットワークを活用し、MVNO(※)として音声通話サービスを提供。

※ MNO(移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用する者をいう。以下同じ。)の提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用しない者をいう。

ドコモ

- ・ 法第9条の規定に基づき総務大臣の登録を受け、電気通信役務を提供する電気通信事業者。
- ・ MNOに該当。

(2) 裁定対象の卸役務・音声卸役務の料金の設定経緯

裁定対象の卸役務

本件申請は、音声卸役務の料金について裁定を求めるもの。具体的には、ドコモの「卸携帯電話サービス契約約款」記載の「第3種卸FOMA」(3G)の「通話モード」及び「第3種卸Xi」(3G・4G)の「通話モード」の基本使用料及び通信料について裁定を求めるもの。

- 「第3種卸FOMA」の「通話モード」の料金の現状

基本使用料: 1契約当たり月額834円、通信料、30秒当たり14円相当（「卸FOMAタイプSS」の例）

- ✓ 定期利用期間3年及び契約数1001回線以上の場合。
- ✓ 基本使用料は、「通話モード」、「64kb/sデジタル通信モード」、「パケット通信モード」及び「ショートメッセージモード」の全体のものとして設定されている。
- ✓ エンドユーザ向けの「バリュープラン」の料金を基礎とし、一定割合を控除するいわゆるリテールマイナス方式により設定することとされている。

- 「第3種卸Xi」の「通話モード」の料金の現状

基本使用料: 1契約当たり月額666円、通信料: 30秒当たり14円相当

- ✓ 定期利用期間3年及び契約数2001回線以上の場合。
- ✓ 基本使用料は、「通話モード」、「64kb/sデジタル通信モード」、「データ通信モード」及び「ショートメッセージモード」の全体のものとして設定されている。
- ✓ エンドユーザ向けの「タイプXi」の料金を基礎とし、一定割合を控除するいわゆるリテールマイナス方式により設定することとされている。

音声卸役務の料金の設定経緯

- 両当事者は、平成22年4月15日、「第3種卸FOMA」に係る契約を締結。基本使用料及び通信料は、以降、現在に至るまで変更はない。
- 両当事者は、平成25年1月16日、「第3種卸Xi」に係る契約を締結。基本使用料及び通信料は、以降、現在に至るまで変更はない。

2 その他判断において重要と考えられる事項

(1) MVNOのネットワーク調達に関する制度の概要

- **MVNOのネットワークの調達は、法上、卸役務によるものと接続によるものが並立しており、いずれを採用するかは当事者間の協議に委ねられている。**
- これは、法が、**原則非規制の卸役務**と、提供料金及び提供条件について**厳格な規律が適用される接続を並立させること**により、**提供料金及び提供条件の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られること**を期待したため。

【卸役務制度】

- 卸役務は、法第29条第1項第10号において「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」と定義。
- 原則として、役務提供事業者に対して役務提供義務が課されていないほか、提供料金及び提供条件について規制が課されておらず、相対協議による設定が可能となっている。ただし、一部の卸役務については届出義務の対象となる、卸役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない等の規律が課せられている。

【接続制度】

- 接続は、電気通信設備相互間を電気的に接続すること。電気通信回線設備を設置する電気通信事業者に、他の電気通信事業者からの接続請求に応諾する義務が課されている。
- 接続については、相対的に多数の端末設備を収容する電気通信設備を指定し、当該設備(二種指定設備)を設置する電気通信事業者に対して、接続料及び接続条件について接続約款の策定・届出、適正な原価に適正な利潤をえたものとして算定された金額を超えない範囲内での接続料の設定等の規律が課されている。
- これは、周波数の有限希少性等により寡占的市場が形成されているモバイル市場において、二種指定設備を設置する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたもの。ドコモの設置する電気通信設備は、平成14年に指定されている。

指定設備を用いた卸役務に関する制度

- 二種指定設備は、寡占的市場が形成されているモバイル市場において相対的に多数の端末設備を収容する電気通信設備であり、二種指定事業者は、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがある。
- 二種指定設備の特殊性に鑑み、二種指定設備を用いる卸役務は、他の事業者による円滑な利用を図る観点から、法において、他の卸役務とは異なる取扱いがなされている（二種指定設備を用いる卸役務に係る届出、総務大臣による当該卸役務に関する情報の整理・公表等）。
- 本件音声卸役務は、二種指定設備を用いる卸役務に該当する。

卸役務に関する裁定期制

- 法は、卸役務の提供に関する契約の細目について、協議が調わない場合には、裁定期制を申請することを可能としている。
- 卸役務の提供は、他の事業者によるネットワークの迅速かつ円滑な構築を可能とし、より高度かつ多様な電気通信サービスの提供やより広い地域での電気通信サービスの提供を可能とするものであるため、その円滑な提供は、利用者にとっても当事者たる他の事業者にとっても有益である等、特に公共性の高いものである。
- しかし、全ての事業者が対等の地位に立って協議ができるわけではなく、協議が円滑に進まず、卸役務の円滑な提供が困難となる場合があることから、卸役務を裁定期制の対象とし、当該役務の迅速かつ円滑な提供を可能とすることで、公正競争の確保や利用者利益の保護を図ることとしたもの。
- 裁定期制があった場合は、その内容により協議が調ったものとみなされ、両当事者は、私法上の債権債務関係にあることとなる。

(3) 音声通話サービスに係るコストの状況

ドコモの音声通話サービスに係るコストは、以下の状況からその推移についてうかがい知ることが可能。

トラヒックに連動するコストの推移

- トラヒックに連動するコストは、ドコモの音声網の利用に係るコストと他の電気通信事業者の音声網の利用に係るコストから構成されるが、ドコモにおいても他の電気通信事業者についても、音声網のトラヒック連動コストを示す着信接続料は一貫して低下している。

※なお、加入電話の着信接続料は上昇傾向にあるが、携帯電話等発の呼のほとんどが携帯電話等着であることから、コストへの影響は軽微と考えられる。



トラヒックに連動するコストは、平成22年度以降、一貫して低下していると見ることが可能。

年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ドコモ	0.087	0.068	0.067	0.057	0.054	0.052808	0.044138	0.041562	0.040181
KDDI	0.104	0.093	0.082	0.071	0.066	0.064	0.056614	0.053823	0.055500
ソフトバンク	0.127	0.099	0.082	0.073	0.069	0.069	0.056977	0.056937	0.057436
加入電話 (NTT東西)	6.38	6.96	6.57	6.79	6.81	6.84	7.22	7.33	7.68
ひかり電話 (NTT東)	5.73	5.71	5.00	4.61	4.06	3.31	2.81	2.22	1.50
ひかり電話 (NTT西)	6.33	6.30	5.73	5.36	4.68	3.81	3.18	2.63	1.93

※ ドコモ、KDDI及びソフトバンクは1秒当たり、加入電話及びひかり電話は3分当たりの金額を記載。

契約者数に連動するコストの推移

- ドコモが設定しているデータ伝送交換機能の回線管理機能の接続料は、ドコモの音声通話サービスの契約者数に連動するコストにほぼ等しいと考えられる。回線管理機能の接続料は、低下傾向。



契約者数に連動するコストは、平成22年度以降、低下傾向にあると見ることが可能。



ドコモの音声通話サービスに係るコストは、平成22年度以降、低下していると合理的に推定できる。

年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
接続料	96	96	96	99	99	101	97	94	89

(4) エンドユーザ向け音声通話サービスの料金の状況

ドコモは、日本通信との契約締結後、エンドユーザ向けに、段階的に、定額制の料金の設定及び準定額制の料金の設定並びにそれらの見直しを行ってきてている。

【エンドユーザ向け音声通話サービスの主な変遷】

	定額制	準定額制
平成26年6月	<p>「カケホーダイ」</p> <ul style="list-style-type: none"> 2,700円/月で国内通話無料 	
平成27年9月		<p>「カケホーダイライト」</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,700円/月で5分以内の国内通話無料 5分超は20円/30秒
令和元年6月	<p>「ギガホ」「ギガライト」のオプション設定</p> <p>「かけ放題オプション」</p> <ul style="list-style-type: none"> +1,700円/月で国内通話無料 	<p>「ギガホ」「ギガライト」のオプション設定</p> <p>「5分通話無料オプション」</p> <ul style="list-style-type: none"> +700円/月で5分以内の国内通話無料 5分超は20円/30秒

3 判断・裁定案(裁定事項1)

【裁定が求められている事項】

ドコモに対し、音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、本裁定申請の申請人である日本通信に卸役務として提供すべきとの裁定が求められているものである。

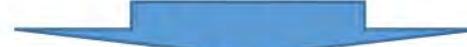
判断①

1 裁定要件の充足の適否

- 裁定を申請できるのは、「卸電気通信役務の提供に関し、当事者取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないとき」に限られる。これに関し、日本通信とドコモの間において、裁定事項1に関する協議が行われていたかについて争いがある。
- ドコモは、裁定事項1を現在の音声卸役務の料金の値下げと捉え、料金の値下げについては、令和元年10月4日に要望があったもので、具体的な内容についての協議は行っていない旨主張。
- 日本通信は、当該要望について、同年11月8日の回答では何ら記載がなかったことから、今後の進展は見込めず、協議は不調に終わったと結論せざるを得ない旨主張。



- 日本通信が送付した令和元年10月1日付けの文書に「音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい」と記載され、協議事項とされており、同月4日、対面での協議において当該文書により要望がなされていること、ドコモが送付した同年11月8日付けの文書では、回答が示されておらず、回答を保留する旨の記載がないことが事実として認められる。
- こうした事実を踏まえれば、ドコモは書面による要望及び対面協議を踏まえた十分な検討を行った上で、回答を示さない判断を行ったと推認できる。よって、対面においても書面においても協議が行われたものと解することが適当。さらに、対面協議を経た上で、ドコモが回答を示さず、また回答を保留する旨の記載を行わなかつたことをもって、日本通信が、協議が調わない状況にあると解釈したことには合理性が認められる。



裁定事項1は、協議が調わない場合に該当するものであり、裁定申請の要件を充足している。

判断②

2 判断基準

- 過去の裁定事案に照らし、法の趣旨、すなわち、公正競争の促進の観点、利用者利益の保護の観点、電気通信の健全な発達の観点からそれぞれ検討する。

3 具体的検討

(1)公正競争の促進の観点

- 検討は、卸役務制度の趣旨を踏まえつつ、公正競争上の弊害の程度を勘案して行うことが適当。具体的には、現に公正競争上の弊害が顕著に現れていると認められるか、高度に先進的なサービスに係るものであり事業者ごとの個別ニーズに応える弾力的・柔軟な提供が期待されるかについて、検討することが適当。
- ネットワーク提供に係る市場はMNO3社による寡占的な市場となっており、MNOは、卸役務の協議において交渉上優位な地位に立つ可能性がある。MNOが、エンドユーザー向け市場においてMVNOと競合していることを考えれば、交渉上の優位性を背景として、公正競争上の弊害を引き起こすおそれがある。
- 本事案については、音声通話サービスに係る原価は低下していると合理的に推定でき、その間、ドコモは、エンドユーザー向けの定額制の料金の設定及び準定額制の料金の設定並びにそれらの見直しを行ってきたにもかかわらず、音声卸役務の料金は長期にわたり変更されていない。このことから、ドコモは、意図的、非意図的の別にかかわらず、交渉上の優位性を背景として、音声卸役務の料金を高止まりさせていると推認できる。
- 日本通信は、音声通話サービスに係る主要なコストである音声卸役務の料金の高止まりにより、ドコモが実現してきたエンドユーザー向けのサービスに対抗できるようなサービスを提供することができなかつたと見ることができ、公正競争上の弊害は顕著であると判断できる。
- 音声通話サービスは最も基礎的で成熟したサービスであり、事業者間協議における新たなニーズの創出と多様なサービスの弾力的・柔軟な提供の実現を期待し、その確保を重視するよりも、公正競争上の弊害に対応することを重視すべきであると判断できる。

判断③

- 卸役務の代替手段として接続が確保され、接続制度によって適正かつ公平な提供料金及び提供条件が実現している場合、卸役務において適正な契約交渉が行われ、結果的に公正競争が確保されることが期待できる。
- この点、ドコモは、中継電話を挙げて、日本通信が接続方式を選択することが可能である旨主張している。
- 日本通信は、中継電話について、事業者識別番号を入力し損ねた場合にはドコモの音声卸役務を利用することとなってしまうこと等の課題がある旨主張している。これに対し、ドコモは、こうした課題について、創意工夫によって解消可能とし、一例として、ドコモの交換機において事業者番号を付与する開発を行うことが可能との見解を示している。



- 今後、中継電話における課題を解消しつつ音声通話サービスの接続による提供が実現される可能性は皆無とは言えないが、現時点において、接続により音声卸役務を代替する方法はないと認められる。
- なお、検討が進められ、将来的に、卸役務の代替手段として接続による音声通話サービスの提供が実現し、有効に機能していると認められる場合には、卸役務において適正な契約交渉が行われることが期待できるため、両当事者は、再協議を行うこととすることが適当である。



こうした状況を総合的に勘案すると、公正競争の促進の観点からは、音声卸役務の料金は、適正な水準とすることが適当であり、電気通信事業は自然独占性を有していることを踏まえれば、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定することが適当である。

(2)利用者利益の保護の観点

- 音声卸役務の料金が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとして設定されることで、日本通信とMNOとの間の競争が促進され、低廉かつ多様な音声通話サービスが提供されることが期待される。



- 利用者利益の保護の観点からは、音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定することが適当である。

(3)電気通信の健全な発達の観点

- ドコモは、技術革新等の激しい市場において、多様なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進の観点から、卸役務は、自由なビジネスベースでの提供がなされるべきである旨主張している。
- 日本通信は、要望する内容が認められることによってイノベーションが阻害されるとは考えられない旨主張している。
- 卸役務の提供は、イノベーションの促進の効果が期待されるものであるが、音声通話サービスは、携帯電話サービスの導入以来提供されてきた、最も基礎的で成熟したサービスであることを踏まえれば、多様なサービスの弾力的・柔軟な実現を期待し、その確保を重視するよりも、公正競争上の弊害に対応することを重視すべきである。



- 電気通信の健全な発達の観点からは、音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定することが適当である。

裁定案

- ・ ドコモは、日本通信に対して提供する音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえた金額を超えない額で設定するものとする。当該金額の算定方法、課金方法、精算方法等については、以下のとおりとする。
 - ✓ 音声卸役務の料金は、設備の使用料とする考え方に基づき、適正な原価は、設備の構築・維持・保全に関連する費用を基本とするが、設備への帰属が認められる営業費及び当該役務の提供の際に必要となる営業費についても原価への算入が許容されるものとする。適正な利潤は、設備構築に係る資本調達コストと捉え、自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税を算定する方式を採用することとする。
 - ✓ 課金単位については、音声卸役務の料金のうち、契約数に連動する費用に係る料金については、1契約とし、通話時間に連動する費用に係る料金については、1秒とすることとする。
 - ✓ 後者の課金方法としては、各呼の通信経路に応じて課金する方式と、通信経路に関係なく全ての呼について一律に課金する方式が考えられるところ、どの方式を採用するかは、当事者間の協議に委ねることとする。
 - ✓ 音声卸役務の料金は、原価、利潤及び課金単位の実績値を反映し毎年度更新することとする。その際、更新後の料金により当該実績値の発生年度の期首まで遡及して精算することとする。
- ・ 本裁定に基づき新たにドコモが設定する音声卸役務の料金は、裁定日から適用することとする。当該料金の設定が裁定日の翌日以降となる場合には、設定後速やかに裁定日まで遡及して精算を行うこととする。ドコモは、裁定日から起算して6月を超えない期間内に当該料金を設定するものとする。
- ・ 将来的に、音声卸役務の代替手段として、接続による提供が実現し有効に機能していると客観的に認められる場合には、接続約款の届出後、当事者の一方は、音声卸役務の提供料金等についての再協議を請求することができるものとし、相手方当事者は真摯に協議を行わなければならないものとする。
 - ✓ この場合において、当事者の一方は、3月の事前通告により、本裁定による債権債務関係を将来に向かって消滅させができるものとする。ただし、相手方当事者から、本裁定による債権債務関係の継続の申入れがあった場合は、当該通告があった日から1年を超えない期間において継続するものとする。

4 判断・裁定案(裁定事項2)

【裁定が求められている事項】

音声卸役務の料金において、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金により、ドコモがエンドユーザ向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」と同じ定額課金及び準定額課金での料金設定を行うべきとの裁定が求められているものである。

判断・裁定案

1 裁定要件の充足の適否

- 音声卸役務の課金方法に係る協議は、平成26年から継続。ドコモは、一貫して、定額課金及び準定額課金の設定を拒絶しており、協議の進展が見られないため、協議が調わないと判断することが適当である。

2 判断基準

- 裁定事項1と同様、公正競争の促進の観点、利用者利益の保護の観点、電気通信の健全な発達の観点からそれぞれ検討する。

3 具体的検討

① 公正競争の促進及び利用者利益の保護の観点

- 音声卸料金における定額課金等の設定について、日本通信は、競争が促進され、利用者利益の増大に資する旨主張。ドコモは、リスクを日本通信自らが負うのではなくMNOに取らせるものである旨主張。
- 確かに、定額課金等の設定により、日本通信は、収入が原価を下回るリスクにさらされることなく、エンドユーザ向けの定額課金等の設定が可能となり、この点、利用者利益の増大に資すると言える。
- しかし、日本通信のエンドユーザにおける1契約者当たりの通話時間が過剰に生じる局面にあっては、ドコモにおいて、収入が原価を下回ることは明らか。定額課金等を設定させ、ドコモに原価割れリスクを負わせることは、不当に有利な条件で日本通信に音声卸役務を提供させることとなり、公正競争確保の観点から妥当性を欠く。
- 定額課金等の設定は、利用者利益の増大に資するとしても、公正競争の確保に支障を生じさせてまで実現を図るべきものとは言えず、当該設定を行わなければならないと判断することは相当ではない。
- ただし、協議により定額課金等を設定することまでを否定するものではない。

② 電気通信の健全な発達の観点

- 電気通信の健全な発達の観点から、定額課金等の設定を行わなければならぬと判断する理由は見当たらない。

③ その他検討すべき事項

- 日本通信は、ドコモが定額課金等をエンドユーザ向けに設定しているのに日本通信向けに設定しないのは不当な差別的取扱いに当たる旨主張。
- 法第6条の規定により、電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならないこととされており、そのため、電気通信事業者は、MVNOから、他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一の提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならないものと解される。
- 本件については、ドコモにおける原価割れリスクを生じさせるものであることから、ドコモが設定を拒むことは合理的な理由があるものと認められる。

4 裁定案

- 音声卸役務の料金において、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金により、ドコモがエンドユーザ向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」と同じ課金単位の料金設定を行うべきとすることは適当ではない。

〈参考資料〉

関係規定(総務大臣裁定関係)

○電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号）（抄）

（電気通信設備の接続に関する命令等）

【第三十九条に基づく卸役務への準用による読み替後】

第三十五条（略）

2（略）

3 電気通信事業者の卸電気通信役務の提供に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないときは、当該電気通信事業者と契約を締結しようとする電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百五十六条第二項において準用する第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

4（略）

5 総務大臣は、前二項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

6 総務大臣は、第三項又は第四項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第三項又は第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知った日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

9 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

10 第三項又は第四項の裁定についての審査請求においては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることはできない。

（卸電気通信役務の提供についての準用）

第三十九条 第三十五条第三項から第十項まで及び第三十八条第一項の規定は、卸電気通信役務の提供について準用する。（略）

（設置及び権限）

第一百四十四条 総務省に、電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2（略）

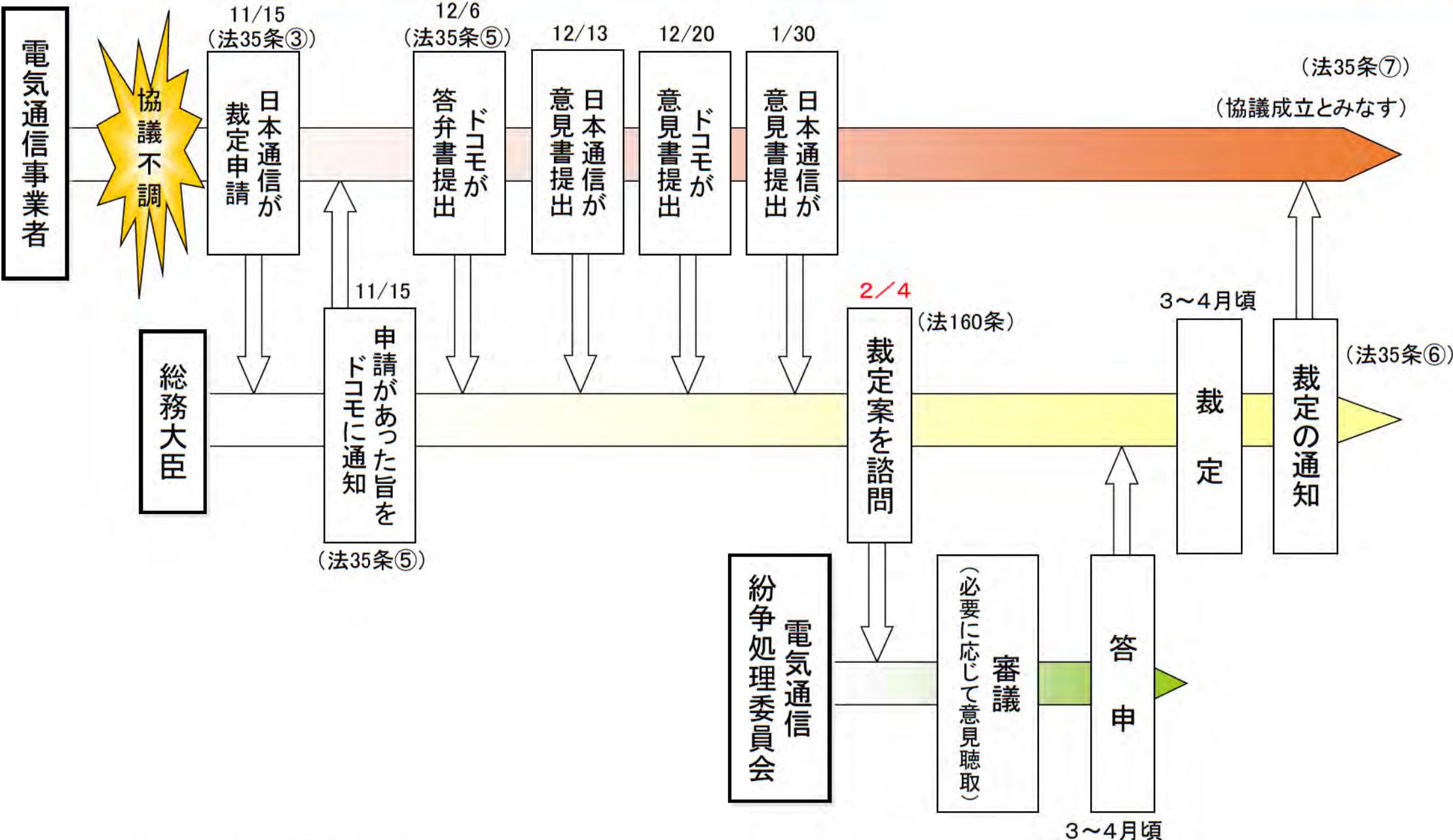
（委員会への諮問）

第一百六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会※に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一（略）、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供に関する裁定、（略）

二（略）

スケジュール



条番号は接続に係るもの(電気通信事業法)。
卸については、法39条によりこれらの規定を準用。

MVNOについて

1 MNOとMVNO

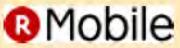
(1)MNO

移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用する者をいう。

(2)MVNO

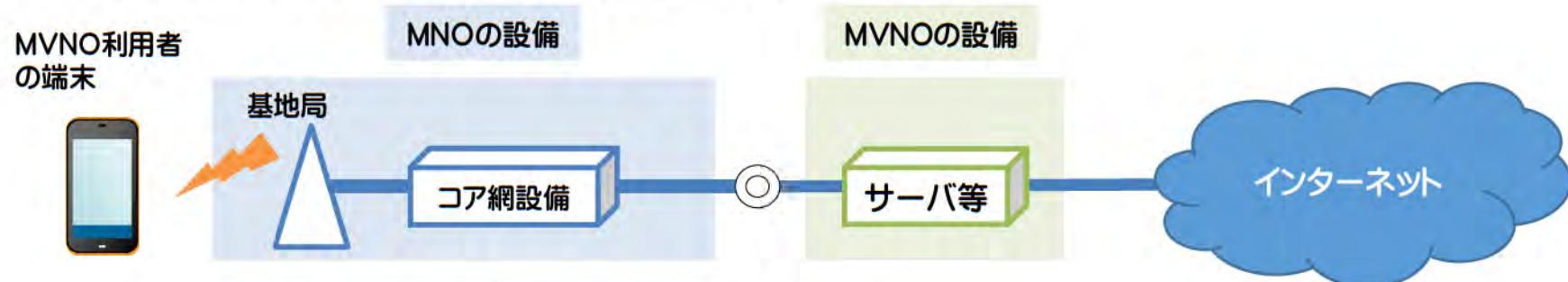
MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用しない者をいう。

MVNOの例(契約数(SIMカード型)上位5者)

- ・楽天(楽天モバイル) 
- ・インターネットイニシアティブ(みおふおん) 
- ・NTTコミュニケーションズ(OCNモバイルone) 
- ・オプテージ(マイネオ) 
- ・ビッグローブ(BIGLOBEモバイル) 

2 MVNOによるMNOネットワーク利用の形態

(1)設備を「接続」することによりネットワークを利用する形態(データ)

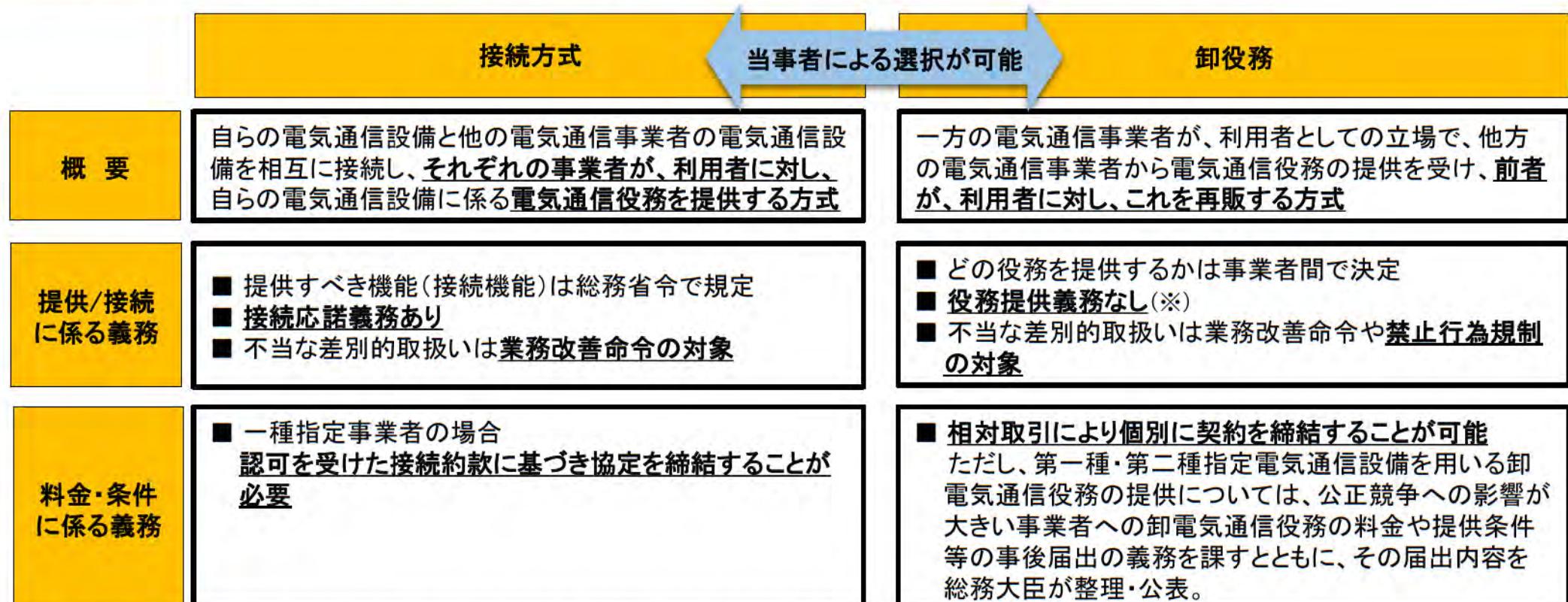


(2)設備を「接続」することなくネットワークを利用する形態(音声)



接続と卸役務の関係について

- 接続とは、電気通信設備相互間を電気的に接続することをいう。(相互間で通信が可能な状態)
- 卸電気通信役務とは、「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」(法第29条第1項第10号)をいう。
- 電気通信設備が電気的に接続される場合について、接続に関する協定により料金・条件を決定する方法以外に、物理的な接続形態を変えないまま、契約形態上「卸役務」方式とすることにより、当事者間の相対交渉により料金・条件を決定することも可能。



* ただし、基礎的電気通信役務又は認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、当該電気通信役務の提供を拒んではならない(法第25条、第121条)。指定電気通信役務については、正当な理由がなければ、保障契約約款による提供を拒んではならない。

第二種指定電気通信設備制度

- 相対的に多数のシェアを占める者が有する「接続協議における強い交渉力」に着目し、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられた制度。
- 接続料算定の適正性向上の観点から、これまでに算定/検証の基本的枠組みが整備。

算定:「適正原価+適正利潤を超えない額」、「接続料の算定方法」

検証:「算定根拠の総務大臣への提出」、「接続会計の整理・公表義務」

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

規制根拠

設備の不可欠性(ボトルネック性)

指定要件

都道府県ごとに
50%超のシェアを占める加入者回線を有すること

NTT東日本・西日本を指定(1998年)

接続関連
規制

■接続約款(接続料・接続条件)の認可制

■接続会計の整理・公表義務

(※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力

業務区域ごとに

10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること

NTTドコモ(2002年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、沖縄セルラー(2002年)、WCP(2019年)、UQ(2019年)を指定

■接続約款(接続料・接続条件)の届出制

■接続会計の整理・公表義務

算定/検証の仕組み

算 定

適正原価+適正利潤を超えない額
(電気通信事業法第34条3項2号)

接続料の算定方法
(第二種指定電気通信設備接続料規則(2016年5月))

検 証

算定根拠の総務大臣への提出
(電気通信事業法施行規則(2016年5月))

接続会計の整理・公表義務
(第二種指定電気通信設備接続会計規則(2011年3月))

接 続 料

第二種指定電気通信制度における接続料算定方法

- 第二種指定電気通信設備制度における接続料は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないされ、その算定対象機能（アンバンドル機能）や具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則、電気通信事業法施行規則等で規定されている。
- 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証している。

(1) アンバンドル機能

- 電気通信事業法において、総務省令で定める機能について接続料の設定が義務付けられている。
- 接続料の設定をする機能として、第二種指定電気通信設備接続料規則において、次の4つの機能が規定されている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

④SMS伝送交換機能

(2) 接続料の算定方法

- 電気通信事業法において、接続料は適正原価+適正利潤を上限として設定する旨規定されている。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則において、原価、利潤及び需要の実績値に基づく「実績原価方式」による接続料の算定方法について規定されている。

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$

- 電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定されている。

第二種指定電気通信設備制度における接続料の算定方法

原価

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」の費用に基づいて算定

設備管理運営費

対象設備等に係る費用の額を基礎として算定

二種接続会計規則
「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出

+

利潤

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定
※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

他人資本費用 = レートベース × 他人資本比率

正味固定資産価額 + 繰延資産 + 投資その他の資産 + 貯蔵品 + 運転資本

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定された額

繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定

設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（機能の提供から接続料収納までの平均的な日数／365日）

負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定

有利子負債（社債、借入金及びリース債務）に対する利子率及び有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したもの

有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るもの額の比率の実績値を基礎として算定

当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値

自己資本費用 = レートベース × 自己資本比率(1-他人資本比率) × 自己資本利益率

期待自己資本利益率の過去3年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利 + $\beta \times$ （主要企業の平均自己資本利益率 - リスクの低い金融商品の平均金利）

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は1のいずれか低い方の値

+

利益対応税 = (自己資本費用 + レートベース × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 利子相当率) × 利益対応税率

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定

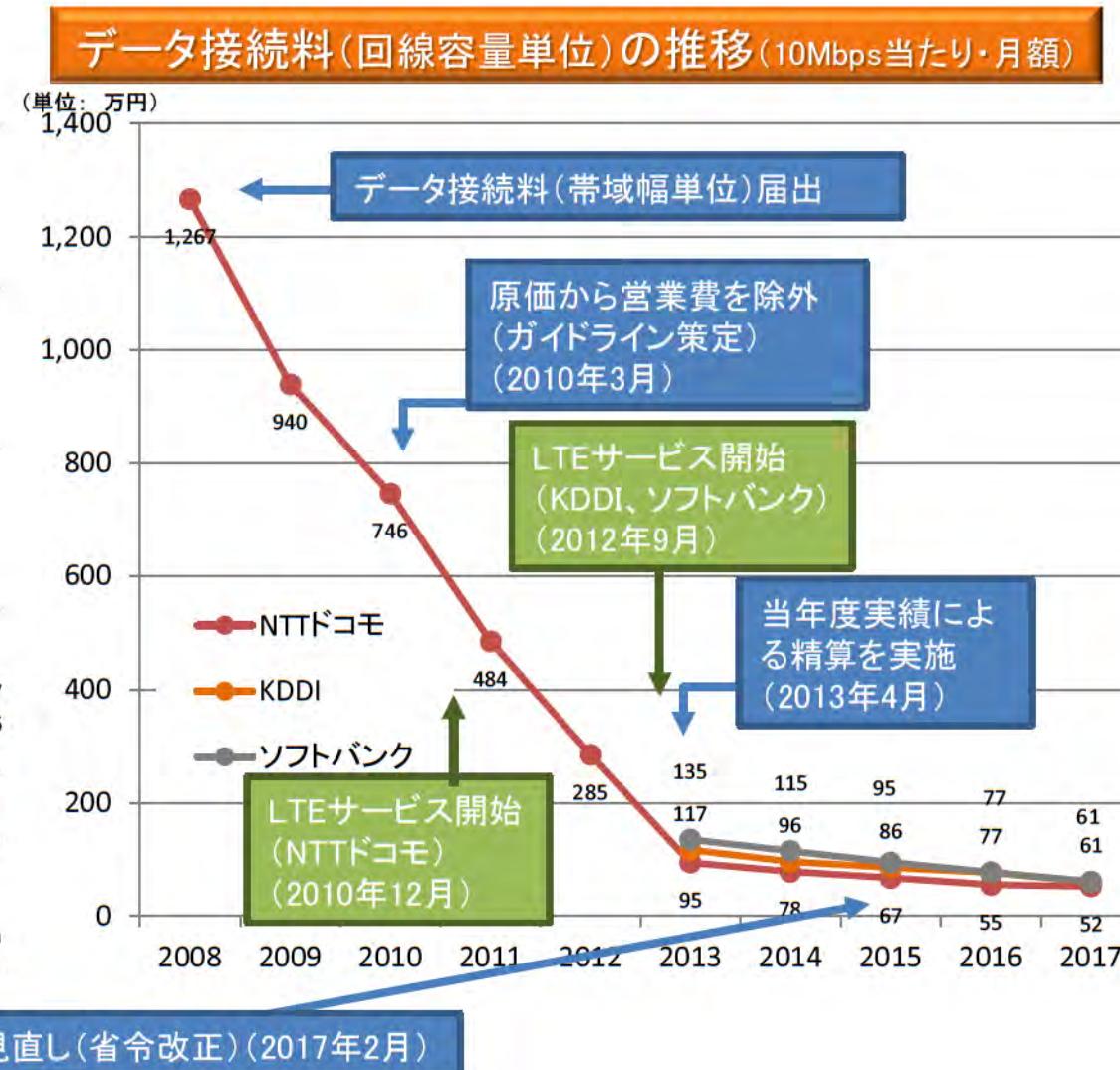
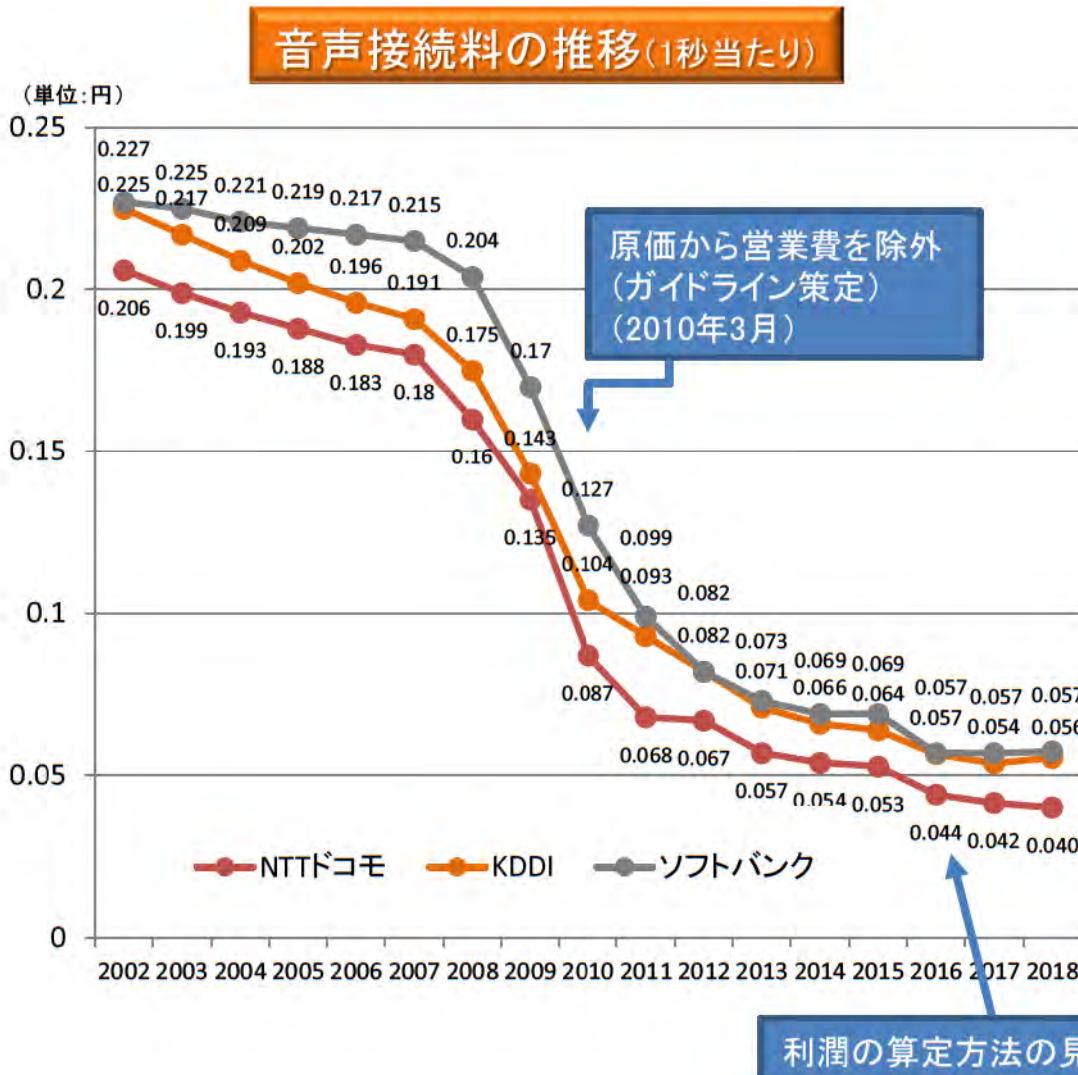
法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

需要

（通信料等の実績値）

第二種指定電気通信設備制度における接続料の推移

- MVNOが支払うデータ接続料は、これまで一貫して減少。
- 2014年度から2017年度までの3年間では、約33～47%の減少。

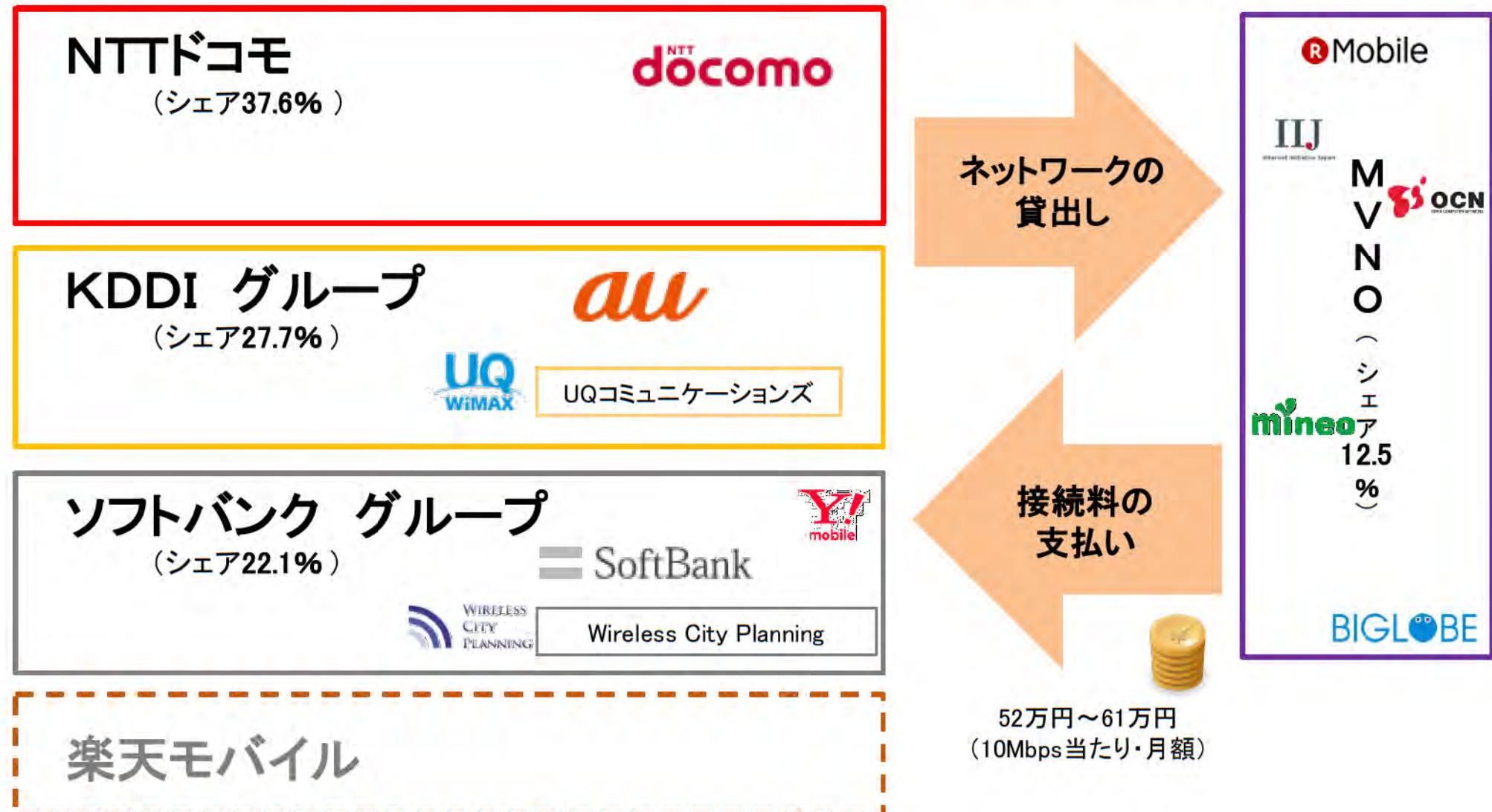


※ 2015年度の音声接続料及び2014年度のデータ接続料の値は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。

モバイル市場のシェアの現況

(2019年9月30日時点)

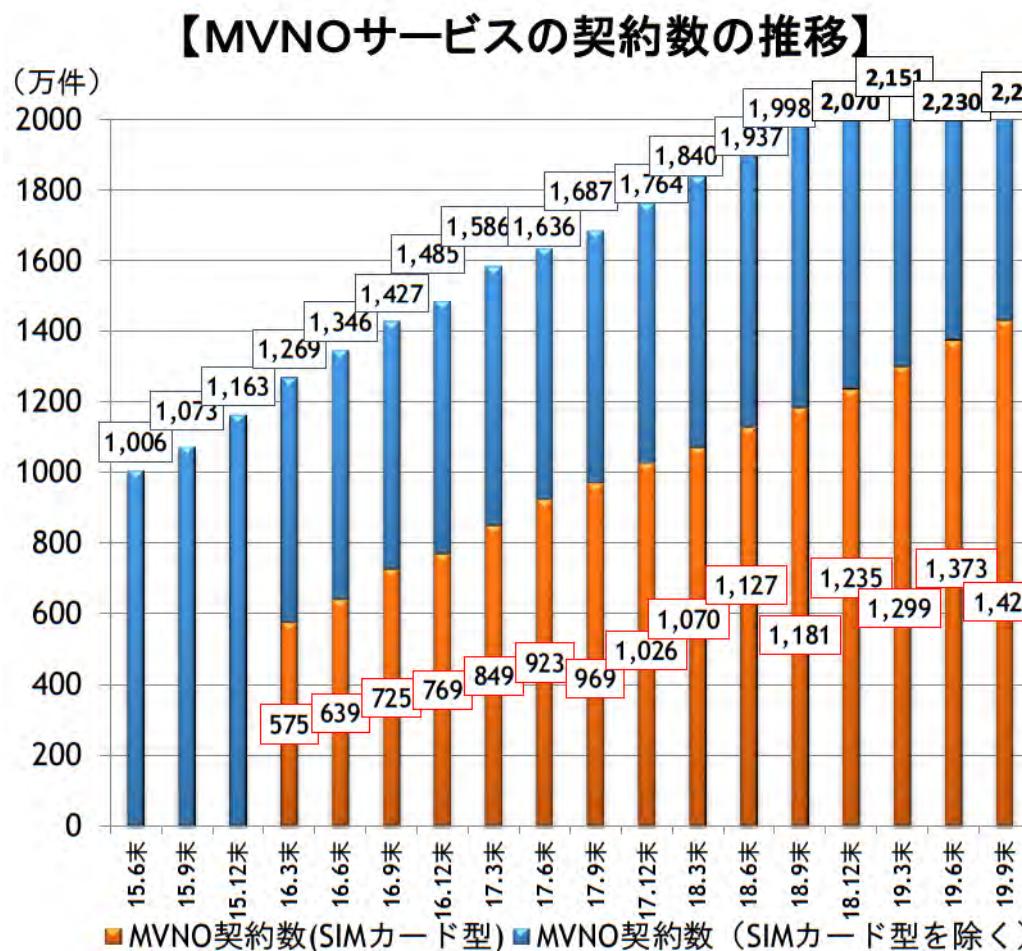
- 現在のモバイル市場は、実質的に大手携帯電話事業者(MNO)3グループに収れんしている。
 - MNOから設備を借りてサービスを提供する事業者(MVNO)のシェアは、12.5%。
- 楽天モバイル株式会社が、今後、MNOとして本格的にサービス提供開始予定。



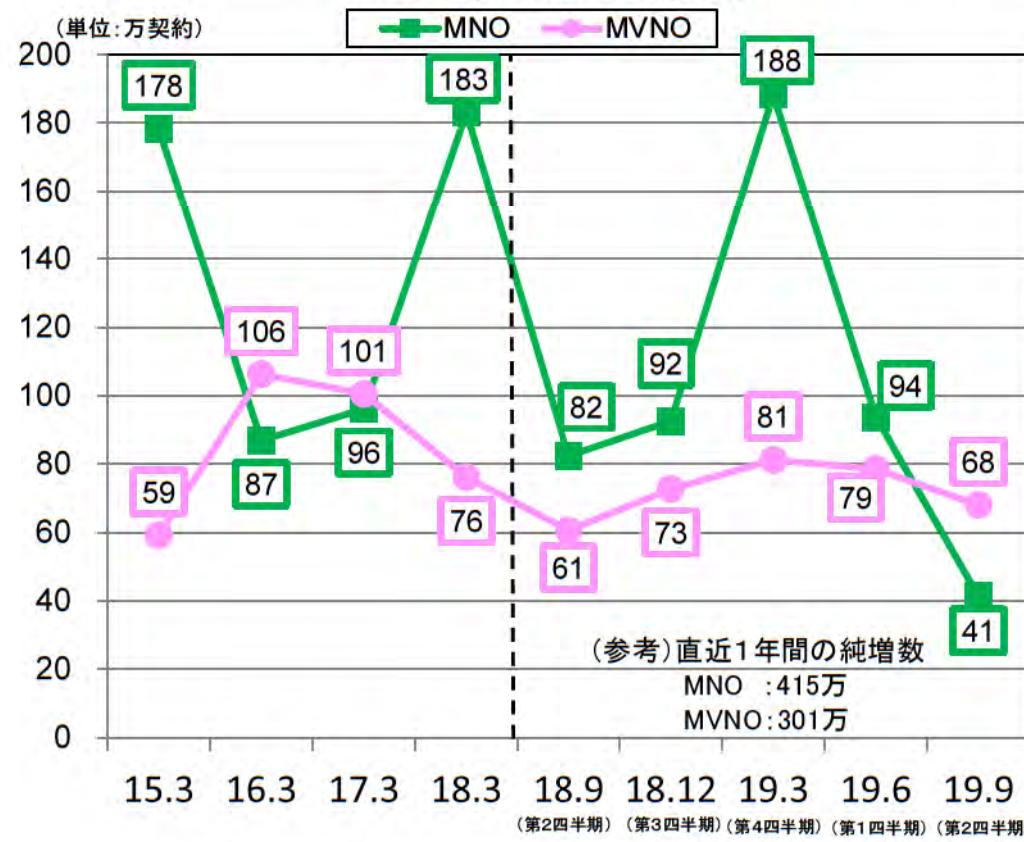
MVNOサービスの契約数の推移

(2019年9月30日時点)

- MVNOサービスの契約数は、全体で2,298万(前期比+3.0%、前年同期比+15.0%)、SIMカード型で1,428万(前期比+4.0%、前年同期比+20.9%)であり、ともに増加傾向。
- 直近1年間の純増数は、MNO(415万)がMVNO(301万)を上回っている。



【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】



※1 SIMカード型の契約数は、MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声サービスをSIMカードを使用して提供する形態のものを集計。契約数が3万以下のMVNOサービスは含まない。

※2 2015年12月末以前は青色グラフがMVNO契約数全体を示す。



様式第19（第25条の8関係）

卸電気通信役務の提供に係る裁定申請書

令和元年11月15日

総務大臣 殿

郵便番号 105-0001

住 所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
日本通信社
代表取締役登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
平成8年12月5日 A-08-1931

連絡先

卸電気通信役務の提供に係る協議が不調のため、電気通信事業法第39条において準用する同法第35条第3項の規定により、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	別紙のとおり。
裁定を求める事項	別紙のとおり。
協議の経過及び不調の理由	別紙のとおり。
卸電気通信役務の提供に関する命令を経ている場合は、その年月日	該当事項なし。
その他参考となる事項	特になし。

第1 当事者の氏名及び住所

当事者

名称：日本通信株式会社
 代表者：代表取締役社長 福田 尚久
 住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

当事者

名称：株式会社NTTドコモ
 代表者：代表取締役社長 吉澤 和弘
 住所：〒100-6150 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

第2 裁定を求める事項

1. 株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」という）に対し、音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、本裁定申請の申請人である日本通信株式会社（以下、「当社」という）に卸電気通信役務として提供すべきとの裁定を求める。
2. 前記1. で求める事項を具現化した卸電気通信役務の一つとして、ドコモが現在「かけ放題オプション」および「5分通話無料オプション」の名称で利用者に提供している音声通話料の定額サービスを、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に提供すべきとの裁定を求める。

第3 協議の経過及び不調の理由

1. 協議の経過

(1) 音声通話サービスの卸提供の状況

当社とドコモは、平成22年4月15日にFOMA音声通話サービスの卸提供に関する契約を締結した。これに基づき、当社は、ドコモから、ドコモが利用者に提供している料金プランに準じた、通話料が30秒あたり5.25円～14円（基本使用料が高いプランほど安くなる）（3年契約、最低契約数2,001回線の場合）で無料通話分（月額基本使用料が高いプランほど多くなる）が付いたFOMA音声通話サービスの卸提供を受け、当社の料金設定により同サービスを利用者に提供してきた。

その後、ドコモがXiサービスの提供を開始したことを受け、当社とドコモは、

平成25年1月16日にX i音声通話サービスの卸提供に関する契約を締結した。しかしながら、X i音声通話サービスの卸提供プランは、月額基本使用料が666円で通話料が30秒あたり14円（3年契約、最低契約数2,001回線）、かつ無料通話分が付かない料金プランのみとなつたため、当社としても、30秒あたり14円の卸条件のままで、利用者に対して無料通話分が付かない30秒ごとの従量制料金プランしか提供できない状況となつた。

(2) 協議の開始

その後、平成26年4月10日、ドコモは、国内の音声通話を定額とする「カケホーダイプラン」（以下、「音声通話定額サービス」という）の提供を同年6月1日から開始することを発表した（資料1）。これを受け、当社は、同年4月15日、ドコモの企画調整室に対して、電子メールで、ドコモが当社に卸電気通信役務として提供している音声通話サービスに音声通話定額サービスも加えることを検討していただきたい旨を申入れ（資料2）、ドコモとの間で、音声通話定額サービスの卸提供に関する協議（音声通話定額サービスを含めた音声通話サービスに関する協議を、以下、「本件協議」という）を開始した。

ドコモは、当社の申入れに対し、平成26年4月22日、電子メールで回答したが、その内容は「音声通話定額サービスはまだドコモのエンドユーザへの提供開始前であり、市場の反応やリスクの度合いも不明な状況であるため、MVNOに提供することは予定していない」というものであった（資料3）。

なお、ドコモは、前述の回答に続けて、「エンドユーザ向け料金については、創意工夫をもって戦略的な料金を、各事業者が自らリスクを負った上で総合的に判断し、設定するものである」旨を付言し、音声通話定額サービスの利用者への提供開始の前後にかかわらず、同サービスをMVNOに提供する意思がないとも受け取れる見解を示していた。しかしながら、当社は、ドコモの回答に従い、ドコモが自らの利用者に音声通話定額サービスの提供を開始し、市場の反応やリスクの度合いが一定程度把握できる状況になった時点で再度申入れを行うこととした。

(3) 協議の継続

当社は、ドコモが音声通話定額サービスの提供を開始してから半年が経過したことから、平成26年12月11日、改めて、ドコモの企画調整室に対し、電子メールにより、音声通話定額サービスの卸提供の申入れを行った（資料4）。その際、当社は、「エンドユーザ向け料金は、各事業者が自らリスクを負った上で総合的に判断し設定するものである」というドコモの主張に対する反論として、当社がドコモから卸提供を受けている音声通話サービスの卸料金が1秒単位ではない（30秒単位である）こと、および、着信接続料が還元されない仕組みであることから、当社が、ドコモ

が主張するような「リスク」を取れない状況であることを指摘した。

その上で当社は、同年12月16日、当社の代表取締役社長（当時）である三田聖二からドコモの代表取締役社長（当時）である加藤薰殿宛に、書面により音声通話定額サービスの卸提供の申入れを行うとともに、前述の電子メールによる申入れと同様に、ドコモの主張に対する当社の反論を申し添えた（資料5）。

ドコモは、当社の書面による申し入れに対し、平成27年1月9日付の「平成26年12月16日付貴社文書について」と題する書面（資料6）において、「各事業者がエンドユーザ向けに提供するサービスの料金は各事業者が自らリスクを負った上で創意工夫をもって戦略的な料金を総合的に判断し設定するものである」という従前の主張を繰り返し、音声通話定額サービスは卸提供の対象には馴染まない旨を回答した。

なお、ドコモの回答には、ドコモの主張に対する反論として当社が指摘した、当社がドコモから卸提供を受けている音声通話サービスの卸料金が1秒単位ではない（30秒単位である）こと、および、着信接続料が還元されない仕組みであることについては、全く言及されていなかった。

その後、ドコモは、平成27年9月16日に、5分以内の国内音声通話を定額とする「カケホーダイライトプラン」を発表し、同年9月25日から提供を開始した（資料7）。

これを受け、当社は、同年10月15日に代表取締役社長である福田尚久からドコモの経営企画部長宛に、「カケホーダイプラン」および「カケホーダイライトプラン」（以降は、これらを総称して「音声通話定額サービス」という）の卸提供を要望する書面（資料8）を送付した。しかしながら、ドコモは平成27年11月2日付の「平成27年10月15日付貴社文書について」と題する書面（資料9）においても従前の主張を繰り返し、ドコモの考えに変わりがない旨を回答した。

当社は、さらにその後も、平成30年8月8日に代表取締役副社長である田島淳からドコモの企画調整室宛に書面（資料10）を送付し、「エンドユーザ向けの料金については、当社としても創意工夫をもって戦略的な料金設定を試みてきたが、当社がドコモから卸提供を受けている音声通話サービスの卸料金が1秒単位ではない（30秒単位である）ことや着信接続料が還元されない仕組みであることから、限定的かつ高い料金設定にせざるを得ない状況であり、当社としての音声通話定額サービスの提供を断念したところである」という旨を述べるとともに、改めて音声通話定額サービスを卸電気通信役務として提供することを求めた。しかしながら、ドコモは平成30年9月28日付の「平成30年8月8日付貴社文書について」と題する書面（資料11）においても従前の主張を繰り返し、ドコモの考えに変わりがない旨を回答した。

(4) 協議の決裂

平成30年夏以降、MNOの携帯電話料金の高止まりが問題視されるようになり、MNOの携帯電話料金が引き下げられる見通しが強まった。MVNOである当社にとって、MNOの携帯電話料金との差別化が図れなくなることは痛手であり、MNOと同様に音声通話定額サービスを利用者に提供することは、競争力を維持するためにこれまで以上に重要な課題となった。

そのため、当社は、平成31年2月14日、担当者2名がドコモを訪問し、その場で企画調整室の担当者（担当部長を含めて4名が出席）に対し、同日付の「音声卸サービスに関するご検討をお願いしたい事項」と題する書面（資料12）を手渡した上で、音声通話サービスに関する幾つかの要望を説明した。その中で、当社は改めて、当社に対する卸電気通信役務として音声通話定額サービスも提供していただけるようドコモに要望し、それが難しい場合は、代替策として、1秒単位の卸料金による音声通話サービスの提供や着信接続料の一部還元でも構わないと考えていることを説明した。

これに対してドコモは、各MVNOの要望に対して1項目ずつ対応しているので、他の要望も含めて最優先課題を選定してほしいと回答したため、当社は、最優先課題を検討して後で連絡する旨を伝えて、その場での協議は終了した。

その後当日のうちに、当社は、音声通話サービスに関する当時の喫緊の課題であった第3種卸FOMAサービスの最低契約数の見直しを最優先課題としてドコモに伝えたが、それ以降、音声通話定額サービスの提供に関するドコモからの回答はなかった。

そのため、当社は、令和元年7月2日、ドコモの企画調整室宛の電子メールで改めて回答を促したところ、ドコモは、同年7月12日、電子メールにより、ドコモの見解が当該時点においても平成30年9月28日付の「平成30年8月8日付貴社文書について」と題する書面（資料11）において回答した内容と変わりがない旨を回答した。

当社は、ドコモの最終的な意思を確認するため、令和元年9月10日、再度、ドコモの企画調整室に電子メールで協議を申し入れたところ、ようやく同年9月26日になってドコモから協議の日程が示され、同年10月4日に当社の代表取締役副社長である田島淳および担当者2名がドコモを訪れ協議が行われることになった。当社は、協議を促進するため、協議に先立つ同年10月1日に、「卸音声通話役務のご提供について」と題する協議用資料を送付し（資料13）、この資料を用いて、10月4日の協議の場で、「音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい」こと、及び、「その一形態として、貴社（ドコモ）が貴社エンドユーザーに提供されている「かけ放題オプ

ション」及び「5分通話無料オプション」¹を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に御していただきたい」とを説明した。しかし、ドコモは、当社要望に対し、「今、この場での回答は難しい。」などとの答えを繰り返し、当社が要望するサービスの提供可能性や提供時期、提供条件などについて、一切回答しなかった(資料14)。

そこで当社は、同年10月16日に代表取締役副社長である田島淳からドコモの[■■■]宛に文書を送付し(資料15)、早期の回答を促したところ、ドコモは、同年11月8日になって、「各事業者がエンドユーザ向けに提供するサービスの料金につきましては、各事業者が自らリスクを負った上で創意工夫をもって戦略的な料金を総合的に判断し設定するものである」という従前の主張、及び、「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」につきましては、弊社ユーザ向けに提供している料金プラン「ギガホ・ギガライト」のオプションであり、切り出して御提供することはできません。」などとの回答が記載された文書(資料16)を当社に送付した。なお、当該文書には、当社の要望事項の一つである「音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で御すことについての回答は記載されていなかった。

以上のとおり、当社はドコモとの間で、平成26年4月以降、5年以上にわたり本件協議を継続してきたが、その最終的な回答文書にも何ら進展は見られず、当事者間による本件協議は不調に終わったものと判断せざるを得ない状況に至った。そのため、本書により、総務大臣殿の裁定を求めるものである。

なお、前述のとおり、当社は音声通話定額サービスの協議においては、当初、「カケホーダイプラン」および「カケホーダイライトプラン」の御提供を求めてきたところであるが、ドコモは、平成31年4月15日、同年5月31日をもって「カケホーダイプラン」および「カケホーダイライトプラン」の新規受付を終了すること、ならびに、同年6月1日より両プランと同等のサービスを提供する音声オプションである「かけ放題オプション」および「5分通話無料オプション」の提供を開始することを発表した(資料17)。

そのため、当社は、令和元年9月以降の協議においては、「かけ放題オプション」および「5分通話無料オプション」の御提供を求めており、本裁定申請の「第2 裁定を求める事項」の2.においても、ドコモが現在「かけ放題オプション」および「5分通話無料オプション」の名称で利用者に提供している音声通話料の定額サービスを、当社に御電気通信役務として提供すべきとの裁定を求めるものとする。

¹ 「5分通話無料オプション」では、5分以内の音声通話料は定額であり、5分超過後の音声通話料は30秒あたり20円となる。

2. 協議の不調の理由

本件協議が不調に終わった理由は、音声通話定額サービスの卸提供に関して、当社とドコモの考え方には大きな隔たりが存在しているためである。

当社は、ドコモから卸電気通信役務として音声サービスの提供を受けていることから、ドコモが現に利用者に提供している音声通話定額サービスについても、卸電気通信役務の対象としてもらいたい旨をドコモに要望している。

これに対し、ドコモは、音声通話定額サービスはドコモが卸提供する対象には馴染まないと回答を繰り返している。

そもそもドコモには、下記3. (4)で述べるように、卸電気通信役務を提供する義務があるところ、ドコモは本件協議においてこの義務を怠り、音声通話定額サービスが卸電気通信役務の対象にならない理由として、「各事業者がエンドユーザ向けに提供するサービスの料金は各事業者が自らリスクを負った上で創意工夫をもって戦略的な料金を総合的に判断し設定するものである」などと主張するのみで、具体的な説明はなく、協議を進展させるための提案などは一切示されなかった。当社は、この主張に対し、当社がドコモから卸提供を受けている音声通話サービスの卸料金が1秒単位ではない（30秒単位である）こと、および、着信接続料が還元されない仕組みであることから、当社が、ドコモが主張するような「リスク」を取れないと指摘して協議の継続を求めてきた。

しかしながら、ドコモは当社の指摘に対して何も言及しないまま、上記の主張及び音声通話定額サービスはドコモが卸提供する対象には馴染まないと回答を繰り返してきた。加えて、ドコモは、協議の場においても、最終的な回答文書においても、当社の要望の一つである「音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえた金額を基本とする料金で、当社に卸」することについて、結局、何の言及もしなかった。この要望は、音声通話役務の卸提供に関する基本的な要望であるところ、ドコモから何ら返答がないことは、今後の協議を極めて困難な状況に陥らせるものである。

以上により、当社とドコモとの間で卸電気通信役務の提供の条件その他契約の細目についての協議を継続しても今後の進展は見込めず、協議は不調に終わったと結論せざるを得ない状況になっている。

3. 裁定を求める事項に対する当社の見解

(1) 音声通話サービスの状況

携帯電話サービスにおいて、音声通話が重要なサービスであることは言うまでもない。ドコモは音声通話サービスの利用者数を公開していないが、ドコモのモジュールを除く携帯電話サービスの契約者数は71,005千契約（平成30年度）に及び（資料18）、その大半が音声通話サービスの利用者であるものと思われる。一方、「カケホーダイ&パケあえる」の契約数が45,793千契約（平成30年度）であるところ（資料19）、その大多数の利用者は音声通話定額サービスを利用しているであろうこと、および音声通話サービスのうち過半数が音声通話定額サービスを利用しているであろうことも推測できる。

ドコモが自社の利用者向けに提供する音声通話サービスの料金は低廉化している。例えば、Xiサービスにおいては、平成23年11月に音声サービスを開始し、当初は30秒あたり20円の従量制料金でサービスを提供していた（資料20）。その後、平成26年6月に「カケホーダイプラン」の名称で音声通話定額サービスを開始し、月額2,700円（2年契約の場合）で、基本的にすべての国内通話を定額で利用できるようになった（0570発信等、一部定額でないサービスも存在する）（資料1）。さらに、平成27年9月からは、「カケホーダイライトプラン」の名称で、5分以内の通話（自社利用者発信）は、その利用回数に関わらず月額1,700円（2年契約の場合）とする音声通話サービスを開始した（資料7）。令和元年6月からは、料金体系の変更に伴い、従来の「カケホーダイプラン」に相当する音声通話定額オプションを「かけ放題オプション」として月額1,700円で提供を開始し、同様に、従来の「カケホーダイライトプラン」に相当する音声通話定額オプションを「5分通話無料オプション」として月額700円で提供を開始した（資料17）。

このように、音声通話サービスを利用する頻度がある程度高い利用者にとって、音声通話定額サービスは料金の低減に繋がり、その料金自体も、より廉価になってきている。また、利用形態に則した複数の料金プランが提供され、利用者の利便性が向上している。

一方、MVNOに対する音声通話サービスの卸料金は、FOMA音声通話サービスおよびXi音声通話サービス共に見直されたことはない。卸提供を開始して以来特に、Xi音声通話サービスの卸料金は月額基本使用料666円と通話料14円（30秒あたり）の合算を基本とする従量制料金プラン1種類のみであり（資料21、22。NTTドコモ・第3種卸Xiサービス定期利用契約（3年契約、最低契約数2,001回線）の場合）、FOMA音声通話サービスと比較した場合、無料通話分が付いた料金プランが提供されていないなど、むしろ提供条件は悪くなっている。

以上のとおり、ドコモは、自社利用者に対しては実質的に通話料金を下げながら多様な料金プランを提供している一方で、当社を含むMVNOに対しては従量制料金プランのみを提供し続けている。これは、MNOとMVNOの間の公平な競争を度外視した行為である。

(2) ドコモの音声伝送役務における営業利益

ドコモが公表している接続会計報告書の「移動電気通信役務収支表」によれば、平成26年度から平成30年度の全期間にわたってドコモの音声伝送役務（携帯電話）の営業利益は黒字である（例えば、平成30年度における音声伝送役務（携帯電話）の営業収益は989,664百万円、営業利益は324,299百万円であり、営業利益率は32.8%に達している。この営業利益率は同年度におけるデータ伝送役務（携帯電話）の営業利益率27.1%を上回る。）（資料23、24、25、26、27）。

ドコモは、音声通話定額サービスの収支を公表していない。しかし、仮に音声通話定額サービスが赤字だとすると、その契約者数規模から考えて、当該サービスは電気通信事業法の基本的な考え方の一つである「電気通信の健全な発展」にそぐわないサービスということになる。さらにこの場合、公正取引委員会および総務省による「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成30年1月9日）において、独占禁止法上問題になる行為とされている「電気通信役務を提供に要する費用を著しく下回る料金で提供することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）」にも該当する可能性があると考えられる。これらの点から、ドコモの音声通話定額サービスが赤字であることは考えにくい。

これらの状況にもかかわらず、当社を含むMVNOに対して音声伝送役務（携帯電話）の卸料金を見直さず、また、同役務の一部である音声通話定額サービスを卸提供しないという行為は、電波という限りある国民の財産から得られる利益をドコモが独占していると見なされるべきである。

(3) 音声通話サービスの卸料金額

本裁定申請において、当社がドコモに対して「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金」で音声通話サービスおよび音声通話定額サービスの卸提供を求めるのは、ドコモが第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であるからである。

すなわち、第二種指定電気通信設備は公共性および公益性を有する設備であり、当該設備をMVNO等の他の電気通信事業者がより広範に活用することは公正な競争の促進および利用者の利便性向上に資する。

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であるドコモは、他の電気通信事業者との接続を行う場合、電気通信事業法第34条第3項第2号の「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額」で接続を行うという規定に服するが、当該設備について、他の電気通信事業者が接続という形態で利用するか、または、卸電気通信役務の提供という形態で利用するかは、当該設備の有効利用の方法の問題であり、その違いにより「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」で当該設備を利用できるという考え方には大きな差異が生じるとは考えにくい。

加えて、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であるドコモが、強い交渉力を有し、その優越的な地位を利用して公正な競争を阻害する可能性があるところ、健全な競争環境を構築し維持するためには、卸電気通信役務の提供を求める電気通信事業者に対しても、接続において求められている「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」を基本とする料金で卸電気通信役務の提供を行うことは妥当である。

一方、音声通話サービスの卸料金の考え方については、既に総務省においても一定の議論がなされ、方針が示されている。

例えば、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」においては、その報告書（平成30年4月）の第1章の「5. 音声卸料金の低廉化等」の「(3) 考え方」に、「音声サービスの公正な競争のためには、MVNOが依存する音声の卸電気通信役務において、適正な料金設定がなされていることが重要である。」と記載されている。

また、平成29年3月から開催されている「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書（平成29年9月）を踏まえて、平成30年1月に総務省は「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を公表している。

当該裁定方針に依れば、

「1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。

※ 認可された接続料等を除く。

(中略)

(注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。」

とされている。

以上のとおり、当社がドコモに対して「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金」で音声通話サービスおよび音声通話定額サービスの卸提供を求めるることは妥当である。

なお、音声通話サービスを卸提供する場合の「原価」を把握することは容易である。例えば、実績原価方式を採用する場合、過年度（例えば前年度）における音声通話サービスの全通話について、それに要した接続料支払額および設備費用の合計値を算出し、かかる合計値を当該サービスの契約者数等の需要で除すことにより、一単位当たりの原価を算出できる（基本料部分にあっては、過年度における音声通話サービスに要した契約数運動設備費用の合計値を契約者数で除すことにより、一契約当たりの原価を算出できる）。また、音声通話定額サービスについても、同様の方法により、一契約当たりの原価を算出できる。実際のところ、ドコモは自社の音声通話サービス全体および音声通話定額サービスの収支を計算していると目されるので、過年度における原価の算出は既に終了していると推測できる。

(4) 法令およびガイドラインとの関係性

電気通信事業法は、電気通信事業者に対して、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いを禁じており（第6条）、さらに、認定電気通信事業者に対しては、正当な理由がない限り、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供の拒否を禁じている（第121条）。

また、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成14年6月策定、令和元年5月最終改定）（以下、「MVNOガイドライン」という）の「2 電気通信事業法に係る事項 (2) MVNOとMNOとの間の関係 1) 卸電気通信役務の提供による場合」では、「MNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務づけられていない。」と規定されている。

これらの法令およびガイドラインに照らすと、まず、ドコモが電気通信役務の提供について不当に差別的取扱いをしてはならないことは言うまでもないが、認定電気通信事業者であるドコモは、正当な理由がない限り、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない。そして、当社がドコモに卸提供を求めている音声通話定額サービスは、ドコモが自社の利用者に対して提供しているサービスと同一のものであるから、「合理的な理由」がない限り、当社の求めを拒むことは認められない。

この「合理的な理由」について、MVNOガイドラインにおいて特段の言及はなされていないが、電気通信事業法において、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対する電気通信役務の提供を拒むことができる場合を定めた規定としては、接続の場合を規定した同法第32条が挙げられ、当該規定は、一定程度、卸電気通信役務の提供の場合にも準用できることが思料される。

なお、ドコモは、MVNOに対するデータ通信サービスとして、接続による形態と卸電気通信役務の提供による形態の両方を用意し提供しているが、その料金額等の条件は同一である（資料28、29）。すなわち、ドコモは接続に対する基本的な考え方を卸電気通信役務の提供にも準用していると考えられ、そうであれば、接続の場合の規定を卸電気通信役務の提供の場合に準用したとしても、ドコモは不利にならないはずである。

電気通信事業法第32条および同規定に基づく電気通信事業法施行規則第23条は、接続の請求に対して、それに応じる義務がない場合として、以下の場合を列挙している。

- ① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
(電気通信事業法第32条第1号)
- ② 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
(電気通信事業法第32条第2号)
- ③ 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠る恐れがあること
(電気通信事業法施行規則第23条第1号)
- ④ 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること（電気通信事業法施行規則第23条第2号）

以下では、電気通信事業法第32条を卸電気通信役務の提供の場合にも準用できるという前提で、ドコモが音声通話定額サービスの卸提供を拒むことができる「合理的な理由」が存在するか否かという点について、当社の見解を述べる。

① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき

(電気通信事業法第32条第1号)

ドコモは長期間にわたり、自社利用者向けに音声通話サービスを提供しており、音声通話定額サービスを含めて料金計算等の仕組みを有して運用している。また、ドコモは平成22年4月に当社とFOMA音声通話サービスの卸提供に関する契約を締結し、以来、MVNOに音声通話サービスを卸提供しており、音声通話サービスを卸提供するという点についても十分な経験があり、契約上の問題があるとは考えにくい。さらに、総務省による「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和元年度第1四半期（6月末））」（令和元年10月8日）によれば、携帯電話契約数全体に占めるMVNOの契約数割合は12.2%に留まり、音声通話定額サービスをMVNOに卸提供することがドコモの経営に大きな影響を与えるとは考えにくい。

以上の点から、ドコモが適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で当社に音声通話サービスを卸提供すること、および、同サービスの一つとして当社に音声通話定額サービスを卸提供することにより、ドコモの電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずる恐れがあるとは考えられない。

② 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき

(電気通信事業法第32条第2号)

ドコモがMVNOに対して音声通話サービスを適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で卸電気通信役務として提供することによって、ドコモの利益が減少するとすれば、それは公平な競争の結果として減少するものであり、ドコモの利益を不当に害するものではない。むしろ、MVNO利用者も増加することにより、健全な競争環境の下、音声市場がさらに活性化されて、音声サービスによるドコモの収益が改善される可能性もある（この問題は、むしろ、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で音声通話サービスの卸提供を受けられない当社の方が、利益を不当に害されているとみるべきである）。

③ 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠る恐れがあること

(電気通信事業法施行規則第23条第1号)

当社はドコモに対して支払いを怠ったことはなく、支払いを怠る恐れがあることを示す事実もない。

④ 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること（電気通信事業法施行規則第23条第2号）

上記①で述べたとおり、ドコモは長期間にわたり自社利用者向けに音声通話定額サービスを含む音声通話サービスを提供しており、料金計算等の仕組みを有して運用している。この仕組みは、そのままMVNOに卸提供する音声通話定額サービスにも適用できると考えられるので、技術的又は経済的な困難性は存在しないはずである。

以上により、当社による音声通話定額サービスの卸提供の請求は、電気通信事業法第32条に限定列挙されている、請求に応じる義務がない場合のいずれにも該当しないことは明らかであり、同規定を卸電気通信役務の提供の場合に準用できると考えれば、ドコモは当社による音声通話定額サービスの卸提供の請求に応じる義務があると考えることが妥当である。

(5) ドコモの主張の不当性

ドコモは、令和元年10月4日の協議及び同年11月8日の回答文書において、当社の要望である「音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸」すことについて、何ら言及しておらず、否定的な見解を持っていると解ざるを得ない。

ドコモは、音声通話定額サービスに関して、平成30年9月28日付の「平成30年8月8日付貴社文書について」と題する文書において、「音声通話定額サービスの卸提供によって、通話量の多寡やその動向変化に伴って発生する変動リスクをドコモのみが一方的に負うものではない」と主張する。しかし、当社が提案した秒課金や着信接続料の一部還元などの可能性については、全く言及しないままである。本年10月4日の協議においても、まったく協議の姿勢を示さなかった。

本年11月8日の回答文書において、ドコモは、「「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」につきましては、弊社ユーザ向けに提供している料金プラン「ギガホ・ギガライト」のオプションであり、切り出して卸提供することはできません。」と付記している。ここで言う「オプション」の真意は定かではないが、音声通話役務はデータ通信役務と独立の通信役務であり、音声通話役務単独でもサービスとして成り立つ役務である。課金や請求の仕組みもそれぞれ単独で動作すると考えられ、運用上の課題があるとも考えにくい。さらに、3.(2)で述べたとおり、ドコモが相当数のエンドユーザに提供中の音声通話定額サービスの料金が、当該サービスを提供するための費用を下回っているとも思えない。したがって、3.(4)で述べた法令やガイドラインの観点からも、ドコモが「オプション」故に卸提供で

きないとする理由は正当な理由にはなり得ない。以上のとおり、ドコモの主張は極めて不当である。

(6) 競争の促進への寄与

ドコモ、KDDI およびソフトバンクの3社の音声通話料金は、例えば平成26年8月から平成30年9月までの期間を比較すると、3社とも従量制料金は20円（30秒当たり）、通話定額料金は月額2,700円（2年契約の場合）であり、5分通話無料定額料金も月額1,700円（2年契約の場合）という完全な横並び状態であった。平成30年9月以降の各社のプラン改定後も、通話定額料金および5分通話無料定額料金の差は月額200円程度で、依然としてほぼ横並びの状態が続いている。十分な競争原理が働いているとは言えない。かかる状況の中、MVNOに音声通話定額サービスを含む音声通話サービスを適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で卸提供し、さらなる競争促進を図ることは、利用者利益の増大に資するものと考えられる。

(7) 電気通信の健全な発達および利用者の利便性向上への寄与

当社を始めとするMVNOが、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で卸提供を受けた音声通話業務に基づき、より低廉な通話料の音声通話サービスや音声通話定額サービスを提供して、さらなる電気通信サービスを提供する可能性を追求することは、サービスの多様化や料金の低減に繋がることから、電気通信の健全な発達および利用者の利便性向上に寄与すると考えられる。

(8) 結語

以上のとおり、ドコモが音声通話定額サービスを含む音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で当社に卸提供することは何ら問題なく、かつ、法令およびガイドラインに照らしても、ドコモがこれを拒む合理的な理由は存在せず、また、ドコモの主張は著しく正当性を欠いている。したがって、当社が「第2 裁定を求める事項」に記した事項の裁定を申請することは合理的であり、競争の促進、電気通信の健全な発達およびさらなる利用者の利便性向上に大きく寄与するものと考える。

以上

添付資料説明書

資料番号	文書名	作成日	作成者	補足説明
1	ドコモ報道発表資料(1)	平成26年 4月10日	ドコモ	「カケホーダイ」プランの発表
2	日本通信からドコモに送付した電子メール(1)	平成26年 4月15日	日本通信	
3	ドコモから日本通信に送付した電子メール(1)	平成26年 4月22日	ドコモ	
4	日本通信からドコモに送付した電子メール(2)	平成26年 12月11日	日本通信	
5	日本通信からドコモに送付した書面(1)	平成26年 12月16日	日本通信	
6	ドコモから日本通信に送付した書面(1)	平成27年 1月9日	ドコモ	
7	ドコモ報道発表資料(2)	平成27年 9月16日	ドコモ	「カケホーダイライト」プランの発表
8	日本通信からドコモに送付した書面(2)	平成27年 10月15日	日本通信	
9	ドコモから日本通信に送付した書面(2)	平成27年 11月2日	ドコモ	
10	日本通信からドコモに送付した書面(3)	平成30年 8月8日	日本通信	
11	ドコモから日本通信に送付した書面(3)	平成30年 9月28日	ドコモ	
12	日本通信がドコモとの協議において手渡した書面	平成31年 2月14日	日本通信	
13	日本通信がドコモとの協議に先立って送付した書面	令和元年 10月1日	日本通信	
14	協議の議事録	令和元年 10月4日	日本通信	
15	日本通信からドコモに送付した書面(4)	令和元年 10月16日	日本通信	

16	ドコモから日本通信に送付した書面（4）	令和元年 11月8日	ドコモ	
17	ドコモ報道発表資料（3）	平成31年 4月15日	ドコモ	「かけ放題オプション」・「5分通話無料オプション」の発表
18	ドコモ平成30年度決算データ集（抜粋）	平成31年 4月26日	ドコモ	契約者数に関する部分
19	ドコモ年度事業データ	令和元年 5月22日	ドコモ	
20	ドコモ報道発表資料（4）	平成23年 10月18日	ドコモ	音声通話対応Xi向け料金プランの発表
21	卸携帯電話サービス契約約款（抜粋）	令和元年 5月22日	ドコモ	卸タイプXiの基本料金と通話料金に関する部分
22	Xiサービス契約約款（抜粋）	令和元年 7月31日	ドコモ	タイプXiの基本料金と通話料金に関する部分
23	平成26年度移動電気通信役務収支表	平成27年 6月29日	ドコモ	
24	平成27年度移動電気通信役務収支表	平成28年 6月30日	ドコモ	
25	平成28年度移動電気通信役務収支表	平成29年 6月30日	ドコモ	
26	平成29年度移動電気通信役務収支表	平成30年 6月29日	ドコモ	
27	平成30年度移動電気通信役務収支表	令和元年 6月28日	ドコモ	
28	卸携帯電話サービス契約約款（抜粋）	令和元年 5月22日	ドコモ	卸FOMA帯域利用定額通信料・卸Xi帯域利用定額通信料に関する部分
29	ドコモ接続約款（抜粋）	令和元年 7月8日	ドコモ	直収パケット接続料金に関する部分

以上

報道発表資料

新たな料金プランおよび割引サービスを提供開始

<2014年4月10日>

株式会社NTTドコモ（以下ドコモ）は、国内の音声通話を定額とし、パケット通信のデータ通信量を家族間・同一法人間等で分け合える新たな料金プラン「カケホーダイ&バケあえるTM」と長期ご利用者向けの割引サービス「ずっとドコモ割」や25歳以下のお客さまが割引対象となる「U25応援割TM」を2014年6月1日（日曜）から提供いたします。

「カケホーダイ&バケあえる」では、XiTM、FOMA®で音声通話が利用可能な「カケホーダイプラン」をご利用いただくお客さまを対象に、国内の音声通話料を基本プランの料金に含み、通話時間や回数によることなく定額でご利用いただくことが可能となります。

また、お客さまがお使いになる端末の種類やご利用用途を元に、ご家族や同一法人間等で分け合える合計データ通信量の目安を設定することで、その合計データ通信量を複数のご契約回線で分け合うことができます。

基本使用料で6種類、合計データ量の目安で7種類（法人は21種類）のプランをご用意しており、お客さまのご利用用途や状況等にあわせて組み合わせてお選びいただけます。

このほか、今回の料金プランでは、長期ご利用者向けに、ご利用いただいている契約期間に応じて、「ずっとドコモ割」を自動的に適用させていただきます。また、25歳以下のお客さま向けに、ご契約いただいてから26歳を迎られるまで基本プランの料金を割り引くとともにデータ通信量を付与する新たな割引サービス「U25応援割」もあわせて提供いたします。

ドコモは、お客さま一人ひとりのスマートライフのパートナーとして、お客さまの生活が安心、安全、便利で快適になるよう取り組んでまいります。

新料金プランおよび割引サービスの概要は別紙のとおりです。

[新料金プラン 発表会資料](#) (PDF形式 : 1.37MB)

別紙 新たな料金プランおよび割引サービスの概要

1. 「カケホーダイ&バケあえる」

(1) 基本プラン（月額）

区分	プラン名 (端末種類)	料金※1 (2年契約の場合)	通話料
カケホーダイプラン (音声有り)	カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	2,700円	国内通話カケホーダイ※2
	カケホーダイプラン (ドコモ ケータイ)	2,200円	
データプラン (音声無し)	データプラン (スマホ/タブ)	1,700円	—
	データプラン (ルーター)	1,200円	
デバイスプラスTM※3 (M2M専用)	デバイスプラス500	500円	—
	デバイスプラス300	300円 (2年契約なし)	

インターネットへの接続にはspモード®/iモード®（300円）等、別途ISP料金がかかります。

パケットパック未加入の場合、Xi : 0.6円／KB、FOMA : 0.08円／パケットの料金が適用されます。

SMSは1通あたり3円かかります。

「カケホーダイプラン」および「データプラン」はデータ量を分け合う子回線にシェアオプション料（500円／月）が適用となります。

国際通話料や国際ローミング中の通話・通信については、記載の料金は適用されません。

(2) パケットパック定額料（月額・1グループ毎）

	プラン名	利用可能データ量※4	シェア	料金※5
一人向け	データSパックTM※6	2GB	1人でシェア可※7	3,500円
	データMパックTM※6	5GB		5,000円
家族向け	シェアパックTM10	10GB	家族で10回線まで可	9,500円
	シェアパック15	15GB		12,500円
	シェアパック20	20GB		16,000円

らくらくスマートフォン向け	らくらくパックTM × 6	200MB	不可	2,000円
シェアパック30	30GB		22,500円	

2. 新たな割引サービス

(1) 「ずっとドコモ割」(1グループ毎)

プラン名	ご契約年数および毎月の割引額 × 8				
	1st (1~5年) 割引前料金	2nd (6~8年)	3rd (9~10年)	プレミア (11~15年)	グランプレミア (16年~)
データSパック	3,500円	—	—	—	-600円
データMパック	5,000円	—	—	-600円	-800円
シェアパック10	9,500円	-300円	-600円	-800円	-1,000円
シェアパック15	12,500円	-300円	-600円	-800円	-1,000円
シェアパック20	16,000円	-600円	-800円	-1,000円	-1,500円
シェアパック30	22,500円	-800円	-1,000円	-1,500円	-2,000円
らくらくパック	2,000円	—	—	—	-600円

(2) 「U25応援割」

サービス名	対象者	割引額	ボーナスパケット量	割引適用期間
U25応援割	利用者が25歳以下で、カケホーダイ プランおよびパケットパック額 × 9 をご契約のお客さま	-500円／月	1GB／月	26歳の誕生月まで

3. 「パケあえる」(月額・子回線毎)

代表回線にご契約いただいたパケットパックの利用可能データ量を、家族内等で分け合って利用できるようにしたサービスです。

サービス名	対象者	料金 (シェアオプションTM料)
一人向け(2台目プラスTM)	「カケホーダイプラン」をご契約(1台)いただき、同一名義で「データプラン」にもご契約(1台)いただいた「データSパック」「データMパック」をご利用のお客さま	500円／月
家族向け	シェアパックをご契約いただいた代表回線とデータ量を分け合う子回線のお客さま	500円／月

料金(シェアオプション料)は子回線にのみ課金されます。

4. モジュール内蔵の特定デバイス(M2M機器)向け料金プラン「デバイスプラス」

スマートフォン、タブレット、ドコモ ケータイ、またはルーター等のデータ通信製品をお持ちのお客さままで、通信モジュールを内蔵しているデバイス(フォトバネルや今後普及が見込まれるウェアラブル端末、ヘルスケア製品等)をご利用のお客さま向けに、毎月の基本使用料を安価にした専用の料金プラン「デバイスプラス」を提供します。

デバイスプラス	プラン名	料金
	デバイスプラス500	500円／月 (2年契約の場合 × 10)
	デバイスプラス300	300円／月

デバイスプラスの単独の契約はできません。「カケホーダイプラン」や「データプラン」と合わせてご利用いただくことが条件となります。

デバイスプラス対象の商品は、別途当社のインターネットホームページ等に掲載いたします。

「デバイスプラス500」、「デバイスプラス300」は、機器の種類に応じて決まっており、お客様による選択はできません。

デバイスプラスをご利用のお客さまは、シェアオプション料をお支払いいただかなくてもデータ量を分け合うことが可能です。

5. 法人向け料金プランおよび割引サービス

(1) パケットパック定額料(月額)

プラン名 × 11	利用可能データ量	契約可能回線数	料金(1グループ毎)
ビジネスシェアパックTM10	10GB	10回線まで	9,500円
ビジネスシェアパック15	15GB	15回線まで	12,500円
ビジネスシェアパック20	20GB	20回線まで	16,000円
ビジネスシェアパック30	30GB	30回線まで	22,500円
ビジネスシェアパック50	50GB	50回線まで	37,000円
ビジネスシェアパック70	70GB	70回線まで	51,500円
ビジネスシェアパック100	100GB	100回線まで	73,000円
ビジネスシェアパック150	150GB	150回線まで	109,000円
ビジネスシェアパック200	200GB	200回線まで	145,000円

ビジネスシェアパック250	250GB	250回線まで	180,000円
ビジネスシェアパック300	300GB	300回線まで	215,000円
ビジネスシェアパック400	400GB	400回線まで	280,000円
ビジネスシェアパック500	500GB	500回線まで	345,000円
ビジネスシェアパック700	700GB	700回線まで	480,000円
ビジネスシェアパック1000	1,000GB	1,000回線まで	680,000円
ビジネスシェアパック1500	1,500GB	1,000回線まで	1,000,000円
ビジネスシェアパック2000	2,000GB	1,000回線まで	1,300,000円
ビジネスシェアパック3000	3,000GB	1,000回線まで	1,900,000円

「ビジネスシェアパック」は法人のお客さまがご利用いただけるサービスとなります。法人のお客さまは「ビジネスシェアパック」に加え、「データSパック」「データMパック」「らくらくパック」をご利用いただくことも可能です。

(2) 「ずっとドコモ割」(1グループ毎)

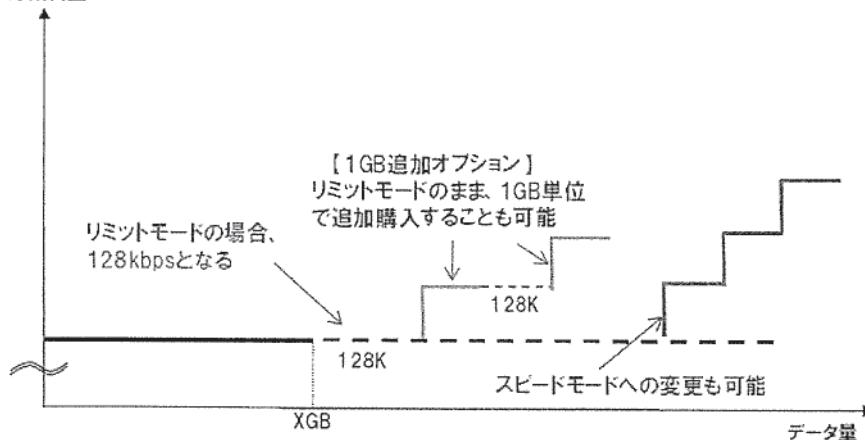
プラン名	ご契約年数および毎月の割引額※8				
	1st (1~5年) 割引前料金	2nd (6~8年)	3rd (9~10年)	プレミア (11~15年)	グランプレミア (16年~)
ビジネスシェアパック10	9,500円	-300円	-600円	-800円	-1,000円
ビジネスシェアパック15	12,500円	-300円	-600円	-800円	-1,000円
ビジネスシェアパック20	16,000円	-600円	-800円	-1,000円	-1,500円
ビジネスシェアパック30	22,500円	-800円	-1,000円	-1,500円	-2,000円

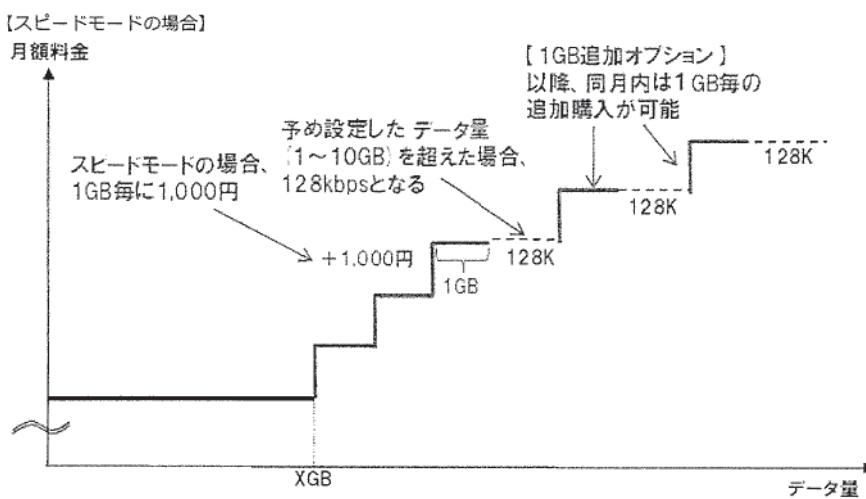
6. 「カケホーダイ&バケあえる」での「リミットモードTM」「スピードモードTM」の設定

モード名	内容	1GB追加オプション※12
リミットモード（通常適用）	利用可能データ量を超えて支払額が増えることなく安心 利用可能データ量を超えた場合、通信速度が128kbps × 13 となる 128kbpsでのご利用は無料	1,000円／1GB
スピードモード	利用可能データ量を超えて速度低下することなく利用可能 利用可能データ量を超える通信は、1,000円／1GB × 14 あらかじめ利用可能データ量を超えて追加で利用するデータ量を1GB・2GB・3GB…10GBもしくは無制限で設定可能	1,000円／1GB

【リミットモードの場合】

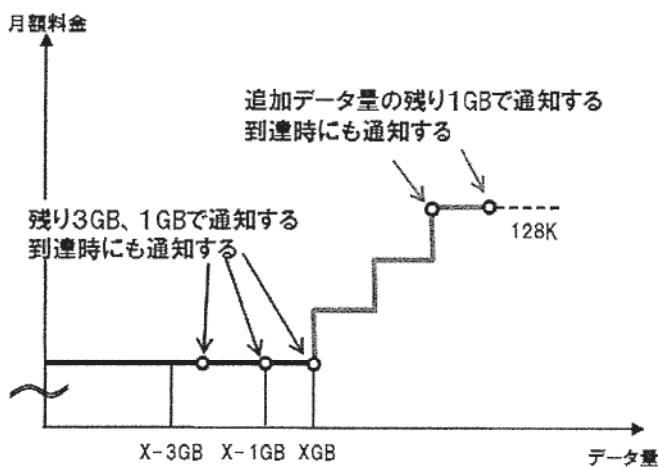
月額料金





7. 「データ量到達通知サービス」

データ量を分け合っているお客さま全回線へ、ご利用のデータ通信量が、残り3GB、1GB、および合計データ量に到達したタイミングでメールにてお知らせいたします※15。また、スピードモードにて追加設定したデータ量が残り1GBに到達したタイミング、および追加データ量合計に到達したタイミングでもメールにてお知らせいたします。



8. 提供開始予定日

2014年6月1日（日曜）

9. 予約受付開始日

2014年5月15日（木曜）

10. ご利用対象のお客さま

Xi、FOMAをご契約いただいているお客さま

11. 既存プランの扱い

Xiの既存プランおよび既存プランに関連する割引サービスについては、2014年8月末をもって新規受付を終了します。
(FOMAの既存プランについては、引き続き新規のご契約が可能です)

12. お申込み受付窓口

<個人のお客さま>

インターネット受付：

▶ [My docomo](#)

電話受付：

ドコモの携帯電話からの場合 … (局番なしの) 151

一般電話からの場合 … 0120-800-000

[ドコモショップ等](#)

<法人のお客さま>

全国のドコモ法人営業部門

[ドコモビジネスオンライン](https://www.nttdocomo.co.jp/biz/support/inquiry/) (<https://www.nttdocomo.co.jp/biz/support/inquiry/>)

[ドコモショップ等](#)

※1 契約期間2年の場合は、2年間同一回線を継続して利用することが条件となり、料金プランの変更、契約変更および廃止のお申し出がない場合、自動更新となります。また、契約満了月の翌月以外でのご契約回線の解約、料金プラン変更等の場合は、解約金9,500円が必要となります。定期契約がない場合の料金、ハーディ割引®等について、当社のインターネットホームページでご確認ください。「デバイスプラス300」については、2年契約なしのプランのみとなります。

※2 20180/0570等から始まる、他社が料金設定している電話番号への通話は、国内通話カケホーダイの対象外となります。

- ※ 3 単独契約はできません。「カケホーダイプラン」や「データプラン」と合わせてご利用いただくことが条件となります。
- ※ 4 合計データ量超過後は、送受信速度を最大128kbpsにして追加料金なしでご利用いただく「リミットモード」が自動的に適用され継続利用ができますが、1,000円／GBを自動課金でお使いいただく「スピードモード」をお選びいただき引き続き速度を低下することなく、あらかじめ設定されたご利用限度量までご利用いただくことも可能となります。
- ※ 5 「データSパック」「データMパック」を1回線のみでご利用の場合および「らくらくパック」の場合は、1回線毎の料金となります。
- ※ 6 「データSパック」「データMパック」「らくらくパック」は法人のお客さまもご利用いただけるプランとなります。
- ※ 7 同一名義の「カケホーダイプラン」（1台）+「データプラン」（1台）をご契約いただいている場合は、「2台目プラス」サービスにより、データ量を分け合うことが可能となります。
- ※ 8 代表回線のドコモ契約期間で判定します。
- ※ 9 「シェアパック10」「シェアパック15」「シェアパック20」「シェアパック30」の子回線でも申し込み可能です。その場合、1GB／月は各シェアパックの利用可能データ量に付与されます。
- ※ 10 契約期間を設定しない場合は1,000円／月となります。
- ※ 11 合計データ量超過後は、送受信速度を最大128kbpsにして追加料金なしでご利用いただく「リミットモード」が自動的に適用され継続利用ができますが、1,000円／GBを自動課金でお使いいただく「スピードモード」をお選びいただき引き続き速度を低下することなく、あらかじめ設定されたご利用限度量までご利用いただくことも可能となります。
- ※ 12 「ビジネスシェアパック」はプランごとに設定された契約可能回線数を最大回線数としてデータ量を分け合うことが可能です。
- ※ 13 通信速度は技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。ベストエフォート方式による提供となり、実際の通信速度は、通信環境やネットワークの混雑状況に応じて変化します。
- ※ 14 利用可能データ量を超える通信分のお支払いは1GBあたり1,000円の自動課金となります。
- ※ 15 「データSパック」「データMパック」「らくらくパック」および法人のお客さまの場合はお知らせするタイミングが異なります。

※ 表記の金額は特に記載のある場合を除き全て税抜となります。

※ 「カケホーダイ&バケあえる」「U25応援割」「Xi」「FOMA」「デバイスプラス」「spモード」「iモード」「データSパック」「データMパック」「シェアパック」「らくらくパック」「シェアオプション」「2台目プラス」「ビジネスシェアパック」「リミットモード」「スピードモード」「ハーティ割引」は、株式会社NTTドコモの商標または登録商標です。



PDF形式のファイルをご覧いただくには、アドビシステムズ社から無償提供されている
Adobe® Reader® プラグインが必要です。「Adobe® Acrobat®」でご覧になる場合は、バージョン10以降をご利用ください。

報道発表資料に記載された情報は、発表日現在のものです。仕様、サービス内容、お問い合わせ先などの内容は予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

製品	料金・割引	サービス・機能	通信・エリア	お客様サポート
ドコモ スマートフォン	新料金プラン	一覧から探す	ドコモの携帯電話はこんなところでも「つながる」	Apple社製品に関するサポート情報
Google Pixel	ギガホ	dマーケット	電波状況に関するお問い合わせと改善策	製品に関するサポート情報
ドコモ タブレット	ギガライト	Wi-Fi	いつでもどこでも「つながる」取組み	料金・割引に関するサポート情報
ドコモ ケータイ	割引情報	海外でつかう・海外へかける	電波の特性と「つながらない」「遅くなる」原因	サービス・機能に関するサポート情報
ドコモ らくらくホン	料金シミュレーション		ドコモの電波の技術情報	通信・エリアに関するサポート情報
ドコモ キッズ・ジュニア				ドコモ光に関するサポート情報
ワンナンバーサービス対応製品				お手続きのご案内
データ通信製品				お問い合わせ窓口
docomo select				

iPhone	iPad	スマートライフ	ドコモ光	My docomo
iPhone XS	iPad Air	エンターテインメント	料金プラン	データ量
iPhone XR	iPad mini	ライフサポート	ドコモ光でできること	料金
iPhone X	iPad Pro	決済・保険・投資	ドコモ光電話	契約内容・手続き
iPhone 8／iPhone 8 Plus	iPad	ショッピング	映像サービス	設定（メール等）
サポート	サポート	ヘルスケア	充実のサポート	ポイント
				お困りのとき
				オンラインショップ

[お知らせ](#)

[よくあるご質問](#)

[プライバシーポリシー](#)

[情報セキュリティポリシー](#)

[サイトご利用にあたって](#)

[ご意見ご要望について](#)

[サイトメンテナンス情報](#)

[サイトマップ](#)

© NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved. いつか、あたりまえになることを。

資料2

全員に返信 | 削除 迷惑メール | ...

Sent: Tuesday, April 15, 2014 6:24 PM

To: [REDACTED]

Cc: [REDACTED]
[REDACTED]

Subject: [JCI] 貴社の"新たな料金プラン"の御ご提供のお願い

NTTドコモ [REDACTED]様、

いつもお世話になっております。日本通信の [REDACTED] です。

掲題の件、先日4月10日に貴社より報道発表されており、
貴社は6月より新たな料金プランをお客さまにご提供されると理解しております。

その中で、国内の音声通話を定額で利用可能な「カケホーダイプラン」につき、
卸サービスでのご提供をお願いしたく、ご検討頂けますでしょうか。

このサービスは、従来貴社が標準プランとして卸携帯電話サービスに規定されている
サービスとは全く異なるサービスと認識されることから、
新たな卸携帯電話サービスとして規定頂くことは妥当であると考えております。
また、その際のデータ通信部分には従来と同様に相互接続回線を使用させて頂きたく、
合わせてお願い致します。

貴社がお客さまへのサービスを開始される6月同時期よりのご提供をお願いしたく、
ご検討の程、よろしくお願ひ致します。

日本通信株式会社

Tel : [REDACTED]

E-mail : [REDACTED]

URL : <http://www.j-com.co.jp>

資料3

全員に返信 | 削除 迷惑メール | ...

Fwd: 【JCI】貴社の"新たな料金プラン"の御ご提供のお願い

2014/12/08 (月) 11:00

全員に返信 |

送信済みアイテム

----- 転送メッセージ -----

差出人:

宛先:

Cc:

送信済み: 2014年4月22日, 火曜日 午後 4:15:29

件名: RE: 【JCI】貴社の"新たな料金プラン"の御ご提供のお願い

日本通信株式会社 [REDACTED] 様

平素よりお世話になっております。

NTTドコモの [REDACTED] です。

弊社は御標準プランの見直し自体を否定するものではございませんが、
下記にてお問合せの「カケホーダイ」につきましては、まだ弊社ユーザへの
提供開始前であり、市場の反応やリスクの度合いも不明な状況です。
従って、MVNO事業者様へ提供することは予定しておりません。

また、従前よりお伝えのとおり、エンドユーザ向け料金については、
創意工夫をもって戦略的な料金を、各事業者が自らリスクを負った上で
総合的に判断し、設定するものであると考えており、「カケホーダイ」を
御提供することにより、弊社のみが一方的にリスクを負うものでは
ないと考えております。

以上、宜しくお願い致します。

[REDACTED]

資料4

« 全員に返信 ▼ 削除 ☺ 迷惑メール 受信拒否 ...

Re: 【JCI】貴社の"新たな料金プラン"の卸ご提供のお願い

2014/12/11 (木) 13:41

□ ↗ ↘ ↙ → ...

NTTドコモ

様

いつも大変お世話になっております。

日本通信 ■■■ です。

今春より貴社がサービス提供を開始された「カケホーダイプラン」について、以前に卸サービスでの提供をお願い致しましたが、サービスが開始された現在もMVNO向けに卸サービスを提供することは困難という貴社のご意思は変わらないでしょうか。

是非、貴社「カケホーダイプラン」を卸サービスでご提供頂きたく再度のご検討をお願い致します。報道や貴社のWebサイトから非常に人気が高いサービスであると認識しております。

また、MVNO自身がリスクを負った上で創意工夫により、利便性の高いサービスを提供するべきとのご意見を頂いておりますが、現在の卸契約は秒単位の卸料金ではないこと、及び着信接続料が還元されない仕組みになっていることから、リスクの取りようがない状態です。どのようにしてリスクを取るべきか、ご見解をお示し頂きたくお願ひ致します。

何卒よろしくお願ひ致します。

日本通信株式会社

Tel : ■■■
E-mail : ■■■
URL : <http://www.j-com.co.jp>

-----元のメッセージ-----

差出人:

宛先:

Cc:

送信済み: 2014年4月25日, 金曜日 午後 5:57:06

件名: RE: 【JCI】貴社の"新たな料金プラン"の卸ご提供のお願い

日本通信株式会社 ■■■ 様

平素よりお世話になっております。

資料5

株式会社 NTT ドコモ
代表取締役社長
加藤 薫 様

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴社が平成 26 年 6 月より貴社の利用者向けにサービス提供を開始されました音声サービス「カケホーダイプラン」について、弊社は、本年 4 月、貴社企画調整室のご担当者に卸サービスでの提供をお願い致しました。

しかし、貴社ご担当者からは「エンドユーザー向け料金については、創意工夫をもって戦略的な料金を、各事業者が自らリスクを負った上で総合的に判断し、設定するものである」と考えていることから、MVNO 事業者への提供予定はないとのご回答を頂きました。本サービスは弊社にとって大変重要なサービスであることから、12 月 11 日にも、再度、同様のお願いをしたところですが、未だ、ご回答を頂いておりません。

貴殿もご存知のとおり、現在の卸サービスは秒単位の卸料金ではないこと、加えて着信接続料が還元されない仕組みとなっていることから、貴社ご担当者がおっしゃるリスクを弊社が取れないことは明白で、貴社のご回答に困惑しているところです。

つきましては、上記のご見解が貴社の最終的なご回答か否かにつき貴殿のお考えを直接頂戴致したく、本書をお送り致しました。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご回答を賜りますよう、何卒、宜しくお願ひ申し上げます。

謹白

平成 26 年 12 月 16 日

日本通信株式会社
代表取締役社長
三田 聖二

資料6



平成 27 年 1 月 9 日

日本通信株式会社

代表取締役社長

三田 聖 様

株式会社 NTT ドコモ

代表取締役社長

加藤 薫

平成 26 年 12 月 16 日付貴社文書について

謹啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 26 年 12 月 16 日付で貴社より文書を頂きましたので、下記のとおりご回答申し上げます。

先般お伝え致しましたとおり、各事業者がエンドユーザ向けに提供するサービスの料金につきましては、各事業者が自らリスクを負った上で創意工夫をもって戦略的な料金を総合的に判断し設定するものである、との弊社の考えに変わりはございません。

弊社が現在エンドユーザ向けに提供している、「カケホーダイ & バケあえる。」につきましては、弊社ユーザの通話量が弊社ユーザ間で日々の中、通話量が多い弊社ユーザに対して、定額の通話料金を設定していることに加え、家族間でシェアが可能なパケットパックと組み合わせること等により、各弊社ユーザのご利用状況に合わせた組み合わせをご選択頂けるよう、弊社自らがリスクを負って料金を設定し、弊社ユーザ向けに提供しているものとなります。

御提供先事業者様におかれましても、自らのユーザの通話量の多寡やその動向変化に伴って発生する変動リスクを負った上で、各自でエンドユーザ向け料金を設定頂くものであり、「カケホーダイ」部分を御提供することにより、そのようなリスクを、弊社のみが一方的に負うものではないと考えております。

上記を勘案し、「カケホーダイ」部分については、弊社が御提供する対象には馴染まないものと考えておりますので、何卒ご理解の程宜しくお願ひ申し上げます。

謹白

資料7



English 法人のお客さま 企業・IR情報 ドコモショップ お問い合わせ Online Shop

キーワードを入力

商品・サービス

お客様サポート

My docomo

d POINT CLUB



新規登録

ログイン お困りの方



--- P

ホーム > お知らせ > 報道発表資料

報道発表資料

「カケホーダイライトプラン」を提供開始

<2015年9月16日>

株式会社NTTドコモ（以下ドコモ）は、「カケホーダイ&パケあえる®」の基本プランとして、月額1,700円で5分以内の国内音声通話※1を回数の制限なくご利用いただける音声通話定額プラン「カケホーダイライトプランTM」を、2015年9月25日（金曜）から提供いたします。

本プランは、月額1,700円で5分以内の国内音声通話を回数の制限なくご利用いただけるため、お客様は手軽に音声通話定額をお楽しみいただけます。通話時間が5分を超過した場合、超過した通話時間につき30秒ごとに20円の通話料がかかります。ただし、お客様が「ファミリー割引」にご加入の場合、家族間通話は通話時間が5分を超過した場合であっても無料でご利用いただけます。

なお、本プランはXiTM（LTE）で対象となる「パケットパック」※2をご契約のお客さまにご利用いただけます。

「カケホーダイ&パケあえる」基本プラン	月額料金（2年定期契約）	国内音声通話の通話料
カケホーダイライトプラン	1,700円 ※3	・ 5分以内の通話…無料（回数の制限なし） ・ 5分を超過した通話…超過した通話時間につき、20円／30秒（ただし、「ファミリー割引」の家族間通話は無料）
カケホーダイプラン（スマホ／タブ）	2,700円	無料（回数の制限なし）

詳細については、別紙をご覧ください。

※1 0180／0570等から始まる、他社が料金設定する電話番号への通話等、一部の通話は対象外となります。

※2 データMパック®、データLパック®、シェアパック®15～30、ビジネスシェアパック®15～3000が対象となります。加えて、代表回線が対象となる「パケットパック」にお申込みいただいた場合、シェアグループ内の子回線も対象となります。

※3 契約期間なしでご契約いただく場合、月額料金は3,200円となります。

別紙 「カケホーダイライトプラン」の概要

1. 対象となるお客さま

Xi（LTE）で対象となる「パケットパック」（シェアグループ内の子回線も対象）をご契約のお客さま

2. 月額料金

1,700円

〈ご利用料金のイメージ〉

基本プラン※1	対象となるパケットパック	データ量	インターネット接続サービス	ご利用料金	備考
カケホーダイライトプラン 1,700円	データMパック 5,000円	5GB	spモード® 300円	7,000円	—

お知らせ

全ての新着情報

製品の新着情報

サービス・機能の新着情報

料金・割引の新着情報

お客様サポートの新着情報

企業情報の新着情報

その他の新着情報

重要なお知らせ（通信障害等）

NOTTVサービス終了に関するお知らせ

ドコモからのお知らせ

報道発表資料

工事のお知らせ

RSS（XML）データ配信

迷惑メールでお困りの方へ

迷惑電話でお困りの方へ

災害時に知っておきたいこと

ご注意ください

携帯電話のマナー

基本プラン※1	対象となるパケットパック	データ量	インターネット接続サービス	ご利用料金	備考
	データレパック 6,700円	8GB		8,700円	
	シェアパック15 12,500円	15GB		14,500円	
	シェアパック20 16,000円	20GB		18,000円	シェアグループ内の子回線も対象
	シェアパック30 22,500円	30GB		24,500円	

<各種割引キャンペーンを適用する場合>

各種割引キャンペーンの名称	カケホーダイライトプランのご利用料金		
	割引前	割引額	割引後
ドコモにチェンジ割		-1,350円	350円
光スマホ割®		-350円	1,350円
U25応援特割®	1,700円	-850円	850円
シニアはじめてスマホ割		-850円	850円

| 3. 提供開始日

2015年9月25日（金曜）

| 4. お申込み方法

(1) 個人名義のお客さま

- ・ インターネット受付
[My docomo](#)
- ・ 電話受付
ドコモの携帯電話からの場合 … （局番なしの）151
一般電話からの場合 … 0120-800-000
- ・ [ドコモショップ](#)等での店頭受付

(2) 法人名義のお客さま

- ・ 全国のドコモ法人営業部門の受付
- ・ インターネット受付
[ドコモビジネスオンライン](#)
- ・ [ドコモショップ](#)等での店頭受付

※1 「U25応援割®」は、1GBボーナスパケットのみ適用されます。（基本プランの500円割引は非適用）

※ すべて税抜表記です。

※ 「カケホーダイ&ペaccessible」「カケホーダイライトプラン」「Xi」「データMパック」「データレパック」「シェアパック」「ビジネスシェアパック」「spモード」「U25応援割」「光スマホ割」「U25応援特割」は、株式会社NTTドコモの商標または登録商標です。

報道発表資料に記載された情報は、発表日現在のものです。仕様、サービス内容、お問い合わせ先などの内容は予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

製品	料金・割引	サービス・機能	通信・エリア	お客様サポート
ドコモ スマートフォン Google Pixel	新料金プラン ギガホ	一覧から探す dマーケット	ドコモの携帯電話はこんなところでも「つながる」	Apple社製品に関するサポート情報

ドコモ タブレット	ギガライト	Wi-Fi	電波状況に関するお問い合わせと改善策	製品に関するサポート情報
ドコモ ケータイ	割引情報	海外でつかう・海外へかける	いつでもどこでも「つながる」取組み	料金・割引に関するサポート情報
ドコモ らくらくホン	料金シミュレーション		電波の特性と「つながらない」「遅くなる」原因	サービス・機能に関するサポート情報
ドコモ キッズ・ジュニア			ドコモの電波の技術情報	通信・エリアに関するサポート情報
ワンナンバーサービス対応製品				ドコモ光に関するサポート情報
データ通信製品				お手続きのご案内
docomo select				お問い合わせ窓口

iPhone	iPad	スマートライフ	ドコモ光	My docomo
iPhone XS	iPad Air	エンターテインメント	料金プラン	データ量
iPhone XR	iPad mini	ライフサポート	ドコモ光でできること	料金
iPhone X	iPad Pro	決済・保険・投資	ドコモ光電話	契約内容・手続書
iPhone 8/iPhone 8 Plus	iPad	ショッピング	映像サービス	設定（メール等）
サポート	サポート	ヘルスケア	充実のサポート	ポイント お困りのとき オンラインショップ

[キャンペーン・特典](#)

[dアカウント](#)

[ドコモショップ[®]](#)

[お知らせ](#) [よくあるご質問](#)

[プライバシーポリシー](#) [情報セキュリティポリシー](#) [サイトご利用にあたって](#) [ご意見ご要望について](#) [サイトメンテナンス情報](#) [サイトマップ](#)

© NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved. いつか、あたりまえになることを。

資料8

株式会社 NTT ドコモ
取締役常務執行役員
経営企画部長
阿佐美 弘恭 様

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、貴殿のご記憶にもあるかと思いますが、貴社がサービスを提供されている音声サ
ービス「カケホーダイプラン」について、弊社は平成 26 年 4 月及び 12 月に企画調整室
のご担当者様に御サービスでの提供をお願い致しました。

しかし、貴社ご担当者様からは、「エンドユーザー向け料金については、創意工夫をも
って戦略的な料金を、各事業者が自らリスクを負った上で総合的に判断し、設定するも
のである」と考えていることから、MVNO 事業者への提供予定はないとのご回答を頂き、
加藤社長様からも同様のお手紙を頂戴しております。

しかし、その後も大変多くのお客様から音声定額プランのご要望をいただきており、こ
のご要望に応えるべく、弊社としても是非、音声定額サービスを実現したいと考えてお
ります。

MVNO が秒課金の設定ができないなど、貴社からの御サービスのご提供をお願いせざる
を得ない事情があるところ、再度のお願いで大変恐縮ですが、MVNO 向け音声定額サー
ビス（「カケホーダイプラン」並びに「カケホーダイトプラン」）についてご検討を
お願いしたいと存じます。本年中にもサービスの提供を実現できるよう、ご協力をいた
だければ幸甚です。

誠に恐縮ですが、10 月 23 日までにご回答を賜りますよう、何卒、宜しくお願い申し上
げます。

謹白

平成 27 年 10 月 15 日

日本通信株式会社

代表取締役社長

福田 尚久

よろしくご検討くださいと申します。



資料9



平成 27 年 11 月 2 日

日本通信株式会社
代表取締役社長
福田 尚久 様

株式会社 NTT ドコモ
取締役常務執行役員
経営企画部長
阿佐美 弘恭

平成 27 年 10 月 15 日付貴社文書について

謹啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 27 年 10 月 15 日付で貴社より文書を頂きましたので、下記のとおりご回答申し上げます。

以前にもお伝え致しましたとおり、エンドユーザ向けに提供するサービスにつきましては、各事業者様が自らリスクを負った上で、各事業者様の経営判断に基づき提供されるものである、との弊社の考えに変わりはございません。

弊社が提供しております「カケホーダイプラン」及び「カケホーダイライトプラン」（以下、「カケホーダイ」という。）につきましては、ご存知のとおり、「カケホーダイ & パケあえる」というサービスコンセプトの基、パケット通信サービスも含めた一体サービスとして、弊社ユーザがご自身のご利用状況に合わせ最適な組み合わせをご選択頂けるよう、弊社自ら、エンドユーザの通話量の多寡やその動向変化に伴って発生する変動リスクを負い、提供しているサービスとなります。

「カケホーダイ」を卸提供することで、卸提供先事業者様におけるリスク等を弊社が一方的に負うものではないと考えております。

以上のとおり、「カケホーダイ」につきましては、弊社が卸提供する対象には馴染まないものと考えておりますので、何卒ご理解頂きますよう、重ねてお願い申し上げます。

謹白

資料10

平成 30 年 8 月 8 日

株式会社 NTT ドコモ

企画調整室 御中

日本通信株式会社

卸料金定額プランの提供のお願い

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、弊社は平成 26 年 4 月及び 12 月、さらに平成 27 年 10 月に貴社に卸サービスでの提供をお願い致しました。

貴社からは、「エンドユーザー向けの料金については創意工夫をもって戦略的な料金を、各事業者がリスクを負った上で判断し、設定するものである」と考えていることから、MVNO 事業者へ提供予定はないご回答を頂戴しております。

その後も弊社として創意工夫をもって戦略的な料金設定を試みてきましたが、そもそも秒課金ベースの卸契約ではないこと、及び着信接続料の還元がなされていないこともあり、ユーザーへ提供するサービスが限定的かつ高い料金設定にせざるを得ませんでした。このような状況下、弊社としての卸料金定額プランの提供を断念したところです。

以上のことから、再度、定額料金プランの提供を要望するものです。
ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具



資料11

平成 30 年 9 月 28 日

日本通信株式会社
代表取締役副社長
田島 淳 様

株式会社 NTT ドコモ



平成 30 年 8 月 8 日付貴社文書について

謹啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 30 年 8 月 8 日付で貴社より文書を頂きましたので、下記のとおりご回答申し上げます。

以前にもお伝え致しましたとおり、各事業者がエンドユーザ向けに提供するサービスの料金につきましては、各事業者が自らリスクを負った上で創意工夫をもって戦略的な料金を総合的に判断し設定するものである、との弊社の考えに変わりはございません。

弊社が現在エンドユーザ向けに提供している、「カケホーダイ & パケあえる」につきましては、弊社ユーザーの通話量が弊社ユーザー間で日々の中、通話量が多い弊社ユーザーに対して、定額の通話料金を設定していることに加え、家族間でシェアが可能なパケットパックと組み合わせること等により、各弊社ユーザーのご利用状況に合わせた組み合わせをご選択頂けるよう、弊社自らがリスクを負って料金を設定し、弊社ユーザー向けに提供しているものとなります。

御提供先事業者様におかれましても、自らのユーザーの通話量の多寡やその動向変化に伴って発生する変動リスクを負った上で、各自でエンドユーザ向け料金を設定頂くものであり、「カケホーダイ」部分を御提供することにより、そのようなリスクを、弊社のみが一方的に負うものではないと考えております。

上記を勘案し、「カケホーダイ」部分については、弊社が御提供する対象には馴染まないものと考えておりますので、何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

謹白

資料12

平成 31 年 2 月 14 日

株式会社 NTT ドコモ
企画調整室 御中

日本通信株式会社

音声卸サービスに関するご検討をお願いしたい事項

1. 卸料金定額プランの提供

現在ご提供いただいている卸料金メニューに加えて、貴社が貴社利用者向けに提供されている定額プラン（カケホーダイプラン、カケホーダイライトプラン）に準じたプランの提供を要望致します。

2. 接続事業者間は秒課金であることの卸料金への反映

音声通信にかかる接続事業者間課金は秒課金となっているところ、貴社からの卸料金は 30 秒単位です。これを秒単位若しくはそれに準ずる卸料金体系に変更することを要望致します。

3. 着信接続料の一部還元

同様に、接続事業者は発信側事業者に着信接続料を請求できるところ、弊社利用者に対する着信呼に対して、弊社は着信接続料相当を受け取ることができません。着信接続料の一部を弊社に還元されるしきみの適用を要望致します。

4. 最低契約数に関する条件の見直し

第 3 種卸 FOMA サービス（卸 FOMA プラン）と第 3 種卸 Xi サービス（卸タイプ Xi）の各契約数を合算した契約数による割引率の設定を希望致します。

以上



御音声通話役務のご提供について

2019年10月1日

日本通信株式会社

お願いしたい事項



1. 音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた料金を基本とする料金で、当社に卸していただきたい。
2. その一形態として、貴社が「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた料金を基本とする料金で、当社に卸していただきたい。

資料14

議事録

【日時】 2019年10月4日（金） 13:30-13:50

【場所】 ドコモ本社

【参加者】

ドコモ :

[REDACTED]

J C I :

【ドコモ発言の要点】

日本通信の要望に対して社内で検討して回答するが、本日回答できることは無い。回答の方針や検討課題、回答にかかる期間についてもお答えはできない。回答期間については、半年や一年という期間がかかることは無い。

【内容】

1.日本通信からの説明

資料「卸音声通話役務のご提供について」（10月1日送信済み）を提示して、日本通信から以下の2点を要望した。

- (1) 音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい。
- (2) その一形態として、貴社が貴社エンドユーザに提供されている「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい。

2.議論

上記の説明に対して、両社間での意見交換を行った。

（J C I）卸音声通話役務の提供について資料中の二点の要望について、実現可能かどうかお教え頂きたい。

（ドコモ）まずはこの二点が貴社の要望と理解した。この二点以外にも要望はあるか？

（J C I）現時点においてはこの二点のみが弊社の要望である。

（ドコモ）貴社とは最も優先順位が高い課題に絞り協議させて頂いている。現在貴社と協議し

ている別の課題と比較し、今回の要望は最も優先度が高いということで良いか？

(JCI) その通りである。

(ドコモ) それでは、この課題について検討する。

(JCI) 検討にはどの程度の期間を要するか？

(ドコモ) 今この場での回答は難しい。まずはどの程度時間がかかるかも含めて確認させて頂く。長い期間がかかるようであればご連絡する。

(JCI) 例えば一番目の要望について、この場でご回答頂けることはあるか？

(ドコモ) 今すぐお答えするのは難しい。ある程度確認及び検討させて頂いたうえで回答したい。

(JCI) 今日の時点で、この点は受け入れることが難しいなどのご意見はあるか？

(ドコモ) 検討させて頂く中で、実現が難しい項目等がわかれれば、回答の中でお伝えはするかもしれません。

(JCI) 「適正な原価に適正な利潤を加えた金額」と弊社より提示したが、この点を検討するのは極めて難しいなど、今日の時点における貴社のお考えがあればお伺いしたい。

(ドコモ) 当然社内で検討はさせて頂くものの、会社としての考えを今この場でお伝えするには難しい。検討の後、会社としての決定を貴社にお伝えする。

(JCI) どのような項目を検討するのかを明らかにして頂くことは可能か。

(ドコモ) 卸音声定額サービスは今までMVNOに提供していなかったこともあり、まずは要望を実現できるか否かに係る要素にはどのようなものがあるかについてすべて検討をする。

(JCI) 本日のこれまでの議論からすると、二つ目の要望についても同様に、実現の可能性、実現が難しい要素、検討期間等も不明であるという認識で良いか。

(ドコモ) 現時点では回答が難しい。

(JCI) 携帯料金の改定の動きが進む中で、貴社で弊社要望の実現が難しいと結論が出るにしても、検討に長い期間がかかるようでは困る。

(ドコモ) 時期の明示は現段階では難しいが、半年や一年よりも短い期間での回答は可能だと想定している。

(JCI) 例えば次回以降の協議に、今回出席されている方々よりも強い決定権をもつ方にご出席頂くことで、より短期間で本要望に対する決定を行って頂くことは可能か。

(ドコモ) たとえ協議を行う人物が変わっても、回答期間に変わりはない。

(JCI) 今回の協議は、弊社からの要望について理解し、検討はするという段階に留まっているという認識でよろしいか。

(ドコモ) 資料で提示する要望の検討を求めているとのことであるので、それら二点について

検討させて頂く。資料にてご提示頂いた内容以外にも要望などがあれば、今回の協議で伺わせて頂く。

(JCI) 卸音声定額サービスに関しては弊社とは別のMVNOからも要望があるのではない
かと推測してはいるが、携帯料金の改定の動きが進むなかで、貴社としてはMVNOへの卸料
金を見直す動きなどは出てきているのか。

(ドコモ) 他のMVNOが関係する話のためお答えするのが難しいが、今回ご提示頂いた要望
に関連する内容であると考えられるため、その点を含めて検討させて頂く。

(JCI) 卸音声定額サービスに関して、弊社[REDACTED]から送信した本年7月2日付のメールに対
し、本年7月12付で、2018年9月28日付の貴社のお考えから変わりは無く、音声定額サ
ービスを卸すことは難しいとの回答であった。今回は協議の場を設けて頂いたことから、貴社
側で対応方針に変化があったと認識しているが、お考えが変わったのか。

(ドコモ) 特に変化は無い。

(JCI) 今まででは協議の場すら無かった、という認識であるが、その点については如何か。

(ドコモ) 当該メールの内容は、当社側で検討が進んでいるという情報を得た、という内容で
あったため、その点について特に変更があったわけではないと回答した認識である。一方で今
回の協議は、貴社からご提示頂いた要望を伺うために設けたものであり、従前の協議対応方針
に変わりは無い。

(JCI) (発言内容については) わかった。

以上

資料15



令和元年 10月 16日

株式会社 NTT ドコモ

[REDACTED]
[REDACTED] 様

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、予てより貴社にお願いしております卸音声定額サービスにつきましては、本年9
月10日に改めて弊社要望をお伝えし、ご提供頂ける可能性をお尋ねしたところ、10
月4日に初めて本件に関する面談の機会を頂戴しました。然るに、当該面談においては、
提供可能性や検討事項並びに検討スケジュールについて一切お答えを頂けず、現時点に
至っても全く見通しが立たない状態です。

ご存知のとおり、貴社に初めて卸音声定額サービスのご提供をお願いしたのは平成26
年4月に遡ります。それ以来、貴社は、「各事業者が自らリスクを負った上で創意工夫
をもって戦略的な料金を総合的に判断し設定するものである」などのお答えを繰り返さ
れるばかりで、既に5年以上の歳月が過ぎてしまいました。その結果、MNO全社が提
供している音声定額サービスを導入する手がかりすら掴めない状態が続いております。

音声定額サービスが当たり前のサービスとして位置づけられ、様々な新料金が導入され
料金競争が激化する中、競争力のある卸料金で音声サービスをご提供頂くことは極めて
重要です。

つきましては、弊社要望に対する応諾可否を10月24日までにご連絡頂くと共に、応
諾頂ける場合は、その内容を10月31日までにお示し頂けますよう、ここにお願い申
し上げます。

MVNO事業の発展に、何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

日本通信株式会社
代表取締役副社長
田島 淳



資料16

令和元年 11 月 8 日

日本通信株式会社
代表取締役副社長
田島 淳 様

株式会社 NTT ドコモ



謹啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和元年 10 月 4 日のお打ち合わせにて、音声通話サービスを能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金という考え方のもと、その一形態として、「かけ放題オプション」及び「5 分通話無料オプション」の提供を要望いただいたため、下記のとおりご回答申し上げます。

以前にもお伝え致しましたとおり、各事業者がエンドユーザ向けに提供するサービスの料金につきましては、各事業者が自らリスクを負った上で創意工夫をもって戦略的な料金を総合的に判断し設定するものである、との弊社の考えに変わりはございません。

貴社が弊社に提供を要望されている「かけ放題オプション」及び「5 分通話無料オプション」につきましては、弊社ユーザ向けに提供している料金プラン「ギガホ・ギガライト」のオプションであり、切り出して卸提供することはできません。弊社ユーザ向けの定額及び準定額の料金につきましては、弊社ユーザの利用量がユーザ間で日々の中、弊社ユーザ全体の利用動向を踏まえて戦略的に設定しているものであり、貴社ユーザの利用動向を考慮したものではございません。

従いまして、「かけ放題オプション」及び「5 分通話無料オプション」については、弊社が卸提供する対象には馴染まないものと考えておりますので、何卒ご理解の程宜しくお願ひ申し上げます。

謹白



報道発表資料

[いいね！](#) [シェア](#)

全ての新着情報

製品の新着情報

サービス・機能の新着情報

料金・割引の新着情報

お客様サポートの新着情報

企業情報の新着情報

その他の新着情報

重要なお知らせ（通信障害等）

NOTTVサービス終了に関するお知らせ

ドコモからのお知らせ

報道発表資料

工事のお知らせ

RSS（XML）データ配信

迷惑メールでお困りの方へ

迷惑電話でお困りの方へ

災害時に知っておきたいこと

ご注意ください

携帯電話のマナー

新料金プラン「ギガホ」「ギガライト」を提供開始

-最大4割おトクにご利用いただけるシンプルな料金プラン-
 <2019年4月15日>

株式会社NTTドコモ（以下、ドコモ）は、シンプルでおトクな「ギガホTM」「ギガライトTM」「データプラスTM」「ケータイプラン」「キッズケータイプラン」を2019年6月1日（土曜）から提供開始いたします。

新料金プランは、家族間国内通話※1無料の音声プラン、spモード®、データ通信をワンパッケージにした料金プランで、外出先でも動画などのデータ通信が多い方向けの「ギガホ」、メールやSNSの利用を中心でデータ通信が少ない方向けの「ギガライト」の2つからお選びいただけます。

通話が多いお客さまは、国内通話かけ放題※2の「かけ放題オプション」、1回あたり5分までの通話が無料※2となる「5分通話無料オプション」をお選びいただけます。

また、「ファミリー割引」グループ内のご家族・ご親族の数に応じて※3、自動的に月額料金を割引する「みんなドコモ割」を提供開始いたします。これにより、「ファミリー割引」グループ内の全ての「ギガホ」「ギガライト」に対して、2回線なら月額500円割引、3回線以上なら月額1,000円割引が適用されます。

さらに、「ファミリー割引」グループ内で「ドコモ光」の契約が1回線であれば、「ファミリー割引」グループ内の全ての「ギガホ」「ギガライト」に対して、月額最大1,000円を割引する「ドコモ光セット割」が適用されます。

「みんなドコモ割」と「ドコモ光セット割」により、一人あたり月額最大2,000円の割引が適用され、ご家族・ご親族のみなさまでおトクにご利用いただけます。

「ギガホ」は、「みんなドコモ割（3回線以上）」適用の場合、大容量の30GBを月額5,980円でご利用いただけます。月間利用データ量が30GBを超えてからは、通信速度は最大1Mbpsで動画・SNSなどの各種コンテンツをお楽しみいただけます。

また、2019年9月30日（月曜）までに「ギガホ」にご加入いただくと、「ギガホ割」の適用により、最大6か月間月額4,980円からご利用いただけます。

「ギガライト」は、ご利用データ量に応じた料金が段階的に適用となり、「みんなドコモ割（3回線以上）」適用の場合、月間利用データ量が1GB以下の場合、月額1,980円となり、従来の料金プラン※4よりも最大4割おトクにご利用いただけます。

このほか、おひとりで2台ご利用いただく場合には、月額1,000円で「ギガホ」もしくは「ギガライト」のデータ量をご利用いただける「データプラス」、ドコモケータイをご利用の方には月額1,200円でご利用いただける「ケータイプラン」、キッズケータイをご利用の方には月額500円でご利用いただける「キッズケータイプラン」を提供いたします。

さらに、ドコモを長く、たくさんご利用いただいたお客さまに「ずっとドコモ特典」や、はじめてのスマートフォンをお使いになる方向けの「はじめてスマホ割TM」により、これまで以上におトクにご利用いただけます。

なお、新料金プランの提供開始に伴い、「カケホーダイ&バケあえる®」のFOMA®、XiTM料金プランおよび「docomo with®」などの割引サービス、「月々サポート®」、「端末購入サポート」などの割引サービスは、2019年5月31日（金曜）をもって新規受付を終了いたします※5、※6。

また、FOMA音声プランおよび割引サービス、iモード®は2019年9月30日（月曜）に、FOMAデータプラン・ユビキタスプラン®および割引サービスは2020年3月31日（火曜）をもって新規受付を終了いたします。

ドコモは今後も、一人ひとりのライフスタイルに寄り添い、安心して長く使い続けていただける料金サービスの更なる充実をめざしてまいります。

※1 「ファミリー割引」グループ内（法人の場合は、「ビジネス通話割引グループ」内）の国内通話が対象です。

※2 「SMS」、(0570) (0180) などの他社接続サービス、(188) (189) の特番、番号案内、衛星電話などへの発信は対象外です。

※3 音声通話が可能な料金プラン（2in1®、キッズケータイプラス®、キッズケータイプランを除く）契約回線がカウント対象となります。

※4 「ベーシックシェアパック®」、「ずっとドコモ割プラス（プラチナステージ）」をご契約で、「シンプルプラン」3回線でご利用いただいた場合のひとりあたり平均月額料金。

※5 プラン変更をせず、現在契約中のプランを継続してご契約いただくことも可能です。

※6 「カケホーダイ&バケあえる」およびFOMAバリュープラン、ベーシックプランは、新規受付終了後も、プランの変更やバケットパックの変更が可能です。（一部対象外の手続きがあります）

※ 記載の月額料金は2年定期契約（自動更新・解約金あり）の場合の料金です。通話料は別途発生します。

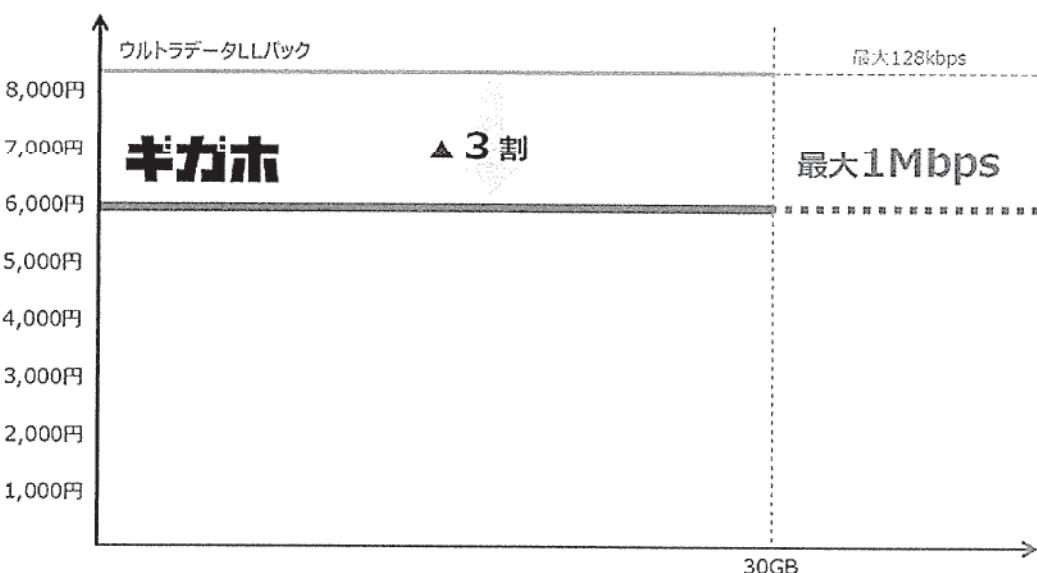
※ 「ギガホ」「ギガライト」「データプラス」「ケータイプラン」には、インターネット接続サービス「spモード」の契約が含まれます。

別紙 新料金プランの概要

1. 料金イメージ

＜ギガホ＞

30GB／月の大容量のデータをご利用いただけるプランです。利用可能データ量の上限到達後は、従来の送受信時最大128kbpsと比較して約8倍の速度の送受信時最大1Mbpsとなり、動画・SNSなどのさまざまなコンテンツがご利用いただけます。



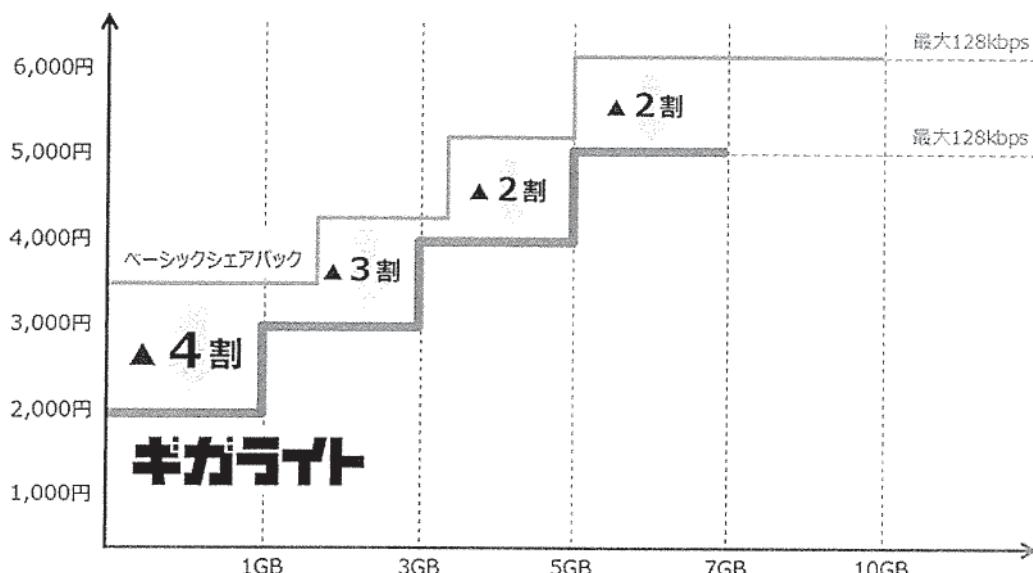
※ 「ウルトラデータLLパック®」は「ずっとドコモ割プラス（プラチナステージ）」適用後、「シンプルプラン」で利用した場合の料金

※ 「ギガホ」は、「みんなドコモ割（3回線以上）」適用後の料金

※ 2年定期契約（自動更新・解約金あり）の場合の料金

＜ギガライト＞

利用したデータ量に応じた料金が段階的に適用となり、データ量を無駄なくご利用いただける料金プランです。従来の料金プランと比較して、最大4割程度おトクにご利用いただけます。

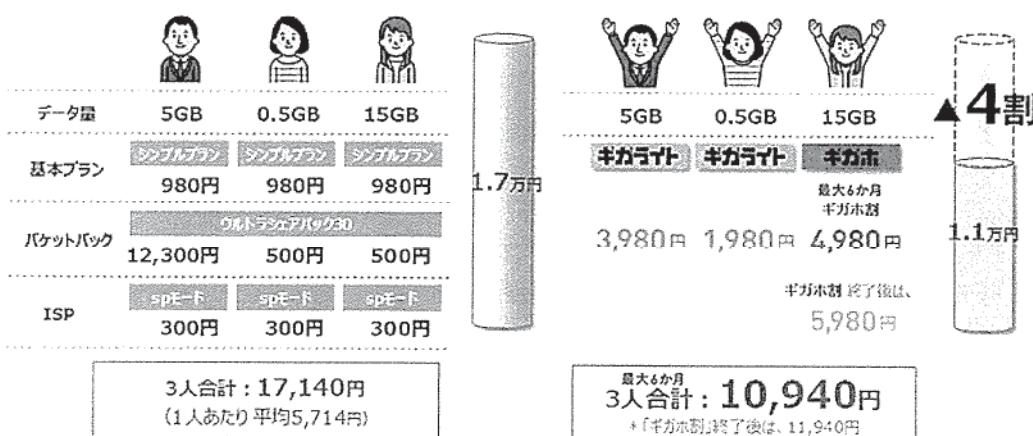


※ 「ベーシックシェアパック」は、「ずっとドコモ割プラス（プラチナステージ）」適用後、基本プランは「シンプルプラン」、家族3人で利用した場合の1人あたり料金

※ 「ギガライト」は、「みんなドコモ割（3回線以上）」適用後の料金

※ 2年定期契約（自動更新・解約金あり）の場合の料金

<「ウルトラシェアパック®30」を3人でご利用していたお客様のイメージ>



※ 「ウルトラシェアパック30」は、「ずっとドコモ割プラス（プラチナステージ）」適用時の料金

※ 2年定期契約（自動更新・解約金あり）の場合の料金

| 2. 料金プランなど

(1) 料金プラン（割引適用前）

家族間国内通話※₁無料の音声プラン、ISP、データ通信が一体となった料金プランです。お客様のデータご利用状況に合わせて選択できる「ギガホ」「ギガライト」、データ通信のみご利用でき、1台目の「ギガホ」「ギガライト」のデータ量をご利用いただける「データプラス」があります。

その他、ケータイご利用者向けの「ケータイプラン」、キッズケータイご利用者向けの「キッズケータイプラン」からお選びいただけます。

プラン名 (提供役務)	月額料金 (2年定期契約の場合※ ₂)		利用可能 データ量	利用可能 データ量 超過後速度	音声 オプション 契約可否	みんな ドコモ割 適用対象	ドコモ光 セット割 適用対象
ギガホ (Xi)	6,980円		30GB	送受信時 最大1Mbps	○	○	○
ギガライト (Xi)	ステップ4 <~7GB>	5,980円	7GB	送受信時 最大128kbps			
	ステップ3 <~5GB>	4,980円					
	ステップ2 <~3GB>	3,980円					

プラン名 (提供役務)	月額料金 (2年定期契約の場合※2)	利用可能 データ量	利用可能 データ量 超過後速度	音声 オプション 契約可否	みんな ドコモ割 適用対象	ドコモ光 セット割 適用対象
ステップ1 <～1GB>	2,980円	-	-	-	-	-
データプラス (Xi)	1,000円	-※3	-※3	(音声利用不可)	-	-
ケータイプラン (Xi) ※4	1,200円	100MB	送受信時 最大128kbps	○	-	-
キッズ ケータイプラン (FOMA) ※4※5	500円	-	-	-	-	-

※ 2年定期契約（自動更新・解約金あり）の場合の料金

（2）音声オプション

音声通話は家族間国内通話無料、家族以外への国内通話は20円／30秒でご利用いただけます。

「ギガホ」「ギガライト」「ケータイプラン」は、国内通話かけ放題となる「かけ放題オプション」、1回あたり5分以内の国内通話が回数の制限なく無料となる「5分通話無料オプション」をお選びいただくことが可能です※6。

音声オプション名	オプション料金	通話料
なし	-	家族間国内通話：無料 家族以外への国内通話：20円／30秒
5分通話無料オプション	700円	<1回あたり5分以内の通話> 国内通話無料 <1回あたり5分超の通話> 家族間国内通話：無料 家族以外への国内通話：20円／30秒
かけ放題オプション	1,700円	国内通話無料

（3）みんなドコモ割

「ギガホ」「ギガライト」は、「ファミリー割引」または「ビジネス通話割引」グループ内の音声回線数※7に応じて、グループ内の全ての「ギガホ」「ギガライト」の月額料金を回線ごとに最大月額1,000円割引する「みんなドコモ割」が自動適用となります。

プラン名	「みんなドコモ割」割引金額※ () 内は割引適用後の月額料金		
	「ファミリー割引」または「ビジネス通話割引」グループ内の音声回線数		
	1回線	2回線	3回線以上
ギガホ	- (6,980円)	-500円 (6,480円)	-1,000円 (5,980円)
ギガライト	ステップ4 <～7GB> (5,980円)	-500円 (5,480円)	-1,000円 (4,980円)
	ステップ3 <～5GB> (4,980円)	-500円 (4,480円)	-1,000円 (3,980円)
	ステップ2 <～3GB> (3,980円)	-500円 (3,480円)	-1,000円 (2,980円)
	ステップ1 <～1GB> (2,980円)	-500円 (2,480円)	-1,000円 (1,980円)

※ 2年定期契約（自動更新・解約金あり）の場合

（4）ドコモ光セット割

「ファミリー割引」または「ビジネス通話割引」グループ内に「ドコモ光」のご契約があれば、グループ内の「ギガホ」「ギガライト」の月額料金を自動的に毎月最大1,000円割引します※8。

なお、「ファミリー割引」「ビジネス通話割引」をご契約されていないお客様でも、「ドコモ光」をご契約いただくことで、割引が適用されます。

プラン名	「ドコモ光セット割」割引金額 ※ () 内は割引適用後の月額料金
ギガホ	-1,000円 (4,980円)

プラン名	「ドコモ光セット割」割引金額 ※ () 内は割引適用後の月額料金	
ギガライト	ステップ4 <~7GB>	-1,000円 (3,980円)
ギガライト	ステップ3 <~5GB>	-1,000円 (2,980円)
	ステップ2 <~3GB>	-500円 (2,480円)
	ステップ1 <~1GB>	- (1,980円)

※ 2年定期契約（自動更新・解約金あり）で「みんなドコモ割（3回線以上）」適用の場合

(5) ずっとドコモ特典

ドコモを長く、たくさんご利用いただいた「ギガホ」「ギガライト」「ケータイプラン」のお客さまに、dポイントクラブステージに応じて、新料金プランご契約者さまの誕生月にdポイント（期間・用途限定）※9を毎年進呈します※10。dポイント（期間・用途限定）の獲得はお客様ご自身によるお手続き※11が必要となり、ご契約者さまの誕生月を含む6か月目の月末までお申し込みいただけます。

dポイントクラブステージ	進呈ポイント数※12
プラチナ	3,000pt
4th	2,000pt
3rd	1,500pt
2nd	1,000pt
1st	500pt

※ 「ギガホ」「ギガライト」「データプラス」「ケータイプラン」には、インターネット接続サービス「spモード」の契約が含まれます。

※ 利用可能データ量超過後、別途「1GB追加オプション」または「スピードモード®」をお申込みいただくことで、通常速度でご利用いただけます。（ご利用データ量1GBごとに1,000円が必要です）

※ ハーディ割引®は、「キッズケータイプラン」は2年定期契約なしの料金から月額500円割引、「キッズケータイプラン」以外は、2年定期契約無しの料金からISPの付加機能料割引を含んで1,700円割引となります。

※ 「ギガホ」「ギガライト」「ケータイプラン」は「ドコモ 子育て応援プログラム」「ドコモ 60歳からのスマホプログラム™」の対象となります。

※ 「ずっとドコモ特典」は、dポイントクラブ会員が対象となります。（ドコモビジネスプレミアクラブ会員は除く）

※ 国際ローミング中のデータ通信（「パケットパック海外オプション」利用時を除く）は月額料金の定額対象外となります。

※ 「ギガホ」「ギガライト」「データプラス」「ケータイプラン」をご契約のお客さまは2020年6月30日（火曜）までdocomo Wi-Fiをご利用いただけます。この期間内は「docomo Wi-Fi無料キャンペーン」の適用により無料となります。また、2020年度 第1四半期にdポイントクラブ会員（「dアカウント®取得」および「dポイント利用者情報登録」が必要）のお客さま向けに、無料でご利用いただける新たなWi-Fiサービスを提供開始する予定です。

※ 新料金プランに変更した場合、「docomo with」「月々サポート」「端末購入サポート」などの各種割引サービスは適用終了となります。また、「端末購入サポート」の規定利用期間中に新料金プランに変更した場合、解除料が発生します。

※ 「ギガライト」「ギガホ」「データプラス」「ケータイプラン」「キッズケータイプラン」はeビリング割引の適用対象外となります。

※ 毎月のご利用料金のご案内について、「新料金プラン」契約者（一括請求サービスご契約中は、「新料金プラン」契約中の請求グループ代表回線契約者）が書面での案内をご希望の場合、口座振替もしくはクレジットカード払いのお客さまはご請求あたり100円、請求書払いのお客さまはご請求あたり150円の請求書等発行手数料をご負担いただきます。（請求書等発行手数料ご負担対象外のお客さまを除く）

3. キャンペーン割引

(1) ギガホ割

2019年9月30日（月曜）までに「ギガホ」にご加入頂くと、最大6か月間、月額1,000円の割引が適用されます。

プラン名	「ギガホ割」割引金額（最大6か月間） ※ () 内は割引適用後の月額料金	
	「ドコモ光セット割」なし	「ドコモ光セット割」あり
ギガホ	-1,000円 (4,980円)	-1,000円 (3,980円)

※ 2年定期契約（自動更新・解約金あり）で「みんなドコモ割（3回線以上）」適用の場合

※ 「ギガホ割」が廃止された場合、受付期間中であっても再度適用することはできません。

(2) はじめてスマホ割

ドコモケータイから「ギガホ」もしくは「ギガライト」にお申込み※13、または、他社でケータイをご利用のお客さまが「ギガホ」「ギガライト」にお申込み※14いただくと、最大12か月間月額1,000円の割引が適用されます。また、「ウェルカムスマホ割TM」適用中のお客さまは、「ウェルカムスマホ割」の終了日を引き継いで、「はじめてスマホ割」を適用します。

「はじめてスマホ割」割引金額（最大12か月間） ※ () 内は割引適用後の月額料金		
	「ドコモ光セット割」なし	「ドコモ光セット割」あり
ギガホ	-1,000円 (3,980円)	-1,000円 (2,980円)
	ステップ4 <~7GB>	-1,000円 (3,980円)
	ステップ3 <~5GB>	-1,000円 (2,980円)
	ステップ2 <~3GB>	-1,000円 (1,980円)
	ステップ1 <~1GB>	-1,000円 (980円)

※ 2年定期契約（自動更新・解約金あり）で「みんなドコモ割（3回線以上）」適用の場合

※ 「ギガホ」は、「ギガホ割」適用後料金

※ 「はじめてスマホ割」が廃止された場合、受付期間中であっても再度適用することはできません。

※ 本割引のお申込み終了時期は未定です。終了する場合はドコモのホームページへの掲載などでお知らせします。

| 4. 提供開始日

2019年6月1日（土曜）

| 5. 予約受付開始日

2019年5月22日（水曜）

| 6. ご利用対象のお客さま

Xi（キッズケータイプランはFOMA）をご契約のお客さま

| 7. 新規受付終了

(1) 以下のサービスなどは、2019年5月31日（金曜）をもって新規受付を終了します。

- ・「カケホーダイ&パケあえる」のFOMA、Xi料金プランおよび「docomo with」などの割引サービス
- ・「月々サポート」「端末購入サポート」「機種変更応援プログラム」「機種変更応援プログラムプラス®」「光単独タイプビジネス割®」

(2) 以下のサービスなどは、2019年9月30日（月曜）をもって新規受付を終了します。

- ・「カケホーダイ&パケあえる」以外のFOMA音声プランおよび割引サービス（2in1を含む）
- ・iモード

(3) 以下のサービスなどは、2020年3月31日（火曜）をもって新規受付を終了します。

- ・「カケホーダイ&パケあえる」以外のFOMAデータプラン・ユビキタスプランおよび割引サービスなど

※ プラン変更をせず、現在契約中のプランを継続してご契約いただくことも可能です。

※ 「カケホーダイ&パケあえる」およびFOMAバリュープラン、ベーシックプランは、新規受付終了後も、プランの変更やパケットパックの変更が可能です。（一部対象外の手続きがあります）

| 8. お申込み受付窓口

（個人のお客さま）

- ・インターネット受付：My docomo
- ・電話受付：
ドコモの携帯電話からの場合：（局番なしの）151
一般電話からの場合：0120-800-000
- ・ドコモショップなど

(法人のお客さま)

- ・全国のドコモ法人営業部門
- ・ドコモショップなど (<https://www.nttdocomo.co.jp/biz/support/partner/#consult>)

※1 「ファミリー割引」グループ内の国内通話が無料となります。法人の場合は、「ビジネス通話割引グループ」内の国内通話が無料となります。

※2 2年定期契約なしの場合は、「キッズケータイプラン」は+500円、「キッズケータイプラン」以外は+1,500円となり、2年定期契約満了月、満了月の翌月、翌々月以外に解約した場合は、9,500円の解約金が必要となります。(フリーコース、ずっとドコモ割コースの設定はありません) なお、「キッズケータイプラン」については、2年定期契約満了月以降解約金はかかりません。

※3 同一名義の「ギガホ」もしくは「ギガライト」とのペア設定が必要となります。データ量は、ペア設定しているプランのデータ量を消費し、利用可能データ量超過後の制限速度は、ペア設定している料金プランに準じます。ペア設定できるのは1回線までとなります。

※4 料金プランお申込時に指定デバイスの購入を伴う場合、またはドコモ販売店（ドコモオンラインショップ含む）における直近の購入端末（ドコモに登録されている最新購入端末）が指定デバイスである場合は、対象の料金プランをお申込みいただけます。

※5 料金プランお申込時のご利用者が12歳以下であること、および、「ファミリー割引」グループに子回線として加入することが必要です。「キッズケータイプラン」単独でのご契約はできません。

※6 「SMS」、(0570) (0180)などの他社接続サービス、(188) (189)の特番、番号案内料、衛星電話などへの発信は対象外です。

※7 「2in1」、「キッズケータイプラス」、「キッズケータイプラン」はカウント対象外です。

※8 ドコモ光契約において、モバイル契約のペア回線指定が必要となります。また、「ファミリー割引」または「ビジネス通話割引」グループ内で「ドコモ光ミニ」のみご利用の場合は、毎月最大500円がペア回線から割引となります。「ビジネス通話割引」グループへの割引は、毎月最大20回線分となります。

※9 dポイント（期間・用途限定）の有効期間はポイント獲得日を含む月から数えて6か月目の月末まで間となります。

※10 誕生月当月に獲得手続きをされる場合は、獲得手続き時点で対象プランのご契約が必要です。また、誕生月翌月以降に獲得手続きをされる場合は、獲得手続き時点に加え、誕生月時点で対象プランをご契約または予約申し込みされており、かつ誕生月翌月月初0時00分時点で対象プランをご契約されている必要があります。

※11 「dポイントクラブサイト」（spモード・パソコン）および専用獲得ダイヤル（*8470）にてお手続きいただけます。

※12 進呈ポイント数は、誕生月（ポイントの獲得が誕生月の翌月以降の場合は、誕生月の翌月1日）のdポイントクラブステージで判定します。（なお、誕生月時点でdポイントクラブ未入会であった場合は、1stステージとして判定します。）

※13 直近にドコモ販売店にて購入手続きいただき、ドコモに登録されている最新購入機種が下記対象機種で、かつ18か月以上ご利用いただいていることが条件となります。

※14 ご利用中の端末にてMNPポートイン該当回線の自局番号の目視確認などを実施させていただく必要があります。

※ 表記の金額は特に記載のある場合を除き全て税抜となります。

※ 「ギガライト」「ギガホ」「データプラス」「spモード」「はじめてスマホ割」「カケホーダイ&バケあえる」「FOMA」「Xi」「docomo with」「月々サポート」「iモード」「ユビキタスプラン」「2in1」「キッズケータイプラス」「ベーシックシェアパック」「ウルトラデータレバッパック」「ウルトラシェアパック」「スピードモード」「ハーティ割引」「60歳からのスマホプログラム」「ウェルカムスマホ割」「機種変更応援プログラムプラス」「光単独タイプビジネス割」は、株式会社NTTドコモの商標または登録商標です。

報道発表資料に記載された情報は、発表日現在のものです。仕様、サービス内容、お問い合わせ先などの内容は予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

製品	料金・割引	サービス・機能	通信・エリア	お客様サポート
ドコモ スマートフォン	新料金プラン	一覧から探す	ドコモの携帯電話はこんなところでも「つながる」	Apple社製品に関するサポート情報
Google Pixel	ギガホ	dマーケット	電波状況に関するお問い合わせと改善策	製品に関するサポート情報
ドコモ タブレット	ギガライト	Wi-Fi	いつでもどこでも「つながる」取組み	料金・割引に関するサポート情報
ドコモ ケータイ	割引情報	海外でつかう・海外へかける	電波の特性と「つながらない」「遅くなる」原因	サービス・機能に関するサポート情報
ドコモ らくらくホン	料金シミュレーション		ドコモの電波の技術情報	通信・エリアに関するサポート情報
ドコモ キッズ・ジュニア				
ワンナンバーサービス対応製品				
データ通信製品				

iPhone

iPhone XS

iPhone XR

iPhone X

iPhone 8／iPhone 8 Plus

サポート

iPad

iPad Air

iPad mini

iPad Pro

iPad

サポート

スマートライフ

エンターテインメント

ライフサポート

決済・保険・投資

ショッピング

ヘルスケア

ドコモ光

料金プラン

ドコモ光でできること

ドコモ光電話

映像サービス

充実のサポート

My docomo

データ量

料金

契約内容・手続き

設定（メール等）

ポイント

お困りのとき

オンラインショップ

[キャンペーン・特典](#)[dアカウント](#)[ドコモショップ](#)[お知らせ](#)[よくあるご質問](#)[プライバシーポリシー](#)[情報セキュリティポリシー](#)[サイトご利用にあたって](#)[ご意見ご要望について](#)[サイトメンテナンス情報](#)[サイトマップ](#)

資料18

会員数・契約数・利用数・販売数
No. of Members/Subscriptions/Users/Units Sold

	FY2017			FY2018			FY2019 Forecast Forecasts	
	4月～6月 (1Q) Apr-Jun	7月～9月 (2Q) Jul-Sep	10月～12月 (3Q) Oct-Dec	1月～3月 (4Q) Jan-Mar	4月～6月 (1Q) Apr-Jun	7月～9月 (2Q) Jul-Sep	10月～12月 (3Q) Oct-Dec	1月～3月 (4Q) Jan-Mar
dポイントクラブ会員数・dカード契約数（千契約）								
"d POINT CLUB" Members and "d CARD" Members (Thousand subs)								
dポイントクラブ会員数	62,318	63,238	64,323	65,600	66,523	67,634	68,829	70,145
"d POINT CLUB" members (¹ 申録) dポイントカード登録数 ¹ (Incl.) "d POINT CARD" registrants	14,842	17,076	19,738	22,315	25,131	27,884	30,729	33,718
dカード契約数	17,996	18,316	18,604	18,927	19,181	19,411	19,662	19,954
"d CARD" members (¹ 申録) dカードGOLD契約数 (Incl.) "d CARD GOLD" members	2,741	3,082	3,447	3,882	4,251	4,575	4,897	5,284
携帯電話サービス契約数・ドコモ光契約数（千契約）								
Mobile telecommunications services and docomo Hikari subscriptions (Thousand subs)								
携帯電話サービス契約数	75,114	75,361	75,678	76,370	76,370	76,746	77,050	77,517
Mobile telecommunications services	45,659	46,908	48,200	50,097	50,097	51,344	52,502	53,834
LTE (Xi) サービス	32	44	68	169	169	223	336	612
Mobile telecommunications services (LTE(Xi)) (² 申録) モデムルーム (Incl.) Modem	29,455	28,453	27,478	26,273	26,273	25,402	24,549	23,684
FOMAサービス	6,107	6,151	6,173	6,183	6,183	6,262	6,348	6,395
Mobile telecommunications services (FOMA) (³ 申録) モデムルーム (Incl.) Modem	純回数	234	247	317	692	1,491	376	304
Net increase from previous period	0.67%	0.60%	0.62%	0.69%	0.65%	0.59%	0.50%	0.57%
Churn rate	0.48%	0.47%	0.51%	0.57%	0.51%	0.49%	0.42%	0.45%
(⁴ 申録) ハンドセット解約率 ⁴ (Incl.) Handset churn rate	14,662	13,809	13,030	12,111	12,111	11,375	10,641	9,963
1モード	36,671	37,418	37,979	38,998	38,998	39,638	40,239	40,809
i-mode	3,843	4,176	4,480	4,762	4,762	5,086	5,325	5,545
spモード								
ドコモ光契約数								
docomo Hikari								
利用数（千契約）								
Number of users (Thousand subs)								
スマートフォン・タブレット利用数	36,529	37,089	37,472	38,303	38,303	38,766	39,212	39,667
Total smartphone / tablet users								
販売数（千台）								
Number of units sold (Thousand units)								
総販売数 ⁵	5,849	6,298	6,452	6,862	25,460	5,796	5,993	5,976
Number of units sold (⁶ 申録) 新規販売数 ⁶	2,750	2,634	2,641	3,203	11,229	2,678	2,414	2,603
(Incl.) New subscriptions								
スマートフォン・タブレット Total smartphones and tablets sold	3,376	3,889	3,986	4,237	15,489	3,343	3,742	3,617
(⁷ 申録) タブレット (Incl.) tablets sold	578	640	558	647	2,424	461	484	454
調期実績								
Results								
FY2019 Forecast Forecasts								

*1 利用者の情報登録することで、推薦先でポイントが貯まる。使うと貯まるお支払の際

*2 dN-kt、dH-ktの合計数
The cumulative number of "d CARD" members represents the sum of "d CARD" and "d CARD mini" members.

*3 MVNOの契約数及び新規登録数を示す。既存契約数は除く。

*4 ドコモオプションサービス等に係る基本料金、データ通信料金、音声通話料金等の合計額。

*5 Churn rate is excluding the subscriptions and cancellations of subscriptions of MVNOs.

*6 Number of handsets sold from the second quarter of FY ending March 31, 2018.

*7 Number of handsets sold has been renamed to Number of units sold from the second quarter of FY ending March 31, 2018.

New subscriptions include mobile line subscriptions of MVNOs and Communication Module subscriptions.



商品・サービス

お客様サポート

My docomo

d POINT CLUB

[d ログイン](#)

新規登録

ログインでモバウス

[d POINT](#)

---P

報道発表資料

音声通話に対応したXi向け料金プラン等を提供開始

-ドコモ内の国内通話が24時間いつでも無料になる「Xiトーク24」を提供-

<2011年10月18日>

NTTドコモ（以下ドコモ）は、音声通話に対応した次世代通信LTEサービス「Xi」（クロッシィ）®向けの料金プランなどをXiスマートフォンの提供開始にあわせて2011年11月以降より提供開始いたします。

今回提供開始する料金サービス「Xiトーク24TM」ではドコモのお客様への国内通話が24時間いつでも無料※1でご利用いただけます。

「Xiトーク24」は、料金プラン「タイプXi にねんTM」（基本使用料：月額780円）※2と、ドコモ内の国内通話定額サービス「Xiカケ・ホーダイTM」（定額料：月額700円）をお申込みいただくことで、月額1,480円でドコモのお客様への国内通話が24時間いつでも無料※1でご利用いただけるようになります。

また、あまり通話をされないお客様は、「タイプXi にねん」※2のみをお申込みいただくことで月額780円からご利用いただけます。

Xiパケット定額サービスでは、フラット型の「Xiパケ・ホーダイ フラットTM」および2段階型の「Xiパケ・ホーダイ ダブルTM」を提供開始いたします。

2012年4月30日（月曜）までの「Xiスタートキャンペーン」期間中は、フラット型は月額4,410円、2段階型は月額2,100円～4,935円でXiの国内パケット通信をご利用いただけます。

また、Xiパケット定額サービスは、2012年9月30日（日曜）までは、国内でどれだけパケット通信を行っても、受信時最大75Mbps※3の通信速度で追加料金不要でご利用いただけます。2012年10月1日（月曜）からは7GBを超える通信は送受信時最大128kbps※3の通信速度とさせていただきます。※4

なお、Xiパケット定額サービスでは、ご利用方法に関わらずテザリングなども含めて、同じ料金で、お得にご利用いただけます。

ドコモは、モバイルを核とした「総合サービス企業」を目指し、今後もお客様一人ひとりにベストなサービスと安心・安全を提供してまいります。

※1 留守番電話サービス（1417）などの特番、IP電話、衛星電話、衛星船舶電話などへの通話は無料の対象外です。

※2 契約期間2年単位で自動更新となり、契約期間中に解約、2年間のご利用をお約束いただくプラン以外へプラン変更などされる場合、解約金9,975円（更新月除く）が必要となります。

※3 通信速度は技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。ベストエフォート方式による提供となり、実際の通信速度は、通信環境やネットワークの混雑状況に応じて変化します。

※4 2012年10月1日（月曜）からは、お申し出いただいたお客様については、2GBのご利用ごとに2,625円をお支払いいただくことで、7GBを超えた通信でも受信時最大75Mbpsの通信速度でご利用できるようにいたします。

[音声通話に対応したXi向けの料金の概要](#) [音声通話に対応したXiの料金体系](#)

音声通話に対応したXi向けの料金の概要

料金プラン※1

	タイプXi にねん※2	タイプXiTM
基本使用料（月額）	780円	1,560円
国内通話料	30秒あたり21円	
無料通信分	なし	
パケット通信料	1KBあたり0.63円	
SMS送信料	1通あたり3.15円	

通話料無料・割引サービス

「Xiカケ・ホーダイ」

お申込みいただければ、月額700円でドコモへの国内通話が24時間いつでも無料※3※4でご利用いただけます。

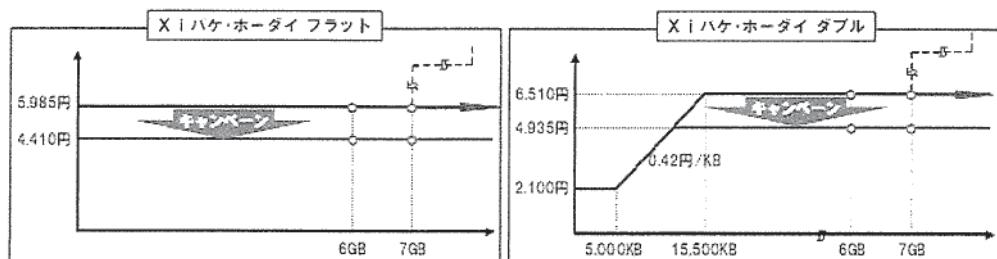
「ファミリー割引」

「タイプXi にねん」※2のお客様は、お申込みいただければ、ファミリー割引グループ内の国内通話がいつでも24時間無料※4になります。

ファミリー割引内での国内通話	タイプXi にねん	タイプXi
ファミリー割引内での国内通話	無料	通常料金
ファミリー割引の一括請求グループ内の無料通信分の共有	FOMA®・mova®の無料通信分が対象※5	

Xiパケット定額サービス

【料金イメージ】



..... 2GBごとに2,625円をお支払いいただくことで、受信時最大75Mbpsをご利用いただけます。

○ データ量到達通知サービス

➡ 送受信時最大128kbps

【ご利用料金※5】

料金プラン	月額利用料		7GB超 通信※8	無料通信分 ※7	国内パケット 通信料
	2011年11月以降～ 2012年4月30日 (Xiス タートキャンペーン 中)	2012年5月1日～			
Xiパケ・ホーダイ フラット	4,410円	5,985円	送受信時最大128 k bps 通信※8	—	—
Xiパケ・ホーダイ ダブル	2,100円～4,935円	2,100円～6,510円		2,100円 (5,000KB)	1KBあたり 0.42円

提供開始日

Xi対応スマートフォンの発売日（2011年11月以降）

ご利用対象のお客様

Xi契約のお客様

お申込み受付窓口

インターネット受付

[My docomo](#)※9

電話受付

ドコモの携帯電話からの場合 … (局番なしの) 151 ※9

一般電話からの場合 … 0120-800-000 ※9

ドコモショップなど

※1 國際ローミング中の通話、パケット通信には、記載の料金は適用されず、FOMA國際ローミング中の料金と同一の料金が適用されます。

※2 契約期間2年単位で自動更新となり、契約期間中に解約、2年間のご利用をお約束いただくプラン以外へプラン変更などされる場合、解約金9,975円（更新月除く）が必要となります。

※3 留守番電話サービス（1417）などの特番、IP電話、衛星電話、衛星船舶電話などへの通話は無料の対象外です。

※4 通話が連続して長時間におよぶなど、当社設備に影響をおよぼすと当社が判断した場合は、当該通話を切断することがあります。

※5 FOMA・movaからXiに契約変更の場合、FOMA・mova利用時の無料通信料のくりこし分は、2ヶ月間くりこせて、さらにあまたの無料通信分をファミリー割引の一括請求グループ内でわけあえます。また、ファミリー割引グループ内のFOMA・movaの2ヶ月くりこし後あまたの無料通信分をもらうこともできます。

※6 國際ローミング中のパケット通信には、記載の料金は適用されません。海外パケ・ホーダイ対象事業者でパケット通信を行なう場合、「海外パケ・ホーダイ」の料金が適用されます。

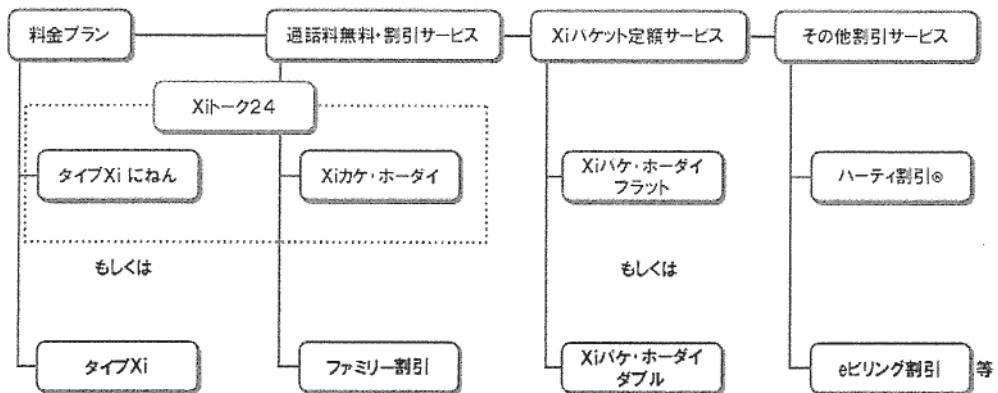
※7 無料通信分はパケット通信のみに適用可能です。

※8 2012年10月1日（月曜）より、別途お申込み（7GB超過後2GBごとに2,625円で、受信時最大75Mbpsの通信速度でご利用いただくこともできます。なお、通信速度は技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。ベストエフォート方式による提供となり、実際の通信速度は、通信環境やネットワークの混雑状況に応じて変化します。

※9 Xiの新規契約、Xiへの契約変更の受付はできません。

[このページのトップへ](#)

音声通話に対応したXiの料金体系



※ 「Xi」、「Xi／クロッシィ」、「Xiトーカ24」、「タイプXi にねん」、「Xiカケ・ホーダイ」、「Xiハケ・ホーダイ フラット」、「Xiハケ・ホーダイ ダブル」、「タイプXi」、「FOMA／フォーマ」、「mova／ムーバ」、「ハーティ割引」は、NTTドコモの商標または登録商標です。

※ 表示金額は税込表記です。実際のご請求額は個々の税抜額の合計から税額を算出するため、個々の税込額の合計とは異なる場合がありますのであらかじめご了承ください。

報道発表資料に記載された情報は、発表日現在のものです。仕様、サービス内容、お問い合わせ先などの内容は予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

製品	料金・割引	サービス・機能	通信・エリア	お客様サポート
ドコモ スマートフォン	新料金プラン	一覧から探す	ドコモの携帯電話はこんなところでも「つながる」	Apple社製品に関するサポート情報
Google Pixel	ギガホ	dマーケット	電波状況に関するお問い合わせと改善策	製品に関するサポート情報
ドコモ タブレット	ギガライト	Wi-Fi	いつでもどこでも「つながる」取組み	料金・割引に関するサポート情報
ドコモ ケータイ	割引情報	海外でつかう・海外へかける	電波の特性と「つながらない」「遅くなる」原因	サービス・機能に関するサポート情報
ドコモ らくらくホン	料金シミュレーション		ドコモの電波の技術情報	通信・エリアに関するサポート情報
ドコモ キッズ・ジュニア				ドコモ光に関するサポート情報
ワンナンバーサービス対応製品				お手続きのご案内
データ通信製品				お問い合わせ窓口
docomo select				

iPhone	iPad	スマートライフ	ドコモ光	My docomo
iPhone XS	iPad Air	エンターテインメント	料金プラン	データ量
iPhone XR	iPad mini	ライフサポート	ドコモ光でできること	料金
iPhone X	iPad Pro	決済・保険・投資	ドコモ光電話	契約内容・手続き
iPhone 8/iPhone 8 Plus	iPad	ショッピング	映像サービス	設定(メール等)
サポート	サポート	ヘルスケア	充実のサポート	ポイント お困りのとき オンラインショップ

キャンペーン・特典

dアカウント

ドコモショップ

お知らせ

よくあるご質問

[プライバシーポリシー](#) [情報セキュリティポリシー](#) [サイトご利用にあたって](#) [ご意見ご要望について](#) [サイトメンテナンス情報](#) [サイトマップ](#)

資料21 駿携帯電話サービス契約約款より抜粋

を乗じて得た額及び0.45を乗じて得た額を日割するものとし、同表中「基本使用料」を「基本使用料を日割した額」に、「基本使用料に0.35を乗じて得た額」を「基本使用料に0.35を乗じて得た額を日割した額」に、「基本使用料に0.45を乗じて得た額」を「基本使用料に0.45を乗じて得た額を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

(注) 回線卸X iに係る基本使用料の額は、この欄の料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(8) 第3種卸X i契約の定期利用に係る基本使用料の適用

ア 第3種卸X i契約者が定期利用を選択している場合は、次表に規定する定期利用期間における第3種卸X i契約に係る回線卸X iの基本使用料について、第3種卸X i契約者からあらかじめ申出のあった回線卸X iの最低契約数（次表に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、(5)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

(ア) 卸タイプX iに係るもの

1回線卸X i契約ごとに

区分		基本使用料の料金額（月額）
定期利用期間	第3種卸X i契約に係る卸タイプX iの回線卸X iの最低契約数	
3年	1001回線	タイプX iのX iに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.55を乗じて得た額を控除した額
	2001回線	タイプX iのX iに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.55を乗じて得た額を控除した額

(イ) 卸X iユビキタスプランに係るもの

1回線卸X i契約ごとに

区分		基本使用料の料金額（月額）
定期利用期間	第3種卸X i契約に係る卸X iユビキタスプラン（ただし、卸LPWAプランSS及び卸LPWAプランSは除きます）の回線卸X iの最低契約数	
3年	1001回線	(5)に規定する卸X iユビキタスプ

	<p>イ アに規定する定額通信料は、帯域利用を選択する第2種卸X i 契約者又は第3種卸X i 契約者がその支払いを要します。</p> <p>ウ 当社は、帯域利用を選択する第2種卸X i 契約者又は第3種卸X i 契約者から帯域利用の選択を終了する旨の申出があった場合のほか、次の場合が生じたときは、アに規定する定額通信料の料金額をその利用日数に応じて日割します。</p> <p>(ア) 曆月の初日以外の日に卸X i 契約が締結されたとき。</p> <p>(イ) 曆月の初日以外の日にアに規定する通信の接続方法若しくは通信回線帯域幅の変更又は卸X i 契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 曆月の初日に卸X i 契約が締結され、その日にその卸X i 契約の解除があったとき。</p> <p>エ ウに規定する定額通信料の日割は、曆日数により行います。</p> <p>オ 回線卸X i を利用することができない期間があった場合の回線卸X i に係る定額通信料の取扱いについては、ウの規定に準ずるものとします。</p>				
(14) 卸タイプX i の回線卸X i に係る通信料の適用	<p>基本使用料の料金種別が卸タイプX i の回線卸X i の通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の月間累計額は、回線卸X i に係る基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1回線卸X i 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;"> その通信をタイプX i のX i に係る通信とみなして、当社のX i サービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.10を乗じて得た額を控除した額 </td></tr> </table> <p>(注1) 回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>(注2) この欄に規定する当社が別に定める通信は、手動接続通信、ISP料金支払いに係る通信及び(13)の適用を受ける通信等とします。</p>	回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額	その通信をタイプX i のX i に係る通信とみなして、当社のX i サービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.10を乗じて得た額を控除した額		
回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額					
その通信をタイプX i のX i に係る通信とみなして、当社のX i サービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.10を乗じて得た額を控除した額					
(15) 卸タイプX i の定期利用に係る回線卸X i に関する通信料の適用	<p>ア 第1（基本使用料）の(8)に規定する定期利用に係る基本使用料の適用を受けている卸タイプX i の回線卸X i に係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下別段の定めがある場合を除き、この欄において同じとします。）に関する料金の月間累計額については、第1（基本使用料）の(8)の規定により申出のあった回線卸X i の最低契約数に応じて、(14)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1回線卸X i 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;">区分</td> <td style="width: 70%; text-align: center; padding: 5px;">回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">第3種卸X i 契約に係る卸タイプX i の</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td></tr> </table>	区分	回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額	第3種卸X i 契約に係る卸タイプX i の	
区分	回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額				
第3種卸X i 契約に係る卸タイプX i の					

回線卸X i の 最低契約数	
1001回線	その通信をタイプX i のX iに係る通信とみなして、当社のX i サービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.15を乗じて得た額を控除した額
2001回線	その通信をタイプX i のX iに係る通信とみなして、当社のX i サービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.30を乗じて得た額を控除した額

イ 第1（基本使用料）の(8)のオの規定により、最低契約数の数の変更があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から、変更後の区分を適用します。

ウ 第3種卸X i 契約者は、第1（基本使用料）の(8)のキの適用を受けることとなった場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸X i 契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月超え 24か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第3種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額について、(14)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
24か月超え 36か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第3種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額について、(14)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額

エ 第3種卸X i 契約者は、第1（基本使用料）の(8)のコの適用を受けることとなった場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸X i 契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第3種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の通信（当社が提供する国際電話サービスの利用に係る通信及び当社が別に定める通信を除きます。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、

(タイプXi等に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているXi(改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「タイプXi等」といいます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

- ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区分			料金額(月額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
Xi 一般契約 に係るもの	総合利用 プラン	タイプXi	1,486円(1,634.6円)
		Xiデータプラン2	3,781円(4,159.1円)
		Xiデータプランフラット	7,100円(7,810円)
	データ専用 プラン	Xiデータプランライト	6,100円(6,710円)
定期契約 に係るもの	総合利用 プラン	タイプXiにねん	743円(817.3円)
		Xiデータプラン2にねん	2,381円(2,619.1円)
		Xiデータプランフラットにねん	5,700円(6,270円)
	データ専用 プラン	Xiデータプランライトにねん	4,700円(5,170円)

イ アに規定する基本使用料の割引の適用については次の(ア)及び(イ)に定めるところによるほか、なお従前のとおりとします。

(ア) 身体障がい者等割引(ハーティ割引)の適用については、①及び②に定めるところによるほか、改正後の規定におけるXiの場合に準ずるものとします。

① 総合利用プランに係るもの

基本使用料の割引額	(月額)
	890円

② データ専用プランに係るもの

基本使用料の割引額	(月額)
	1,900円

(イ) 定期包括割引(ビジネスセーバー)又はユビキタス定期複数契約割引(ユビキタスプラン割引)を受けている場合の適用については、改正後の規定におけるXiの場

合に準ずるものとします。

ウ 経企第1251号（平成26年1月10日）に規定するX iデータプラン等、経企第406号（令和元年5月21日）に規定するX iカケホーダイプラン等及び経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するギガホ等との間の基本使用料の料金種別の変更並びにタイプX i等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。

エ 当社は、データ専用プランに係るタイプX i等を選択している場合は、指定端末設備を利用したデータ通信モードによる通信を中止する措置をとります。

オ 削除

カ タイプX i等から総合利用プランへ基本使用料の料金種別を変更又はタイプX i等に係るX i契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係るX i契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する額を適用します。

(2) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

(ア) 通話モードに係るもの

① ②以外のもの

A B以外のもの

a 契約者回線からの通信に係るもの

料金種別	料金額	
	30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
X i通信料	X iからの通信	20円（22円）

b 削除

B ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料金種別	料金額	
	30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
X i通信料	X iからの通信	20円（22円）

b a以外のもの

料金種別	料金額	
	30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
X i通信料	X iからの通信	50円（55円）

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a X i の契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別	料 金 領	
	30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
X i 通信料	X i からの通信	20円 (22円)

b X i サービスの契約者回線等への通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別	料 金 領	
	次の秒数までごとに税抜額10円（税込額11円）	
X i 通信料	X i からの通信	30秒

(b) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別	料 金 領				
	次の秒数までごとに税込額10円				
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜 間	深夜・早朝	
X i 通信料	X i からの通信	15.5秒	17秒	17秒	22.5秒
		同一地区内通信	13.5秒	15秒	15秒

c 削 除

B KDD I 株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）への通信に係るもの

その相互接続通信に伴うKDD I 株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDD I 株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料 金 種 別	料 金 領	
	30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
X i 通信料	X i からの通信	20円 (22円)

(イ) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

料 金 種 別	料 金 領	
	30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
X i デジタル通信料	X i からの通信	36円 (39.6円)

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a X i の契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別	料 金 領	
	30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）	
X i デジタル通信料	X i からの通信	36円 (39.6円)

b X i サービスの契約者回線等への通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別	料 金 領	
	次の秒数までごとに税抜額10円（税込額11円）	
X i 通信料	X i への通信	16.5秒

(b) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別	料 金 領				
	次の秒数までごとに税込額10円				
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜 間	深夜・早朝	
X i デジタル通信料	X i への通信	8.5秒	9.5秒	9.5秒	12.5秒
		同一地区内通信	7.5秒	8.5秒	8.5秒
					10.5秒

資料23

移動電気通信役務収支表

事業者名 株式会社NTTドコモ

2014年4月1日から

2015年3月31日まで

役務の種類		営業収益		営業費用		営業費		施設保全費		共通費		管理費		試験研究費		減価償却費		固定資産賃借費		通信設備使用料		通信備品		租税公課		営業利益		摘要	
音声伝送役務	携帯電話	892,875	763,609	345,205	69,024	19,325	20,519	20,427	128,994	34,950	119,005	6,156	129,266																
その他の移動体通信	3,595	9,453	2,046	2,727	288	240	516	1,179	213	2,198	42	△ 5,857																	
小計	896,471	773,062	347,251	71,751	19,613	20,759	20,944	130,174	35,163	121,204	6,198	123,408																	
データ伝送役務	1,514,166	467,714	256,395	34,141	40,024	40,207	491,704	29,410	121,012	33,555	470,857																		
小計	2,881,495	2,287,229	814,966	328,146	53,755	60,784	61,151	621,879	64,573	242,216	39,754	594,265																	
移動電気通信役務以外の役務	1,300	3,704	2,795	106	83	305	14	302	8	84	2	△ 2,403																	
合計	2,882,795	2,290,233	817,761	328,253	53,839	61,990	61,166	622,181	64,581	242,301	39,757	591,862																	

資料24

事業者名 株式会社NTTドコモ

移動電気通信役務収支表

2015年4月1日から
2016年3月31日まで

役務の種類	営業収益	営業費用	(単位 百万円)									
			營業費	施設保全費	共通費	管理費	試験研究費	減価償却費	固定資産販売費	通信設備使用料	租税公課	営業利益
音声伝送役務	携帯電話	861,154	713,473	320,470	56,706	16,321	18,478	18,977	114,806	29,394	132,742	5,575
その他の移動体通信	3,768	7,228	899	2,497	206	175	440	668	100	2,200	39	△ 3,460
小計	864,922	720,702	321,370	59,203	16,528	18,653	19,418	115,475	29,494	134,942	5,614	144,220
データ伝送役務	2,088,001	1,495,773	449,617	276,419	33,263	37,572	43,076	476,084	25,697	116,449	37,893	592,227
小計	2,952,923	2,216,475	770,988	335,622	49,792	56,226	62,494	591,560	55,191	251,992	43,508	736,447
移動電気通信役務	45,152	60,245	31,104	29	384	1,651	438	266	27	26,195	147	△ 15,092
合計	2,998,075	2,276,720	802,092	335,652	50,176	57,878	62,932	591,826	55,219	277,288	43,655	721,355

注記事項

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準
本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年 総務省令第24号)に基づいて作成しています。
なお、本移動電気通信役務収支表は、総務大臣に提出するために作成しています。

2. 電気通信役務に関する費用及び収益の配賦基準
電気通信役務に関する費用及び収益の配賦基準については、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する総務会計報告書第四部参考情報における移動電気通信役務損益配賦整理書に掲載しています。
第二種指定電気通信設備接続会計規則第8条において適用する電気通信事業会計規則第15条に基づく別表第二に掲げる基準によりそれぞれの役務に配賦しています。

資料25

事業者名 株式会社NTTドコモ

移動電気通信役務収支表

2016年4月1日から
2017年3月31日まで

役務の種類	営業収益	営業費用	(単位：百万円)								
			営業費	施設保全費	共通費	管理費	試験研究費	減価償却費	固定資産除却費	通信設備使用料	営業利益
携帯電話	886,638	651,427	280,619	64,937	14,877	15,585	17,030	93,276	32,649	123,765	8,684
その他の移動体通信	3,932	7,174	1,673	2,107	139	172	284	494	30	2,230	41
小計	890,570	658,602	282,293	67,045	15,017	15,757	17,314	93,771	32,680	125,995	8,726
データ伝送役務	2,137,649	1,384,022	506,566	267,507	28,547	32,354	39,864	326,749	33,687	108,818	39,926
小計	3,028,220	2,042,624	788,659	334,552	43,564	48,111	57,179	420,520	66,367	234,814	48,653
移動電気通信役務以外の業務	144,517	169,531	69,337	62	690	5,974	82	189	15	92,486	694
合計	3,172,737	2,212,155	858,196	334,615	44,255	54,086	57,261	420,709	66,382	327,300	49,347
											960,581

注記事項

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年 総務省令第24号)に基づいて作成しています。
なお、本移動電気通信役務収支表は、総務大臣に提出するために作成しています。

2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準

電気通信役務において準用する電気通信事業会計規則第9条に基づく別表第一に掲げる基準によりそれが、適正な基準によりそれとの役務に準拠して、
第二種指定電気通信設備接続会計規則第8条において準用する電気通信事業会計規則第15条に基づく別表第二に掲げる基準によりそれをその役務に配賦しています。

3. 会計上の見掛けの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(減価償却の方法の変更)

従来、当社は有形固定資産の減価償却の方法として、定率法(建物を除く)を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しました。
この減価償却の方法の変更により、從来の方法と比較して、当事業年度の減価償却費が153,378百万円減少し、当事業年度の営業利益及び営業利益並びに税引前当期純利益がそれぞれ同額増加しています。

資料26

移動電気通信役務収支表

事業者名 株式会社NTTドコモ

2017年4月1日から

2018年3月31日まで

役務の種類		営業収益		営業費用		共通費		管理費		試験研究費		減価償却費		固定資産除却費		通信設備使用料		租税公課		営業利益	
移動電気通信役務	音声伝送役務	携帯電話	その他	営業費	施設保全費	営業費	施設保全費	営業費	施設保全費	研究費	営業費	減価償却費	営業費	減価償却費	固定資産除却費	通信設備使用料	租税公課	営業利益	営業利益		
音声伝送役務	音声伝送役務	音声伝送役務	その他	975,405	655,790	291,925	56,456	15,521	16,403	20,164	101,575	24,022	121,473	8,245	319,615						
携帯電話	携帯電話	携帯電話	その他	4,048	6,112	1,254	1,620	91	153	331	394	20	2,212	33	△ 2,063						
小計	小計	小計	小計	979,454	661,902	293,180	58,077	15,613	16,556	20,496	101,970	24,043	123,686	8,279	317,551						
合計	合計	合計	合計	2,080,393	1,451,663	540,489	271,436	30,665	35,483	44,193	348,595	37,860	104,650	38,288	629,230						
△	△	△	△	6,506	2,219	304	926	19	49	168	355	1	344	49	4,286						
小計	小計	小計	小計	2,087,400	1,453,882	540,793	272,362	30,685	35,533	44,362	348,950	37,861	104,995	38,337	633,517						
△	△	△	△	3,066,854	2,115,785	633,973	330,439	46,298	52,990	64,858	450,921	61,904	228,681	46,617	951,069						
電気通信役務	電気通信役務	電気通信役務	電気通信役務	249,702	230,018	63,422	143	918	4,676	163	237	39	159,315	1,102	19,684						
合計	合計	合計	合計	3,316,556	2,345,803	897,396	330,582	47,216	56,766	65,022	451,158	61,944	387,997	47,719	970,753						

注記事項

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準
本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年 総務省令第24号)に基づいて作成しています。
なお、本移動電気通信役務収支表は、総務大臣に提出するために作成しています。
2. 電気通信役務に関する費用及び収益の配賦基準
電気通信役務に関する費用及び収益の配賦基準については、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する帳簿会計報告書第四部参考欄に記載して、
第二種指定電気通信設備接続会計規則第15条に基づく別表第三に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれをの役務に配賦しています。

事業者名 株式会社NTTドコモ

移動電気通信役務収支表

2018年4月1日から

2019年3月1日まで

役務の種類	営業収益	営業費用	（単位：百万円）									
			營業費	施設保全費	共通費	管理費	試験研究費	被廃償却費	固定資産賃用費	通信設備使用料	営業利益	
携帯電話	989,664	665,365	302,290	55,823	14,272	17,309	21,396	97,297	26,949	121,344	8,681	324,299
その他の	4,216	3,359	591	1,130	79	81	329	268	6	836	35	856
小計	993,881	668,724	302,682	56,953	14,351	17,390	21,725	97,565	26,955	122,181	8,717	325,156
携帯電話	2,009,985	1,466,286	551,483	292,368	30,044	37,373	45,109	335,827	27,711	107,197	39,150	543,719
その他の	5,797	2,249	316	952	24	54	158	365	20	293	65	3,547
小計	2,015,783	1,468,516	551,799	293,321	30,069	37,427	45,267	336,192	27,731	107,491	39,215	547,266
小計	3,009,664	2,137,241	854,681	350,274	44,421	54,818	66,993	433,758	54,687	229,673	47,933	872,423
移動電気通信役務以外の役務	315,553	276,440	65,262	148	968	7,773	227	719	36	199,705	1,599	39,113
合計	3,325,218	2,413,681	919,943	350,423	45,389	62,591	67,220	434,477	54,724	429,378	49,532	911,536

注記事項

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続料金規則(平成23年 総務省令第24号)に基づいて作成しています。なお、本移動電気通信役務収支表は、総務大臣に提出するにあたります。

2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準

電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準については、第一種接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する竣工会計報告書第四節参考情報における会計処理に当たる場合に於ける配賦基準により定めています。

3. 退職給付引当金の計上方法に関する会計方針の変更

電気通信役務に關連する費用及び収益の配賦基準 第二種指定電気通信設備接続会計規則第15条において準用する電気通信事業会計規則第15条にに基づく別表第三に掲げる基準により定めています。当社はNTT厚生年金基金特別会計(以下「NTT厚生年金基金特別会計」といいます)において確定給付制度としての会計処理を行う環境が整備されたこと等により、合理的な数値計算を実施することが可能となつたことから、当事業年度から将来的に見込まれる退職給付引当金として計上する方法に変更しています。

エ 第1種卸FOMA契約者は、その第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAについて、定期利用が開始された暦月から起算して、定期利用期間が経過する前に、その全てについて定期利用が解除された場合は、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸FOMA契約ごとに

支 払 い を 要 す る 額

定期利用を開始した日の属する料金月から起算してその解除があった日の属する料金月までの各料金月（イ又はウの規定が適用された料金月に関する部分を除きます。）における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの通信（当社が提供する国際電話サービスの利用に係る通信及び当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金の月間累計額について、(3)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額

オ イからエの規定により算定した差額については、(3)に規定する控除可能額及びパケット繰越額を適用しません。

(注1) 回線卸FOMAの通信に関する料金の月間累計額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注2) アからエに規定する当社が別に定める通信は、国際ショートメッセージ通信及びISP料金支払いに係る通信等とします。

(5) 帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用

ア 第2種卸FOMA契約又は第3種卸FOMA契約（帯域利用を選択しているものに限ります。）に係る回線卸FOMAのパケット通信モードによる通信に関する料金の月間累計額については、第106条（通信料の支払義務）の規定にかかわらず、通信回線帯域幅に応じて、次表に規定する定額通信料の額を適用します。

1 卸FOMA契約ごとに

区 分	单 位	定額通信料（月額）
(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	524,493円
	10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	52,449円
(イ) 削 除		

イ アに規定する定額通信料は、帯域利用を選択する第2種卸FOMA契約者又は第3種卸FOMA契約者がその支払いを要します。

ウ 当社は、帯域利用を選択する第2種卸FOMA契約者又は第3種卸FOMA契約者から帯域利用の選択を終了する旨の申出があった場合のほか、次の場合が生じたときは、アに規定する定額通信料の料金額をその利用日数に応じて日割します。

(ア) 暦月の初日以外の日に卸FOMA契約が締結されたとき。

(イ) 暦月の初日以外の日にアに規定する通信の接続方法若しくは通信回線帯域幅の変更又は卸Xi契約の解除があったとき。

24か月まで	種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額について、(11)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
24か月超え 36か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額について、(11)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額

エ 第1種卸X i 契約者は、その第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i について、定期利用が開始された暦月から起算して、定期利用期間が経過する前に、その全てについて定期利用が解除された場合は、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸X i 契約ごとに

支 払 い を 要 す る 額
定期利用を開始した日の属する料金月から起算してその解除があった日の属する料金月までの各料金月（イ又はウの規定が適用された料金月に関する部分を除きます。）における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額について、(11)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額

オ イからエの規定により算定した差額については、(11)に規定する控除可能額及びパケット繰越額を適用しません。

(注1) 回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注2) アに規定する当社が別に定める通信は、国際ショートメッセージ通信等とします。

(13) 帯域利用に
係る回線卸X i
の定額通信料の
適用

ア 第2種卸X i 契約又は第3種卸X i 契約（帯域利用を選択しているものに限ります。）に係る回線卸X i のデータ通信モードに係る通信に関する料金の月間累計額については、第106条（通信料の支払義務）の規定にかかわらず、通信回線帯域幅に応じて、次表に規定する定額通信料の額を適用します。

1 卸X i 契約ごとに

区 分	单 位	定額通信料（月額）
(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	524,493円
	10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	52,449円
(イ) 削 除		

資料29 電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款より抜粋

2 料金額

区分	単位	料金額	備考
(1) 通話モード接続機能	1秒ごとに	0.040181円	—
(2) 64kb/sデジタル通信モード接続機能	1秒ごとに	0.072326円	—
(3) ショートメッセージ通信モード接続機能	1通信ごとに	0.40963円	—
(4) 衛星電話接続機能	1秒ごとに	1.87249円	—
(5) MNP転送機能	1秒ごとに	0.009109円	—
(6) FOMA 直収パケット接続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb/sのもの	524,493円 月額
		(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	52,449円 月額
イ 削除			
(7) Xi直収パケット接続機能	ア GTP接続	(ア) 10Mb/sのもの	524,493円 月額
		(イ) 10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	52,449円 月額
イ 削除			
(8) FOMA特定接続契約者回線管理機能	1契約者回線ごとに	89円	月額
(9) Xi特定接続契約者回線管理機能	1契約者回線ごとに	89円	月額
(10) 削除	—	—	—
(11) 削除	—	—	—

(12) F O M A 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	12円	月額
(13) X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	12円	月額



答弁書

経企第 2280 号
令和元年 12 月 6 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150

住 所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏 名 株式会社NTTドコモ

代表取締役社長 吉澤 和



總基料第 175 号(令和元年 11 月 15 日)により通知を受けました、日本通信株式会社からの電気通信事業法第 35 条第 3 項の規定に基づく裁定の申請に対し、電気通信事業法第 35 条第 5 項の規定に基づき、本答弁書を提出いたします。

本答弁書については、総務省・電気通信紛争処理委員会・日本通信株式会社を除いて公表を前提としておりませんので、公表する場合は事前に相談願います。

目次

はじめに

第1章 裁定事項に対する当社の見解について

1. 裁定事項1に対する当社の見解

- (1) 当社の見解
- (2) 協議に当たっての当社の考え方
 - ア 当社の見解
 - イ 音声サービスにおける接続と卸
 - ウ 総務省裁定方針について
 - エ 今後の日本通信との協議について

2. 裁定事項2に対する当社の見解

- (1) 当社の見解
- (2) エンドユーザ向け料金の設定
- (3) 当社がユーザ向けに提供する音声定額
- (4) MVNO 向けに音声定額を提供した場合の当社リスク

第2章 その他日本通信の主張に対する当社の見解について

- 1. 協議の経緯に対する反論
- 2. 着信接続料及び秒課金に対する反論

おわりに

【添付資料】 別紙_日本通信との協議経緯

はじめに

モバイル市場においては、電波の希少性により、多様な事業者が参入可能とすることを目的とした接続の制度が定められている。接続制度においては、相互に設備を構築し、それぞれの役務区間を適正原価適正利潤で相互に利用し合うことにより、公正競争を担保している。

他方で、卸においては、自由なビジネススペースでの提供が前提とされている。これは、技術革新等の市場変化の激しい市場において、設備投資リスクを抑え市場への入退出を容易にすることや、5G等多様なプレーヤとの連携によるイノベーション促進を行う上で、当事者間の協議により決定されることが必要であるからに他ならない。

今般裁定申請された音声サービスにおいても、MNOのネットワークを利用する形態以外にも、LINE電話等に代表されるVoIP通話等、多様な方式が利用されており、市場環境の変化が著しい市場といえる（図1）。

- ・スマホ・ケータイでの通常の音声通話機能を用いた通話は2014年からやや減少傾向にある（83.2%）。
- ・LINEでの音声通話の利用は増加傾向にある（46.5%）。
- ・Facebook MessengerなどのSNSの通話、Skypeでの音声通話はどちらもまだ1割に満たない。

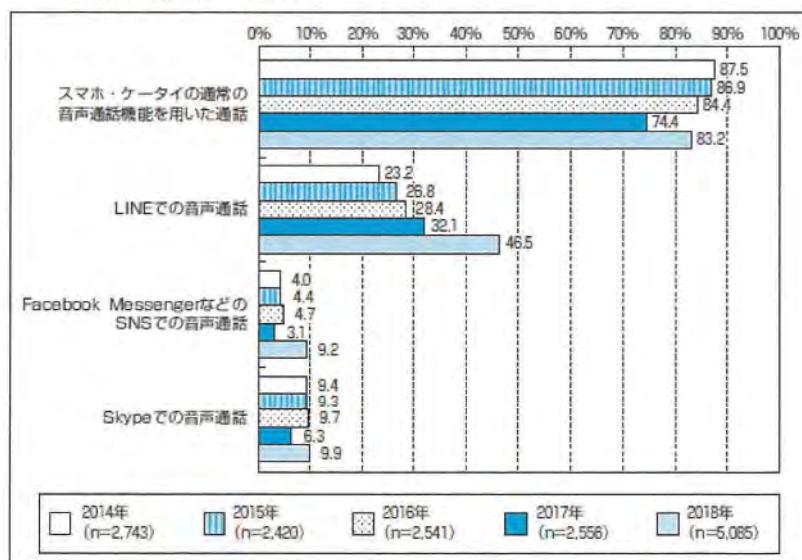


図1 スマホ・ケータイによる通話利用率の年次推移

(出典：データで読み解くスマホ・ケータイ利用トレンド 2018-2019)

このような環境下で、音声サービスにおいて接続と卸で設備構成が全く異なることを前提に、各事業者が経営判断のもと接続または卸を選択し、創意工夫をもって公正な競争を行っているものである。

本裁定にあたっては、音声サービスにおける接続と卸の違いに十分配意し、卸における事業者間の合意に基づく多様なプレーヤとの連携によるイノベーションを阻害し、国際競争力の源泉を予め抓んでしまうことのないよう、適切な判断が下されることを期待するものである。

第1章 裁定事項に対する当社の見解について

1. 裁定事項1に対する当社の見解

(1) 当社の見解

日本通信は、音声サービスの卸契約について、新規にMVNO向けの定額料金を設定することを協議の第一優先順位と位置づけて要望し、当社も当該優先順位に従って協議を行っていたのであり（別紙参照）、日本通信が定額料金設定の要望とは切り離して既存の卸契約の料金値下げを要求していたことはない。

そのため、日本通信と当社との間では多数回に亘る協議は行われていたものの、未だ、既存の卸契約の料金値下げについては、当事者間において協議が行われておらず、裁定事項1については、総務大臣の裁定を申請することができる場合（電気通信事業法第35条第3項、39条）に該当しない。

したがって、裁定事項1については、裁定申請の却下を求める。

(2) 協議に当たっての当社の考え方

ア 当社の見解

音声卸契約の料金条件については、「不当な差別的取扱い」（電気通信事業法第6条）¹とならない範囲で、まずは当事者間の協議に委ねるべきである。

第2章においても詳論するとおり、日本通信は、2014年から新規にMVNO向けの音声定額料金の設定を要望し続けており、音声卸料金の見直しの要望は2019年10月4日の協議にて伺ったが、具体的な内容について協議を行っていない。今後、当社は、後述の音声サービスにおける卸の特性も勘案の上、協議を行う考えである。

¹ 「不当な差別的取扱い」の具体例は、総務省及び公正取引委員会「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（2019年9月6日）」に記載。

イ 音声サービスにおける接続と卸

接続による形態の場合、事業者間において、各自が保持する設備をお互いに接続し、事業者が各々利用者に電気通信役務を提供する。接続における料金については、適正な原価+適正な利潤の算定式に基づくものと法定されており（電気通信事業法第34条第3項第2号）、かつ、一律の接続条件・接続料金で接続協定を締結することが義務化されている。

他方、卸は、一方の事業者が、利用者としての立場で他方の事業者から電気通信役務の提供を受け、さらに利用者に再販する方式である。卸役務の提供条件については、不当な差別的取扱いとならないよう標準約款を策定することが望ましいとされているものの（MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン）、料金や条件を一律とするよう強制されることなく、相対取引により柔軟に契約を締結することができるものとされ、電気通信事業法において料金の算定方式は規定されていない。

以上のような違いを前提に、接続の形態とするか、卸の形態とするかは、当事者の選択に委ねられている。

但し、モバイルデータ通信サービスについては、接続の場合と卸の場合とで、設備構成に何ら違いが生じない（図2）。接続形態は同一であるにもかかわらず、事業者の選択により接続協定方式または卸契約が選択されており、単に名称が2つあるのと同様の状況にある。こうした実態に鑑み、当社は、卸契約の標準約款において、モバイルデータ通信サービスの料金水準を接続協定方式による料金と同水準としている。

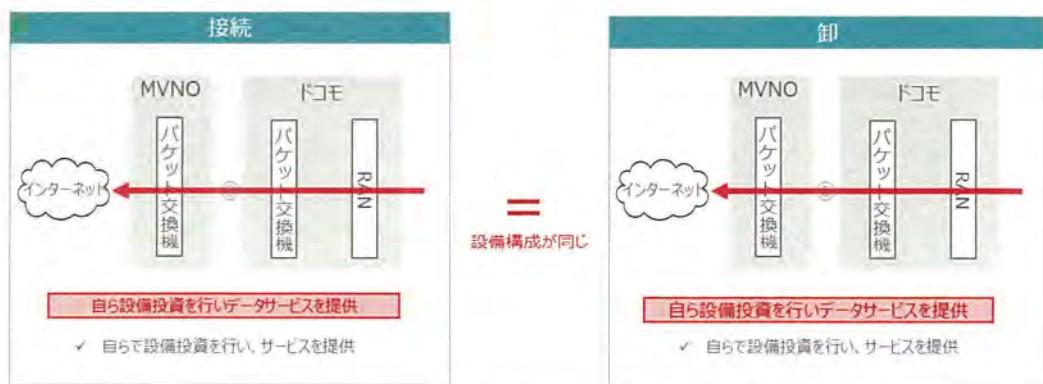


図2 モバイルデータ通信サービスにおける接続と卸の設備構成（L2接続）

他方、音声サービスにおいては、モバイルデータ通信サービスとは異なり、接続の場合と卸の場合とで設備構成が全く異なっている（図3）。音声卸は事業者が接続対象となる設備を一切保有せず、100%当社の設備を運用も含め小売するに過ぎない。したがって、接続を前提とした電気通信事業法第34条第3項第2号の対象とならない。卸料金の設定にあたって接続料と同様の設定をするための前提を欠いているのであり、接続の場合とは異なる算定方法により料金設定をしても、そのこと自体は何ら「不当な差別的取扱い」となるものではない。



図3 音声サービスにおける接続と卸の設備構成

なお、音声サービスについても接続は可能であり、現状においても自ら交換機を保持し接続の形態を選択しているMVNO事業者が複数存在し、MVNO呼のうち [REDACTED] が接続による発信と想定される²。

日本通信は、過去に、自ら交換機を保持する音声サービスの接続を要望し、当社と協議を行っていたが、自社の経営判断として協議を取り下げ、卸方式を選択したものであり、接続を採用することは可能である³。それにもかかわらず、日本通信の求める裁定事項は、意図的に両者を混同し、卸において接続を前提とした料金を求めるものであって、当を失したものと言わざるを得ない。

² 当社網を利用したMVNOの音声発信のうち、[REDACTED] が交換機を指定した発信（2019年9月～10月実績）

³ 日本通信との協議経緯について、詳細は第2章を参照

ウ 総務省裁定方針について

なお念のため付言すれば、日本通信の裁定申請の中で引用されている裁定方針は、既存のガイドライン⁴を踏まえて策定されたものであるところ、前述の特性を有する音声卸の料金設定については、未だ既存のガイドラインにおいても指針が示されておらず、また、総務省委員会等においても、どのような設定が適正か議論されていない段階である。したがって、裁定方針は、このような段階にある音声卸に関する当事者間の協議まで拘束するものではない。

すなわち、接続の料金設定については、電気通信事業法に基づき、適正な原価+適正な利潤とされる方針が定まっているため、前記裁定方針がまさに妥当するものである。

また、卸料金の設定に関しても、モバイルデータ通信については、前述のとおり、接続の場合と卸の場合とで設備構成には何ら違いがないため、接続の場合に「準じた」対応が妥当とは考えられる。

他方、音声サービスについては、モバイルデータ通信と異なり、接続と卸とで設備構成が全く異なっており、接続の場合に「準じ」る前提を欠いているのである。仮に、音声サービスの卸料金についても接続の料金設定と同一にすべきという規律を及ぼすのであれば、それは、前記イに述べたように接続と卸とで別の規律を及ぼしている現行電気通信事業法の改正によるか、少なくとも、総務省委員会等による専門家・関係当事者らの議論を経た上で示されるガイドライン上の根拠が必要というべきである。これらの過程を経ずに、音声卸に関する当事者間の協議についてまで、裁定方針を及ぼすことになれば、それは、裁定に認められる専門的技術的裁量の幅を逸脱したものと言わざるを得ない。

⁴ 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン（2019年5月改定）」「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（2019年9月改定）」

エ 今後の日本通信との協議について

当社は、日本通信から音声接続の要望があれば、過去の協議と同様実現に向けて真摯に協議を行うとともに（音声接続を行った場合、適正な原価+適正な利潤による接続料による提供となる）、卸料金自体の見直しに向けた要望であれば、接続と卸が設備構成上も異なることを前提におきつつも、要望に基づき見直しを行う考えである。

なお、当社は、今後日本通信と音声卸料金の水準見直しの協議を行う際には、従来具体的な方向性が示されていなかった適正な音声卸料金についての総務省委員会等における検証及び議論を踏まえ、適正な音声卸料金の設定を検討する考えである。

2. 裁定事項 2 に対する当社の見解

(1) 当社の見解

エンドユーザ向けの料金は、事業者が創意工夫をもって戦略的な料金を MVNO 自らがリスクを負った上で設定するものである。音声定額は、MVNO のリスクを当社及び当社ユーザが一方的に負うものであることから、卸提供の対象になじまない。

(2) エンドユーザ向け料金の設定

そもそも、日本通信が音声サービスをエンドユーザに提供するにあたっては、接続または卸いずれの形態においても、当社の役務提供区間を含めて、日本通信がエンドユーザに料金設定を行い、提供するものである。

そのため、日本通信のユーザに対するサービスの内容や料金は、日本通信の経営判断のもと、接続・卸いずれの形態でネットワークを利用するかを含め、創意工夫をもって戦略的な料金を自らがリスクを負った上で設定するものである⁵。

(3) 当社がユーザ向けに提供する音声定額

当社がエンドユーザ向けに提供する音声定額については、当社エンドユーザの利用量がユーザ間で日々の中、当社エンドユーザ全体の利用動向を踏まえて、当社の経営判断によって戦略的に設定しているものである。

当社が音声定額を提供するにあたっては、MVNO のエンドユーザの利用動向は考慮しておらず、そのような状況で当社及び当社のエンドユーザが MVNO のリスクを一方的に負うものではない。

また、当社の「かけ放題オプション」「5 分通話無料オプション」は、モバイルデータ通信と一緒に提供しており、当社ユーザ向けにも、音声通信のみの定額料金プランは提供していないことから、当社ユーザに提供していない条件で MVNO 向けに新たに定額料金プランを提供することは強制されるべきものではない。

⁵ 現時点においても、他の MVNO の中には自らの創意工夫で音声定額の提供を行っている事業者が存在している。

(4) MVNO 向けに音声定額を提供した場合の当社リスク

当社が MVNO 向けに音声定額を提供した場合のリスクは、MVNO のエンドユーザが想定を超える通話を行った場合（図 4）や、事業者間精算の隙間をついた悪意ある異常トラヒックが発生した場合の負担（図 5）等が該当する。



図 4 MVNO ユーザが想定以上の通話を行った場合のリスク

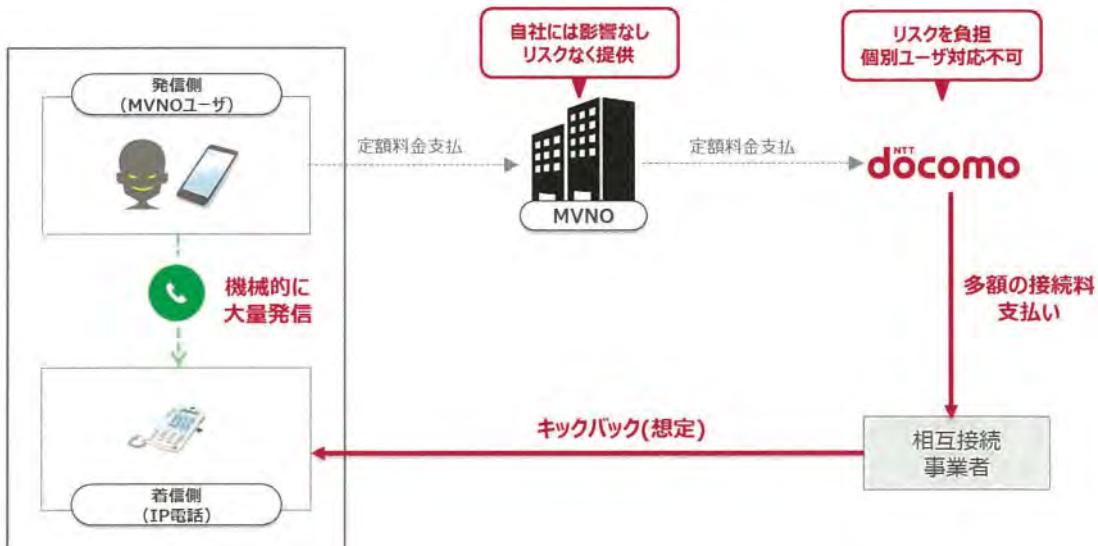


図 5 悪意ある MVNO ユーザによる異常トラヒックによるリスク

なお、異常トラヒックによる影響は年間数億円の規模で発生しており、当社は、このようなリスクに対し、異常トラヒックに該当する通話をを行う自社ユーザを個別に定額通話の対象外とする等の対策を行うことで対応している。

上述のリスクは、当然、エンドユーザに料金を設定した日本通信自らが負うべきものである。以上のことから、当社が MVNO 向けに音声定額を提供した場合には、MVNO のリスクを当社及び当社のエンドユーザが一方的に負うこととなるため、卸提供の対象になじまない。

第2章 その他日本通信の主張に対する当社の見解について

1. 協議の経緯に対する反論

協議の経過に対する日本通信の主張は、以下の通り、一方的であり、かつ、真実を示していない。

(1) 音声サービスの提供にあたっては、日本通信から音声卸料金水準の見直しの要望があった際には協議を通じて見直しを実施しているとともに、接続料相当での提供要望については接続による提供を行うことで合意し協議を行った事実が記載されていない。

日本通信とは音声サービスの提供について、2008年8月に協議を開始し、2009年2月に当社ユーザ向けプランから基本料▲55%・通話料▲15%(3年1,001回線以上を条件とする)水準での卸形態での提供に合意し、日本通信と基本契約を締結した。

しかしながら、その後の協議において、音声卸料金の低廉化と接続料水準での提供要望を受けたことから、当社は以下4点の説明を行っている。

1. 卸契約を選択する場合、当社ユーザ向けプランから基本料▲55%・通話料▲30%(3年2,001回線以上を条件とする)水準に見直しを実施すること。
2. 接続料水準での提供を要求する場合、接続の形態となること。
3. モバイルデータ通信サービスで接続と卸が同じ料金になっている理由は、接続と卸で設備構成が全く同様であること。(音声サービスの場合は前提が異なること)
4. 接続の場合、日本通信が中継交換機を持ち他事業者と接続を行っていただく必要があること。

これを受け、日本通信から2009年12月に接続による音声サービスの提供要望を受領し、以降日本通信と接続での提供を前提とした協議を実施した。協議においては、主に以下4点について確認を行っている。

1. 接続となった場合、料金は接続料で精算を行うこと。
2. 接続料精算においては、秒単位での精算となること。
3. 着信については、卸にして交換機の開発を行わないことも可能だが、日本通信が着信接続料を受領することを求める場合、着信においても日本通信を経由すること。
4. その他、発着信の制度整理及び具体的な開発項目について日本通信で確

認し要望すること。

しかし、同年12月を最後に日本通信からの連絡は途絶え、2010年2月に日本通信から「まずは音声卸条件を前提に卸契約の締結をお願いしたい。」という旨をメールで受領し、卸での提供を行うこととなった。このように、日本通信は音声サービスの提供について、接続と卸の形態があると認識した上で、設備を全く保持しない卸を自ら選択している。

また、2012年以降に実施したXi音声サービスに係る協議においても、日本通信から接続の要望を受け協議を行ったが、日本通信側の確認事項の返答がないまま、日本通信自らが卸を選択し、提供を開始することとなった⁷。

(2) 2018年度以降、日本通信からは、通常の問い合わせや工事依頼、不具合の対応に加えて、新たな要望を五月雨でいただいている。その中で、当社は日本通信の意向に沿って円滑に検討を進めることを目的に、常に日本通信に対して検討の優先順位を伺い、対面で詳細を伺った上で真摯に対応を行ってきた⁷。

【日本通信からの要望事項（2018年度～）】

1.

・ [REDACTED]
[REDACTED]

2. 卸料金定額プランの提供要望

・ 日本通信の要望に対し、卸料金定額プランは卸提供になじまない旨を文書で回答。

3.

・ [REDACTED]
[REDACTED]

4.

・ [REDACTED]
[REDACTED]

5. 音声定額及びコストベースでの音声卸提供

・ 日本通信の要望に対し、卸料金定額プランは卸提供になじまない旨を文書で回答。

6.

・ [REDACTED]

7. 秒単位課金での提供と着信接続料の還元（音声定額の提供が難しい場合）

- ・ 日本通信の要望の優先順位に基づき、具体的な協議は未実施。
8. [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

(3) 日本通信は、裁定申請書において、2019年2月14日の協議で「音声卸サービスに関するご検討をお願いしたい事項」と題する書面（日本通信提示資料12）を手渡したが、同書面を渡した2月以降、「音声通話定額サービスの提供に関する当社からの回答はなかった」と主張しているが、これは事実と異なり不当である。

該当の内容については、2018年7月13日の協議にて受領しており、音声定額サービスについては、日本通信の優先順位に基づき、2018年9月に対面の協議において詳細を伺った上で、当社は約1か月程度で回答をしている⁸。

(4) 日本通信は、裁定申請書において、2019年10月4日に行った協議において、「当社が要望するサービスの提供可能性や提供時期、提供条件等について、一切回答しなかった」と主張しているが、これは事実と異なり不当である。

該当の内容については、当社から日本通信に対して、「卸音声通話業務のご提供について」と題する書面（日本通信提示資料13）に記載されている内容について説明を求めたものの、日本通信から記載以上の具体的な内容について説明がなかつたものである。

2. 着信接続料及び秒課金に対する反論

当社と日本通信は、先述のとおり、音声サービスについて「接続」と「卸」における特性を前提に協議を行っており、着信接続料及び秒課金については接続において実現されるものであると確認している。

なお、接続料は、「第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額」と、第二種指定電気通信設備接続料規則第1条にて定められている。つまり、他電気通信事業者が自社網を利用した場合に支払われる料金であり、この点、日本通信は自らの設備を一切保有していない。

^{6 7 8} 日本通信との協議経緯詳細については、別紙参照。

おわりに

音声サービスの提供にあたっては、2008年より両者の間で「接続」と「卸」契約の違いを明確に理解した上で、音声サービスの卸契約について、定額料金の設定の協議を行ってきた経緯があるが、今般2019年10月の要望については、当社が音声定額に関する考え方を改めて伝えた以降、日本通信からは接続等に関する要望等、なんのアクションや返答もなく、当事者間において協議が行われておらず、十分な協議がなされていない。

よって、裁定事項1については、総務大臣の裁定を申請することができる場合（電気通信事業法第35条第3項、39条）に該当しないことから、裁定申請の却下を求めるものである。また、音声定額については、裁定事項2に係る当社見解のとおり、卸契約になじまないものと考える。

当社は、日本通信から音声接続の要望があれば、過去の協議と同様実現に向けて真摯に協議を行うとともに（音声接続を行った場合、適正原価+適正利潤による接続料による提供となる）、卸料金自体の見直しに向けた要望であれば、接続と卸が設備構成上も異なることを前提におきつつも、要望に基づき見直しを行う考えである。

なお、当社は、今後日本通信と音声卸料金の水準見直しの協議を行う際には、従来具体的な方向性が示されていなかった適正な音声卸料金についての総務省委員会等における検証及び議論を踏まえ、適正な音声卸料金の設定を検討する考えである。

以上

別紙_日本通信との協議経緯

**①音声サービスに関する
協議経緯**

(2008年8月～2013年1月)

①音声サービスに関する日本通信との協議経緯

日付		対応	内容
2008年	8月12日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信より、「音声サービスを卸契約で提供したい」と相談を受領。
2009年	2月23日	日本通信 ⇄ 当社 (契約)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信と「卸電気通信役務に関する基本合意書」を締結。 <ul style="list-style-type: none"> ・ドコモユーザ料金から基本料▲55%、通話料▲15%で合意。
	9月2日	日本通信 ⇒ 当社 (メール)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信より、音声サービスに関するメールを受領。 <ul style="list-style-type: none"> ・より一層の料金割引をお願いしたい。 ・データでの提供と同様に接続料金相当でお願いしたい。
	11月20日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信と音声サービスに関する協議を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <ドコモ> <ul style="list-style-type: none"> ・音声卸料金の水準を下げることができないか検討した結果、ドコモユーザ料金から基本料▲55%、通話料▲30%で提案。 ・接続料相当水準での提供を要求するのであれば、相互接続としての形態をとっていただきたい。 ・接続料や秒課金といった話は、卸の話ではなく、接続での話となる。 ・モバイルデータ通信サービスで卸と接続が同じ料金になっているのは、接続構成が全く同じだからである。 ・相互接続の場合は、日本通信に中継交換機を持っていただき、他事業者と接続いただくことになる。
2010年	12月1日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信と音声サービスに関する協議を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <日本通信> <ul style="list-style-type: none"> ・1年程度で相互接続へ移行することを前提に協議を進めたい。
	12月15日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信と音声サービスに関する協議を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <ドコモ> <ul style="list-style-type: none"> ・接続が可能となってからは、接続料での精算となる。 ・着信側について整理をしていただきたい。 <日本通信> <ul style="list-style-type: none"> ・着信側は、日本通信で考え方をもう一度整理する。総務省にも相談させていただく。
	12月22日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信と音声サービスに関する協議を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <ドコモ> <ul style="list-style-type: none"> ・着信に関して最も簡単なのは、着信は卸の形態にして交換機に一切手を入れないこと。ただし、ドコモ着に見えてるので、日本通信に接続料は入らない。着信接続料を得るために相互接続として交換機をもって、日本通信を経由してドコモに着信していただくことになる。 ・整理の方向性が調ったら、連絡いただきたい。 ⇒その後日本通信より連絡なし。
2010年	2月16日	日本通信 ⇒ 当社 (メール)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信より、音声サービスに関するメールを受領。 <ul style="list-style-type: none"> ・音声の取り扱いを前提に、「モトローラ端末に3Gデータ通信及び音声通話に対応したSIMが採用」されることを報道発表するのでお伝えする。 ・音声卸契約について、卸料金の水準で進めさせていただく。
		当社 ⇒ 日本通信 (メール)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信に対し、音声サービスに関するメールを送付。 <ul style="list-style-type: none"> ・音声卸の提供については、「卸電気通信役務の提供に関する基本合意書」に基づいて、2009年から協議を重ねてきた。しかし、合意内容を覆す料金水準引き下げ要望を受け、両者合意のもと基本合意を失効させ、その後も料金水準引き下げの提案をするものの納得いただけず、相互接続による貴社要望水準での提供を再提案し、詳細について検討いただいたが、返答がない状況となっていた。 <ul style="list-style-type: none"> ・そのような状況下で、報道発表の2時間前に唐突な申し出をいただいたことは甚だ遺憾。
		日本通信 ⇒ 当社 (メール)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信より、音声サービスに関するメールを受領。 <ul style="list-style-type: none"> ・突然の報道発表のご連絡及び当社の貴社ご提案に対する検討結果のご連絡遅れなどに関して、皆様にご迷惑をおかけしたこと、お詫び申し上げる。 ・貴社より2009年11月20日に頂いたご提案内容を前提に、音声卸の本契約を早期に締結させていただきたい。
	2月18日	日本通信 ⇒ 当社 (メール)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信より、音声サービスに関するメールを受領。 <ul style="list-style-type: none"> ・まずは音声卸条件を前提に卸契約の締結をお願いしたい。
	4月15日	日本通信 ⇄ 当社 (契約)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信と、音声卸契約を締結。 <ul style="list-style-type: none"> ・ドコモユーザ料金より、基本料▲55%、通話料▲30%で契約。

①音声サービスに関する日本通信との協議経緯

日付		対応	内容
2012年	7月5日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信と音声サービスに関する協議を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <日本通信> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帯域幅課金での音声相互接続を要望したい。 ・ 音声サービスを接続で提供していただきたい。日本通信側で交換機を持ち、日本通信網にルーティングできないか。 <ドコモ> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本通信要望の接続形態がまだ不明確であることから、再度日本通信側で要望する接続形態を整理の上、別途協議を実施させていただきたい。 ・ 整理の方向性が調ったら、連絡いただきたい。 <日本通信> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の協議でご指摘いただいた内容を含め修正し、事前調査申込書を提出することしたい。
	7月19日	日本通信 ⇒ 当社 (文書)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信より、「第3種卸Xiサービス」に関する事前調査申込書を受領。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 音声に関して、卸での提供を要望。(接続に関する要望はなし) ・ 以降、第3種卸Xiサービスの提供に向けて協議。
2013年	1月16日	日本通信 ⇄ 当社 (契約)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信と「第3種卸Xiサービスの提供に関する契約書」を締結。

**②2018年度以降の
協議経緯
(2018年4月～2019年11月)**

②2018年度以降の日本通信との協議経緯

日付	対応	内容
2018年	4月18日	日本通信 ⇒ 当社 (メール)
	5月15日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)
	5月29日	日本通信 ⇄ 当社 (契約)
	6月28日	日本通信 ⇒ 当社 (メール)
	7月11日	日本通信 ⇄ 当社 (契約)
	7月13日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)
	7月17日	日本通信 ⇒ 当社 (メール)
	8月8日	日本通信 ⇒ 当社 (文書)
	9月4日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)
	9月28日	当社 ⇒ 日本通信 (文書)
	10月12日	日本通信 ⇒ 当社 (メール)
	10月26日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)
	11月21日	日本通信 ⇒ 当社 (メール)
	12月4日	当社 ⇒ 日本通信 (メール)
	12月12日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)

※音声サービスに関する協議経緯の背景を色付

②2018年度以降の日本通信との協議経緯

日付	対応	内容
2019年	1月9日	日本通信 ⇒ 当社 (メール)
	2月7日	日本通信 ⇒ 当社 (メール)
	2月14日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)
	3月7日	日本通信 ⇒ 当社 (メール)
	3月8日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)
	4月1日	日本通信 ⇄ 当社 (契約)
	4月10日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)
	5月23日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)
	6月27日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)
	7月2日	日本通信 ⇒ 当社 (メール)
	7月12日	当社 ⇒ 日本通信 (メール)
	8月6日	日本通信 ⇄ 当社 (協議)

*音声サービスに関する協議経緯の背景を色付

②2018年度以降の日本通信との協議経緯

日付	対応	内容
2019年	9月10日 日本通信 ⇒ 当社 (メール)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信より、音声定額に関するメールを受領。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金改定がMNO各社より発表される中、弊社としても、やはり音声定額サービスを卸して頂きたい。 ・ 今一度、「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」を卸して頂くことが可能かどうかご検討を頂けないか。 ・ 音声サービスの卸金額として、「適正な原価に適正な利潤を加えた金額」をベースに卸していただけないか。卸音声サービスは接続によるサービスとは提供の仕組みが異なるが、接続と同程度の水準でお願いしたい。
	10月4日 日本通信 ⇄ 当社 (協議)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信と音声定額に関する協議を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 書面を用いて要望を説明。 <ul style="list-style-type: none"> ① 音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい。 ② その一形態として、貴社が貴社エンドユーザーに提供されている「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい。 ・ 本件を最優先で対応をお願いしたい。 ・ 要望に関して、具体的な内容や書面に記載されていない背景があれば、教えていただきたい。 ※日本通信から記載以上の具体的な内容の説明はなかったため、まずは書面の内容を検討。
	10月17日 日本通信 ⇒ 当社 (文書)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信より、音声定額に関する要望の回答期限に関する文書を受領。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社要望に対する応諾可否を10月24日までにご連絡頂くと共に、応諾いただける場合は、その内容を10月31日までにお示しいただきたい。
	10月21日 当社 ⇒ 日本通信 (メール)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信に対し、音声定額に関するメールを送付。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、優先順位を最優先にして、確認している。回答まで、一定程度期間を要することは理解いただきたく、本件については、打ち合わせから回答まで1ヶ月程度お時間をいただきたい。
	11月8日 当社 ⇒ 日本通信 (文書)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本通信に対し、音声定額に関する文書を送付。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業者の料金は、各事業者が自らリスクを負った上で創意工夫をもって戦略的な料金を総合的に判断し設定するものである。 ・ 「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」は、弊社ユーザー向けに提供している料金プラン「ギガホ・ギガライト」のオプションであり、切り出して卸提供することはできない。 ・ 弊社ユーザー向けの定額及び準定額の料金は、弊社ユーザー全体の利用動向を踏まえて戦略的に設定しているものであり、貴社ユーザーの利用動向を考慮したものではない。 ・ 従って、「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」については、弊社が卸提供する対象にはなじまない。

※音声サービスに関する協議経緯の背景を色付



意見書

令和元年12月13日

総務大臣 殿

郵便番号 105-0001
住 所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
氏 名 日本通信株式会社
代表取締役社長 福田 尚久
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
平成8年12月5日 A-08-1931
連絡先 [REDACTED]

総基料第206号（令和元年12月6日）により通知を受けました、株式会社NTTドコモからの電気通信事業法第35条第5項の規定に基づく答弁書に対し、以下のとおり意見書を提出いたします。

1. はじめに

当社が裁定申請書により本裁定を申請した背景は、次のとおりである。

当社とドコモは、平成 22 年 4 月に FOMA 音声通話サービスの卸提供に関する契約を締結し、当社は、表 1 に示す料金体系で、ドコモから同サービスの卸提供を受けている。なお、その料金額は、契約締結以来、現在に至るまで一度も見直されたことはない。

表 1 : 卸 FOMA 音声通話サービスの料金体系

料金プラン	月額基本使用料	通話料 (30 秒あたり)	無料通話分 (1 か月あたり)
卸 FOMA タイプ SS	838 円	14 円	25 分相当
卸 FOMA タイプ S	1,350 円	12.6 円	55 分相当
卸 FOMA タイプ M	2,250 円	9.8 円	142 分相当
卸 FOMA タイプ L	3,600 円	7 円	300 分相当
卸 FOMA タイプ LL	5,850 円	5.25 円	733 分相当

(注) 料金額はいずれも、3 年契約かつ最低契約数 2,001 回線の場合（ただし、現在は、最低契約数が 1,001 回線に見直されている）

その後、当社とドコモは、平成 25 年 1 月に X i 音声通話サービスの卸提供に関する契約を締結し、当社は、表 2 に示す料金体系で、ドコモから同サービスの卸提供を受けている。なお、その料金額は、契約締結以来、現在に至るまで一度も見直されたことはない。

表 2 : 卸 X i 音声通話サービスの料金体系

料金プラン	月額基本使用料	通話料 (30 秒あたり)	無料通話分 (1 か月あたり)
卸タイプ X i	666 円	14 円	なし

(注) 料金額はいずれも、3 年契約かつ最低契約数 2,001 回線の場合

X i は、現在の携帯電話サービスにおける主流のサービスであり、ドコモにおいても、当社においても、ドコモのネットワークを利用する音声通話サービスの利用者の大半が X i 音声通話サービスを利用している。ドコモは、X i 音声通話サービスにおいて、国内音声通話を定額とする「かけ放題オプション」および 5 分以内の国内音声通話を定額とする「5 分通話無料オプション」を自らの利用者に提供しているが、当社を含む MVNO に対しては、これらの音声通話定額サービスを卸提供していない。

また、表2に示したとおり、「卸タイプX i」の月額基本使用料は666円（3年契約かつ最低契約数2,001回線の場合）であるが、他方で、MVNOがドコモとレイヤー2で接続した場合のデータ通信サービスの月額基本使用料（回線管理機能）は89円である。この点、データ通信サービスの月額基本使用料については、その算出根拠が加入者管理装置（HLR）および顧客・料金システムの利用者対応コストであるとの説明をドコモから受けているが、「卸タイプX i」を含む音声通話サービスの月額基本使用料については、ドコモから算出根拠の説明を受けていない。しかし、携帯電話の仕組みから考えると、音声通話サービスの月額基本使用料にかかる主要な構成要素は、データ通信サービスの場合に必要な装置類である加入者管理装置（HLR）および顧客・料金システムであると考えられることから、音声通話サービスの月額基本使用料（666円）は高額であると言わざるを得ない。

また、通話料に関しても、「卸タイプX i」では30秒あたり14円（3年契約かつ最低契約数2,001回線の場合）であるが、設備利用料（ドコモネットワークの利用コストおよびドコモが他の電気通信事業者に支払う接続料の合計値）と比較すると高額である。

図1は、ドコモの利用者における月間平均通話時間の推移を示したグラフである。月間平均通話時間は、2013年度まで急激な減少傾向であったが、「カケホーダイプラン」（「かけ放題オプション」の前身の料金プラン）の提供を開始した2014年度に増加に転じており、ドコモの利用者において音声通話定額サービスに対する大きな需要があることが確認できる。当社を含むMVNOの利用者においても、同様の需要があることは明白であり、一刻も早く、MVNOが音声通話定額サービスを提供することが求められている。



図1 ドコモの利用者における月間平均通話時間の推移
(出典：ドコモ事業データをもとに当社作成)

以上の背景をもとに、当社は、卸音声通話サービスに関してドコモと長期にわたる協議を行ってきたが、協議は不調に終わったものと判断せざるを得ない状況に陥ったため、本裁判を申請したものである。

2. ドコモの答弁書に対する当社の意見

以下では、令和元年12月6日付でドコモが作成した答弁書（以下、「ドコモ答弁書」という。）について、その順序に従って、当社の意見を述べる。

ア. 「はじめに」について（ドコモ答弁書2頁）

ドコモは、接続制度や卸の考え方について論じ、「卸においては、自由なビジネスベースでの提供が前提とされている。」としている。この点、ドコモは、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であり、公共性及び公益性を強く求められる事業者である。ドコモは、その責務を認識し、電気通信事業法をはじめとする規律を遵守した上で自社ネットワークを広く開放し、様々なサービスを提供する事業者であるべきところ、当社との協議においては、ネットワークの開放やサービス提供に消極的な姿勢を貫いてきた（裁定申請書および本意見書に記載されている内容が、その代表的事例である）。本裁定申請は、そのような事情により申請せざるを得なかつたものである。

ドコモは、LINE電話などによるVoIP通話等を取り上げ、MNOネットワークに標準的に具備された音声通話機能を利用しない音声通話サービスの利用が可能であることを示している。このようなサービスは、基本的には国民共通の基盤となっている電話番号を利用しないサービスで、通話できる相手は限定的、かつ通話品質も十分ではないことが多く、インターネット上のサービスに詳しくない利用者にとっては使いづらい側面を持っている。従って、裁定申請の対象となる通常の携帯電話音声サービスとは異質のサービスである。

一方、当社裁定申請書8頁に記載したとおり、相当数のドコモ利用者が、ドコモが提供する標準的な音声通話サービスを利用しておらず、また、第1項で述べたとおり、音声通話定額サービスの提供が開始されて以来、月間平均通話時間は上昇に転じた。このように、本裁定申請が対象としている音声通話サービスは引き続き重要なサービスであり、当該音声通話サービスは、他の音声通話手段で代替できるものではない。

ドコモは、本項において、本裁定申請の内容が認められてしまうと、それが、「多様なプレーヤとの連携によるイノベーションを阻害し、国際競争力の源泉を予め抓んでしまう」が如く表現しているが、当社が要望する裁定申請の内容が認められることによってイノベーションが阻害され、国際競争力の源泉を抓んでしまうことになるとは到底考えられず、当社をはじめとするMVNOに様々な事業機会を与え、サービス競争を促進して利用者利便性の向上や料金の低廉化を図った方が、イノベーションの促進や国際競争力の向上に寄与すると考える方が遥かに自然である。

以上のとおり、ビジネスの進展と制度的な規律のバランスの重要性、並びにビジネスを支えるサービスや技術の進化のメカニズムについて、ドコモの考え方には根本的な誤りがある。

イ 「第1章 1. (1) 当社の見解」について（ドコモ答弁書4頁）

ドコモは、当社が裁定を求める事項1について、「日本通信が定額料金設定の要望とは切り離して既存の卸契約の料金値下げを要求したことはない。」とし、また、「未だ、既存の卸契約の料金値下げについては、当事者間において協議が行われて」いないとしている。これらは、明らかに事実に反する。

例えば、当社は、平成30年6月以降の協議において、定額料金以外にも、「接続事業者間は秒課金であることの卸料金への反映」や「着信接続料の一部還元」など、様々な形で卸料金の値下げについて協議を行ってきた（本意見書添付資料1）。これらの要望が実現しなかつたことによる一つの帰結が、本年10月4日の協議に先立って当社がドコモに送付した要望書「卸音声通話役務のご提供について」の第1項である。この第1項は、明らかに「定額料金設定の要望」とは別の要望であり、ドコモの主張は誤っている。この本年10月4日の協議においては、ドコモは、当社からの説明後、当社説明に対して一切質問せず、また意見を述べることもなく、さらに当社の質問に対しても「今後検討する。」としか答えなかつた（裁定申請書資料14）。その後も、ドコモからは検討依頼や質問等は一切なく、最終的にドコモは、本年11月8日に文書でその回答を当社に送付したのみであった。当該回答文書には、添付資料1の第1項（裁定を求める事項1）についての記載はなく、協議を行いたい旨の文言も一切記されていない。

このように、ドコモの主張は事実と全く異なり、ドコモが裁定を求める事項1について当事者間の協議を進める意思を全く示さなかつたために協議が調わなかつた、というのが事実である。

さらに、ドコモは、ドコモ答弁書6頁において、音声サービスにおいては接続の場合と卸の場合とで設備構成が全く異なつており、「卸料金の設定にあたつて接続料と同様の設定をするための前提を欠いている」として、裁定を求める事項1の「適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金」での提供を否定している。仮にさらなる協議が行われたとしても、結局は、裁定を求める事項1に基づく卸音声通話サービスの提供をドコモが否定したであろうことは想像に難くない。

なお、裁定を求める事項 1 についての最近の協議の経緯は、以下のとおりである。当社は、令和元年 10 月 1 日の改正電気通信事業法の施行を見据え、様々なサービス提供の変化が生じると考えて、ドコモとの卸音声通話サービスに対する協議を急いできた。従前の協議が進展しなかったため、当社は、本年 9 月 10 日に、ドコモに対して、卸音声通話サービスの提供に関する意思を再度確認するため協議を申し入れたが、ようやく同月 26 日になってドコモから協議日程が示され、実際に協議が行われたのは翌月の 4 日であった。上述のとおり、その回答文書が送付されてきたのは 11 月 8 日になってからであるが、当社要望の第 1 項については、結局、回答が得られなかった。このように、ドコモとの協議は、遅々として進まず、結局、ドコモは、改正電気通信事業法の施行という重要な事象に当社が適時に対応することを阻んだ。

以上のとおり、裁定を求める事項 1 について、本裁定の申請時において事業者間の協議が調っておらず、また、事業者間でさらなる協議が行われたとしても協議が調う見通しが全くないことは明らかであり、従って、当該事項は、総務大臣の裁定を申請することができる場合に該当する。

なお、ドコモが述べる「優先順位」とは、「一時期には二つ以上の課題を協議することはない」という意味であり、ドコモが決めた協議方針である（当社はこの協議方針に合意しているわけではないが、当該方針に従わないとすべての協議が中断するため、やむを得ずこの方針を受け入れてきた。上述のとおり、ドコモの協議はその進捗が遅く、このような状態では円滑な協議などが望めるわけはない。）。仮にドコモのこの協議方針に従うのであれば、本年 10 月 4 日の協議の場において、若しくはそれ以降に、当社に対して、検討の「優先順位」についての問い合わせがあつて然るべきであった。しかし、本年 10 月 4 日若しくはそれ以降、ドコモからそのような質問や意見提示はなかった。従って、「優先順位が低いので協議を行わなかった」というのは、協議を行わなかったことの言い訳でしかなく、回答すらなかったことを正当化するものではない。

ウ 「第 1 章 1. (2) イ 音声サービスにおける接続と卸」について (ドコモ答弁書 5 頁)

ドコモは、その答弁書において、「卸役務の提供条件については、(中略) 料金や条件を一律とするよう強制されることなく、相対取引により柔軟に契約を締結することができるものとされ、電気通信事業法において料金の算定方式は規定されていない。」としている。

この点、ドコモの主張は一方的である。即ち、裁定申請書の8頁から15頁に記載したとおり、「適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金」で音声通話サービスの卸提供を求めるることは合理的である。その要点を再度述べれば、以下のとおりである。

- ① ドコモが自社利用者に音声通話定額サービスを提供し始め、実質的な料金値下げを実施している一方で、当社に卸音声通話サービスを提供して以来、その卸料金額が見直されたことはないこと（8頁）。
- ② ドコモは音声伝送役務で利益を上げ、かつそれを独占している可能性が高いこと（9頁）。
- ③ ドコモは第二種指定電気通信設備を設置する事業者であり、その接続においては、「適正な原価+適正な利潤」の規定が適用されるところ、接続と卸の違いは、この第二種指定電気通信設備の利用の方法の違いでしかないこと、さらに、総務省が公表している「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」に従えば、卸契約の場合も「適正な原価+適正な利潤」の考え方方が適用されること（9~11頁）。
- ④ ドコモは認定電気通信事業者であること、電気通信事業法第6条等の規定、並びに「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に照らせば、「適正な原価+適正な利潤」の考え方をドコモとの卸契約に準用することは妥当であること（11~14頁）。
- ⑤ 競争促進及び利用者利便性向上の観点からも、「適正な原価+適正な利潤」の考え方の適用を求めることが妥当であること（15頁）。

ドコモは、接続と卸の説明において、モバイルデータ通信サービスにおいては、「接続制度による接続」と「電気的接続を伴う卸」が存在し、音声サービスにおいては、「中継事業者方式による接続」と「電気的接続を伴わない卸」が存在すると説明している。しかし、この説明は「読者を惑わす」ための説明である。すなわち、ドコモは、データ通信については、電気的接続を伴う場合の2つの契約形態について説明している一方で、音声通話については、MVNOが中継事業者としても振舞う場合と電気的接続がない卸サービスの場合を比較している。このように、両者の前提条件は異なっているため、比較することはできず、ドコモの論理によって卸音声通話サービスの卸料金を論じることはできない。

なお、ドコモは、音声接続に関し「音声サービスについても接続は可能であり、現状においても自ら交換機を保持し接続の形態を選択しているMVNO事業者が複数存在し、MVNO呼のうち [REDACTED] が接続による発信と想定される。」としている。この接続は、MVNOが中継事業者としての接続も行う場合を指していると推測されるが、中継事業者方式は、以下の欠点を有している。

- ① 相手先電話番号の入力に先立って、利用者は中継事業者番号（“プリフィックス”）を入力する必要がある。
- ② プリフィックスの入力を怠ると、通常のドコモ音声通話卸サービスを利用することになり、定額だと思って通話した電話が従量制で課金される。
- ③ このようなプリフィックスの入力を避けるために、中継事業者等が開発したアプリケーションソフトウェアを端末にダウンロードしてサービス提供を受けることができる。しかし、携帯端末への着信呼に対して折返し発信する場合など、操作性に難がある場合がある。
- ④ このような中継事業者としてドコモと接続することのねらいは、従来の卸料金では実現できない、より廉価な料金（接続料）を基にしたサービス提供にある。利用者視点からは、当該中継事業者に係るコストは余分なコストであり、利用者料金の値上がりを招くものであるから、中継事業者方式は、好ましいサービス形態であるとは言えない。
- ⑤ 当該中継事業者はMVNOでもあるから、ドコモとのMVNOに関する契約が必要な点は何ら変わらず、月額基本使用料の支払いが必要なほか、緊急呼に対する対応方針の決定などが必要となる。

以上のことから、中継事業者方式の接続は、利便性や料金の面から当社が企図するサービスにはなじまない。

なお、この音声接続に関し、当社もドコモと協議を行ってきた。一つは、上述の中継事業者方式であり、もう一つは、当社が携帯電話ネットワークの上位の交換機設備等を設置し、これをドコモの音声ネットワークの加入者系設備等と接続する方式である。後者の方は、中継事業者番号を必要としないなどの特長を有するが、ドコモと当社間で複数種類の接続点での接続が必要となるため、仕様の確定など、その実現に多大な労力と時間を要することが、ドコモとの協議を通して明らかになってきた（これらの接続点には、FOMA 音声、LTE 音声（VoLTE）、SMS、交換機間制御信号などを伝送するための接続点が含まれる。これら接続点は、基本的には国際標準に則り規定されていると考えられるが、もともとドコモネットワーク内部のインターフェース点であるため、必ずしも国際標準に従う必要はなく、レイヤー 2 接続の経験からも、ドコモが独自仕様に変更している可能性が十分ある。従って、ドコモからの十分な情報開示と協議が必要であると共に、当社側設備の仕様変更やそれに基づく製造ならびに装置運用方法の変更が必要となる可能性が高い。）。

今般の裁定申請は、以上で述べた接続による音声通話サービスの各種検討も行い、その実現性や利便性を評価した上で、最終的な選択肢として行ったものである。

また、ドコモは、「日本通信の求める裁定事項は、意図的に（接続と卸の）両者を混同し」ているとしているが、当社が両者を混同して要望し、または協議を行ったことは一度もない。当社が卸音声通話サービスの提供において「適正な原価+適正な利潤」の原則適用を求めるのは、裁定申請書並びに上記に記載したとおり、ドコモ設備の公共性や公益性を重視してドコモネットワークを開放することがサービス向上に繋がると考えたからである。

エ 「第1章 1. (2) ウ 総務省裁定方針について」について（ドコモ答弁書 7 頁）

ドコモは、音声通話とモバイルデータ通信の接続構成や設備構成の違い、及びガイドライン等に指針が示されていないことを論拠に、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」の本裁定申請への適用を不適切であるとしている。

そもそもドコモは、当該裁定方針に対する意見募集の機会（平成 29 年 11 月 15 日から同年 12 月 14 日）があったにもかかわらず、意見を述べていない。仮にドコモに意見があつたのであれば、ドコモは当該意見募集の際に意見を提起しておくべきであり、本裁定申請において意見を提起するのは場違いである。

加えて、ドコモの主張のうち、前者の「音声通話とモバイルデータ通信の接続構成や設備構成の違い」については、上記のウで述べたとおり、ドコモの論理自体が成り立たない。後者の指針の存在については、正に当該裁定方針が指針であり、これ以上に細かいルールが示されていないことが事業者間協議を行えない理由となるのであれば、そもそも事業者間協議を基にした柔軟かつ円滑なサービス提供などできるはずがない。また、当該裁定方針が、「卸携帯電話サービスを当該方針からは除外する。」との意図で示されたものであるとは読めない。従って、ドコモの指摘は的外れである。

オ 「第1章 2. (1) 当社の見解」について（ドコモ答弁書 9 頁）

ドコモは、「エンドユーザ向けの料金は、事業者が創意工夫をもって戦略的な料金をMVNO自らがリスクを負った上で設定するものである。」としている。

この点、当社は、ドコモに、ドコモのエンドユーザ向け料金を卸すことを要望したこと は一度もない。当社がドコモに求めていたのは、「ドコモが提供している音声通話定額サービスの仕組みを「適正な原価+適正な利潤」の考え方を原則として卸すこと」である。

また、当社は、当社が負うべきリスクをドコモに負担させることもない。当社は、ドコモが音声通話定額サービスを当社に卸した時に存在するリスクについて、当社分を負担するつもりである。

力 「第1章 2. (2) エンドユーザ向け料金の設定」について（ドコモ答弁書 9 頁）

ドコモは、脚注5において、「現時点においても、他のMVNOの中には自らの創意工夫で音声定額の提供を行っている事業者が存在している。」としている。

この点、当社もドコモに接続する電気通信事業者の協力を得て、一種の音声通話定額サービスを提供している。その概要は、当社が当該ドコモ以外の事業者と卸契約を締結し、前述のウで述べた中継事業者方式と類似の仕組みでサービスを提供するものであるが、その類似性ゆえに中継事業者方式と同様の欠点を有しており、不十分な方式である。

キ 「第1章 2. (3) 当社がユーザ向けに提供する音声定額」について
(ドコモ答弁書 9 頁)

上記オで述べたとおり、当社は、当社に起因するリスクをドコモが負担することを求めていない。

また、ドコモは、「かけ放題オプション」「5分通話無料オプション」は、モバイルデータ通信と一緒に提供しており、当社ユーザ向けにも、音声通信のみで定額料金プランは提供していないことから、当社に音声通話定額サービスを卸提供できないと主張しているが、これは誤りである。

確かに、現在ドコモが新規申込みを受け付けている「ギガホ」「ギガライト」「ケータイプラン」においては、音声通話のみの定額料金プランは提供していない。しかし、本年5月31日をもって新規申込み受付を終了した「カケホーダイプラン」「カケホーダイライトプラン」（既存の利用者に対しては引き続き提供されている）においては、データ通信の利用契約を結ばなければ、音声通話の利用契約のみで定額料金プランを利用できる。

また、ドコモが現在新規申込みを受け付けている「ケータイプラン」は、100MBという極めて小容量のデータ通信を組み合わせた料金プランとなっており、当該料金プランに対して「かけ放題オプション」「5分かけ放題オプション」を提供していることから、実質的にはドコモ自身も音声通話のみの定額料金プランを提供していると言える。従って、ドコ

その説明は、音声通話のみの定額料金プランをMVNOに対して卸提供できることの説明になり得ない。

その他、裁定申請書14頁で述べたとおり、これら音声通話定額サービスはデータ通信サービスとは独立したサービスで、課金や請求の仕組みも独立であると考えられることなどからも、ドコモの主張は、音声通話定額サービスを卸提供できないことの正当な説明になつてはいない。

ク 「第1章 2. (4) MVNO向けに音声定額を提供した場合の当社リスク」について（ドコモ答弁書10頁）

ドコモは、音声通話定額サービスには「MVNOのエンドユーザが想定を超える通話を行った場合（“赤字リスク”）や事業者間精算の隙間をついた悪意ある異常トラヒックが発生した場合（“不正通話リスク”）」があるとし、これを理由に定額サービスは卸提供の対象になじまないとしている。

ドコモは、MVNO利用者の通話について、その接続形態や接続料金を把握できるので、仮に実コストが卸料金を上回ることがあれば、その分を精算することにより、ドコモの赤字リスクを回避することができる（図2）。この場合、逆に実コストが卸料金を下回るのであれば、差額を返金することが検討事項になるのは当然である。



図2 MVNO利用者のリスク負担についての考え方

また、ドコモは、自社利用者による不正通話リスクについて、「個別に定額通話の対象外とする等の対策を行うことで対応している」としている（図3）。この仕組みをそのまま当社の利用者に適用し、当社利用者に起因する不正通話分を当社が負担することとすれば、ドコモが当社分のリスクを負担することにはならない（図4）。

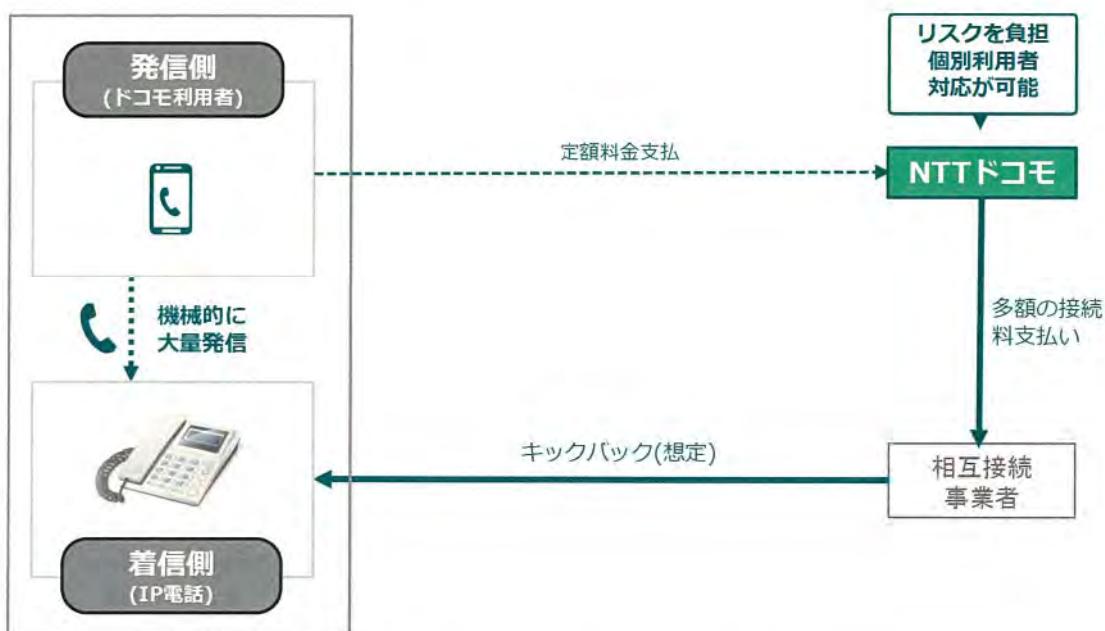


図3 悪意のあるMNO利用者に起因する異常トラヒックリスク

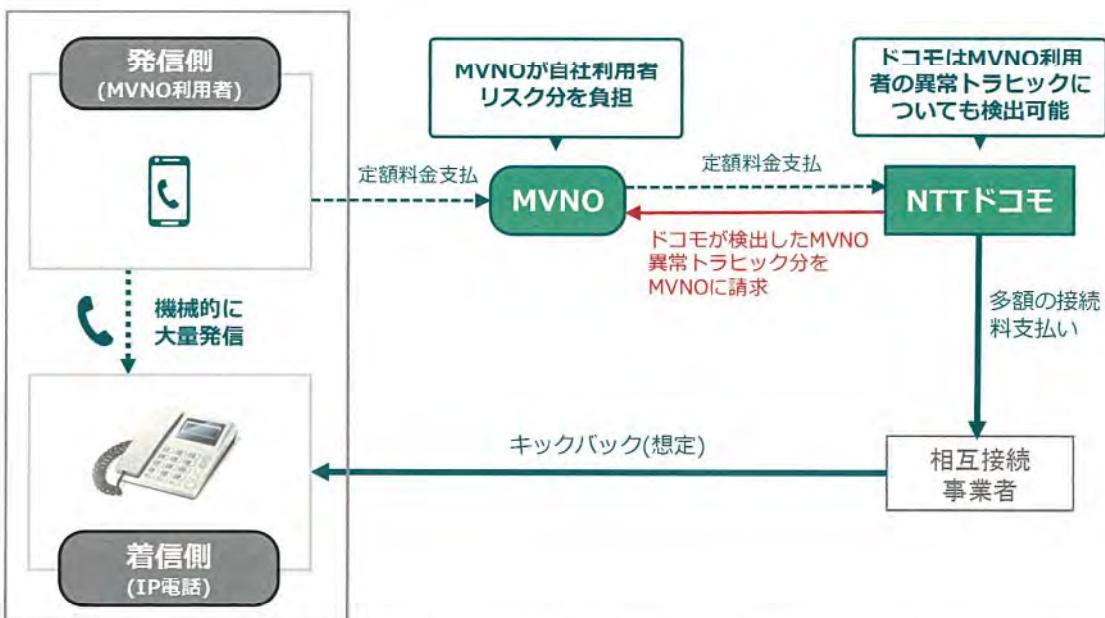


図4 悪意のあるMVNO利用者に起因する異常トラヒックリスクの負担に対する考え方

このように、ドコモが指摘するリスクは解決可能であり、ドコモが定額サービスを当社に卸せない理由にはなり得ない。

なお、以上のリスクについて、ドコモは当社との協議においては一切説明しなかった。仮に、このようなリスクの説明が協議の中でなされていれば、当社は上述のような改善案を提案し、建設的な協議ができたはずである。これは、ドコモとの協議において、ドコモ答弁書に記載しているような「真摯」な協議が望めないことを示す典型的な例であることを付言する。

ケ 「第2章 1. 協議の経緯に対する反論」について（ドコモ答弁書12頁）

ドコモは、「協議の経過に対する日本通信の主張は、以下の通り、一方的であり、かつ、真実を示していない。」と主張している。これは、以下のとおり誤りである。

たとえば、12頁の（1）において、ドコモは、「音声サービスの提供にあたっては、日本通信から音声卸料金水準の見直しの要望があった際には協議を通じて見直しを実施している」とし、卸料金値下げについて、裁定申請書に記載がないことを指摘している。ドコモが指摘する経緯自体は事実であるが、当該改定は、当社が音声通話サービスを開始する前の平成21年から平成22年にかけての協議過程の一部でしかなく、当社がサービス開始した後においては、再三の協議にもかかわらず、ドコモが卸料金額やサービス内容の改定に応じたことは一度もない。

また、当社は、音声通話サービスを改善するために、接続と卸の両方の形態について、各種の提案を行ってきた。その過程で、卸しか選択しないとか、「適正な原価に適正な利潤を加えた金額」を適用するのは接続の場合だけであるとドコモに約束した事実もない。これは、本意見書添付資料1や裁定申請書添付資料12に示されるように、卸料金協議の一環として秒課金等の適用を要望していることからも明らかである。

ドコモは、ドコモ答弁書14頁の（3）において、当社が裁定申請書において、「2019年2月14日の協議で「音声卸サービスに関するご検討をお願いしたい事項」と題する書面（日本通信提示資料12）を手渡したが、同書面を渡した2月以降、「音声通話定額サービスの提供に関する当社からの回答はなかった」と主張しているが、これは事実と異なり不当である。」と主張している。しかし、これは事実誤認であり、ドコモの指摘は誤りである（ドコモ答弁書別紙「2018年度以降の日本通信との協議経緯」における2019年2月14日の欄にも同様の誤った記載がある）。当該協議において、当社は紛れもなく上記書面をドコモに手渡し、要望事項を説明している。ドコモが指摘するとおり、確かに、それ以前の平成30年6月から同年9月にかけて、類似の内容について協議を行っているが（添付資料1など）、平成31年2月14日の当社申出に対してドコモから回答がなかったのは事実である。

さらに（4）において、ドコモは、「日本通信は、裁定申請書において、2019年10月4日に行った協議において、「当社が要望するサービスの提供可能性や提供時期、提供条件等について、一切回答しなかった」と主張しているが、これは事実と異なり不当である。」とし、さらに、「当社から日本通信に対して、「卸音声通話役務のご提供について」と題する書面（日本通信提示資料13）に記載されている内容について説明を求めた」としているが、これらもすべて誤りである。裁定申請書添付資料14に示したとおり、当該協議において、ドコモは何ら質問をせず、また追加説明を求めず、さらに当社に質問に対しては、「今後検討する。」の類の回答を繰り返すのみで、相互に意見交換を行う通常の協議とは全く異なる協議姿勢に終始していただけである（ドコモ答弁書別紙「2018年度以降の日本通信との協議経緯」における2019年10月4日の欄にも同様の誤った記載がある）。

コ 「第2章 2. 着信接続料及び秒課金に対する反論」について（ドコモ答弁書14頁）

ドコモは、「着信接続料及び秒課金については接続において実現されるものであると確認している」としているが、前述のとおり、これは事実誤認であり、ドコモの主張は誤っている（添付資料1）。

3. おわりに

携帯電話事業者3社の音声通話料金は、概ね横並びの状態が続いており、十分な競争原理が働いているとは言えない。このような状況下、当社を始めとするMVNOが、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で卸提供を受けた音声通話サービスに基づいて、より低廉な料金の音声通話サービス（音声通話定額サービスを含む）を提供することは、電気通信市場の競争を促進するとともに、間もなく商用サービスの提供が開始される5Gの普及等、電気通信サービスの健全な発達および利用者の利便性向上に大きく寄与するものであると考える。

資料1

平成 30 年 6 月 28 日

株式会社 NTT ドコモ
企画調整室 御中

日本通信株式会社

音声卸サービスに関する要望

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、従前より第3種卸 FOMA サービスおよび第3種卸 Xi サービスとして貴社より音声サービスを卸して頂いているところです。然るに、その条件は、契約日（例えば第3種卸サービスにおいては平成 22 年 4 月 15 日）以来変わっておりません。一方、貴社は、貴社の利用者向け料金として通話料定額プランを導入されるなど、現状の卸条件では困難なプランの適用を開始するに至っています。

弊社においても貴社と同程度のサービス改善が可能となるよう、再度、卸条件の見直しをご検討頂きたく、下記の要望を提出致します。ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

<ご検討をお願いしたい項目>

1. 卸料金定額プランの提供

現在ご提供いただいている卸料金メニューに加えて、貴社が貴社利用者向けに提供されている定額プラン（カケホーダイプラン、カケホーダイライトプラン）に準じたプランの提供を要望致します。

2. 接続事業者間は秒課金であることの卸料金への反映

音声通信にかかる接続事業者間課金は秒課金となっているところ、貴社からの卸料金は 30 秒単位です。これを秒単位若しくはそれに準ずる卸料金体系に変更することを要望致します。

3. 着信接続料の一部還元

同様に、接続事業者は発信側事業者に着信接続料を請求できるところ、弊社利用者に対する着信呼に対して、弊社は着信接続料相当を受け取ることができません。着信接続料の一部を弊社に還元されるしくみの適用を要望致します。

4. 最低契約数に関する条件の見直し

第3種卸FOMAサービス(卸FOMAプラン)と第3種卸Xiサービス(卸タイプXi)の各契約数を合算した契約数による割引率の設定を希望致します。

以上



意見書

経企第 2399 号
令和元年 12 月 20 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150

住 所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏 名 株式会社NTTドコモ

代表取締役社長 吉澤 和



總基料第 211 号(令和元年 12 月 13 日)により通知を受けました、日本通信株式会社からの意見書に対し、当社の意見を提出いたします。

本意見書については、総務省・電気通信紛争処理委員会・日本通信株式会社を除いて公表を前提としておりませんので、公表する場合は事前に相談願います。

目次

はじめに

第1章 裁定事項に対する当社見解の補足

第2章 日本通信意見書に対する当社の見解

1. 裁定事項1について
2. 裁定事項2について
3. その他日本通信の主張の誤り

おわりに

はじめに

日本通信の裁定申請に対する当社見解は答弁書の通りであるが、本意見書においては、必要な限度において、日本通信意見書における日本通信の主張の誤りを指摘するとともに、裁定事項に対する当社答弁書における当社見解を補足する。

第1章 裁定事項に対する当社見解の補足

当社は、電気通信事業法の体系に従って適正適切に料金設定を行っている。これに対し、日本通信は、本裁定において、電気的接続のない卸契約について、接続協定方式に関する電気通信事業法第34条第3項第2号に基づく「適正な原価+適正な利潤」による料金で契約を締結するよう求めているが、かかる要求は、電気通信事業法上の整理にも沿わず、法的根拠のないものと言わざるを得ない。

この点については、当社答弁書5~6頁においても述べたとおりであるが、以下の通り、補足する。

1 日本通信が裁定を求める「電気的接続のない卸契約」の位置づけについて

現在、モバイル市場において、MVNOとMNO間で締結される接続協定と卸契約は、より正確に分類すれば、次の6つに分類することができる。

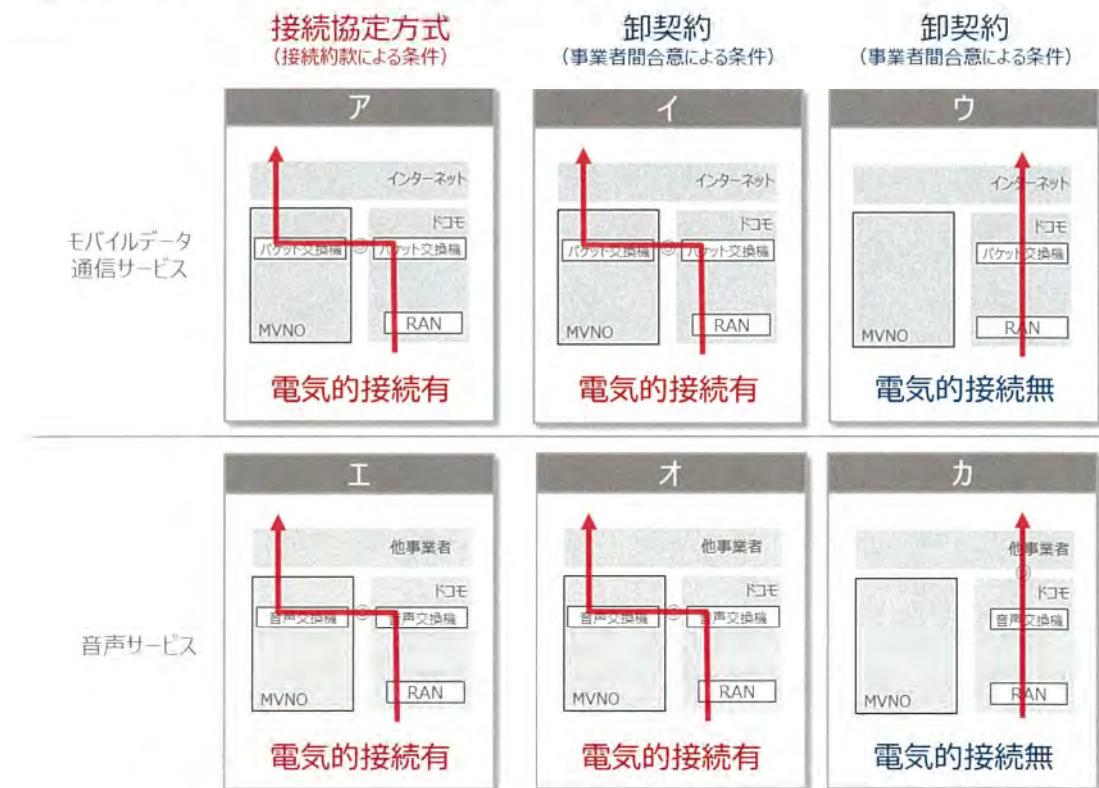


図1 モバイル市場における契約形態（接続協定方式/卸契約）及び電気的接続

① 図1の左列（ア・エ）は、接続協定方式によるものであり、電気通信事業法の接続

制度に係る規定が適用される。接続料金は、電気通信事業法第34条第3項第2号に基づき、適正な原価+適正な利潤によるものと法定されている。

- ② 図1の中央列（イ・オ）は、図1の左列（ア・エ）と同一の電気的接続を行った上で卸契約を選択している場合である。この場合の卸料金は、電気通信事業法の接続制度に係る規定は適用されず、料金の算定方法も法定されていない。ただし、当社は、実態が左列（ア・エ）と同じく電気的接続であることから、事業社間合意による条件を提示する上でも、左列と同様の料金を設定している（イのケースについて当社答弁書5頁参照）。
- ③ 図1の右列（ウ・カ）は、MVNOが電気的設備を保有せず、MVNOとMNO間は卸契約の形態となっている。この場合の卸料金も、電気的接続が全く存在しないため、接続制度に係る規定は当然適用されず、電気通信事業法に料金の算定方法は法定されていない。そのため、事業者間の合意により料金が決められることとなり、また、実態としても、電気的接続の有無という点において左列（ア・エ）の場合とは大きく異なることから、当社が事業社間合意による条件を提示する上でも、当社ユーザ料金から営業費相当を控除した料金を設定している。なお、当社答弁書では触れていなかったものの、当社は、現に（ウ）のケースについても、当社ユーザ料金から営業費相当を控除した卸料金を設定し、かかる条件で事業者と卸契約を締結している。本件で裁定が求められているのは、この（カ）のケースである。

以上のとおり、当社の提供する料金は、以上の整理によって定めており、電気通信事業法の体系に従っているものである。

2 日本通信の要求が法的根拠のないものであること

本件は、日本通信が、電気的接続の実態が全くない卸契約である（カ）の形態について、接続協定方式に関する電気通信事業法第34条第3項第2号に基づいて料金を定めよとの裁定を求めるものである。

これは、以下の通り、法的根拠のない主張と言わざるを得ない。

第一に、卸契約である（ウ・カ）については、電気通信事業法第34条第3項第2号に基づき料金設定を求める法的根拠は存在しない。

第二に、同号を解釈上準用すべきとの合理的根拠も存在しない。卸契約であっても電

気的接続を伴う場合（イ・オ）であれば、その実態は、接続協定方式による場合（ア・エ）と全く同じであるため、接続協定方式による場合と同様に電気的接続があることをもって、電気通信事業法第34条第3項第2号に準じることにも合理性が認められる。そのため、当社もこれによる料金設定を行っている（当社答弁書5頁、前記1②）。しかし、卸契約であるというのみならず電気的接続も伴わない卸契約（ウ・カ）は、接続協定方式による場合（ア・エ）とは、法的整理としても実態としても全く異なるものであり、電気的接続に適用する電気通信事業法第34条第3項第2号に準じる合理的根拠が存在しない。当社ユーザ料金から営業費相当を控除した卸料金により事業社間合意をしている（ウ）のケースについて「適正な原価+適正な利潤」で卸すよう変更せよと命ずることがあり得ないのと同様、（カ）についてもあり得ないのである。

これに対して、日本通信は、裁定方針が裁定の基準として接続・卸を問わず適正な原価+適正な利潤とすることを掲げていることを根拠として主張する。

しかし、裁定方針は、法体系が許容する範囲で正当性を有するにすぎず、その範囲は上記の電気的接続に対する料金の裁定は「適正な原価+適正な利潤」を基本とするとの範囲に留まる。左列（ア・エ）については電気通信事業法上既に法定されている内容を示したものであり、中央列（イ・オ）については、形式的には電気通信事業法の規定の適用はないことになるが、実態が電気的接続であるから電気通信事業法を準用しうると解されることによる。右列（ウ・カ）についてはこうした事情はない。

国は、小売事業者に商品を卸す際に、法的根拠がないにもかかわらず、適正な原価+適正な利潤で卸料金を決定しろと公定力を持って命ずることはできない（法改正を伴わずにこれを命ずれば、憲法の保障する営業の自由の侵害になることは論を待たない）。

裁定であっても同様である。裁定は法的拘束力ある決定であり、行政指導ではないのである。

第2章　日本通信意見書に対する当社の見解

本章では、本件を検討する上で本質に関わる重要な点についてのみ反論を行う。

1. 裁定事項1について

(1) 音声卸料金の見直しについて具体的な協議はなされていない

日本通信は、MVNO 向けに音声定額を卸すことを協議の第一優先順位と位置づけて要望し、当社も当該優先順位に従って協議を行ってきた。

日本通信が音声定額の卸要望とは切り離して既存の卸契約の料金値下げを要求したことではない。

日本通信と当社は、多数回に亘る協議を行ってきたが、音声定額の卸要望についてのみ協議を行い、既存の卸契約の料金値下げについて一度として当事者間において協議が行われていない。

したがって、裁定事項1については、総務大臣の裁定を申請することができる場合（電気通信事業法第35条第3項、39条）に該当しない。

(2) 接続による音声サービスの問題点として指摘する事項は創意工夫で解消可能であるが、日本通信はそうしたイノベーションを回避している

日本通信は、接続協定方式によって満足できる音声サービスが提供できないから接続要望を一方的に取り下げたと主張する。

しかし、日本通信が接続協定方式の音声サービスの問題点として指摘する事項は、創意工夫によって解消可能な事項である^{1・2}。それにもかかわらず、日本通信は、過去の接続協議において、当社に相談し解決策を検討したことは一度としてなく、協議項目として接続協定方式による音声サービスの実施を挙げながら、具体的な協議に入ることなく、一方的に接続協議を打ち切っている。

¹ 創意工夫の一例であるが、当社交換機においてプレフィックス番号を付与する開発を行うことで、アフリのダウンロードをせずとも利用者がフレフィックス番号の入力を省略可能となる。（2009年12月15日の協議において、当社から「ユーザ側でプレフィックス番号を入力」「当社交換機に開発を行いルーティング」する方法が選択可能であると提案しているが、その後日本通信から相談はなく、日本通信が一方的に協議を打ち切っている）

² 日本通信は、インターフェイス仕様がドコモ独自仕様であることを理由に多大な労力がかかるとしているが、そもそも仕様の詳細について協議を行ったことはなく、日本通信が一方的に協議を打ち切っている。

日本通信は、通信事業者が求められているイノベーションを放棄し、第1章で示した、何ら努力することなく、単なる小売に過ぎない（力）の類型に、接続協定方式による料金を求めているに過ぎない。

なお、前述のとおり、日本通信が接続協定方式を選択するのであれば、当該接続に係る料金は、当然、電気通信事業法第34条第3項第2号に基づき「適正な原価+適正な利潤」によって算定されることに留意する必要がある。

2. 裁定事項2について

(1) 音声定額は卸提供になじまない

エンドユーザ向けの料金は、事業者が創意工夫をもって戦略的な料金を事業者が自らリスクを負った上で設定するものである。

こうした料金政策は、それぞれの事業者の経営の本質的部分であり、MNO間、MNO-MVNO間、MVNO間においても、競争の本質的部分である。その経営の根幹である料金プランを複製される（卸す）ことを強制されるべきものではない。

当社の料金プランの一つである音声定額サービスは、当社が経営の最重要戦略の一つとして実施しているものであり、モバイルデータ通信の料金プランとのシナジーを計算して設定しているものである³。

前述の通り、こうした料金プランはMNO、MVNOを含めた通信事業者がそれぞれの創意工夫で策定すべきものであって、卸すことにはなじまず、卸すことを強制されるべきものではない。まして全体の料金政策の中で一部を構成する音声定額料金プランを切り出して卸すことを強制されることは不当に営業の自由を侵害するものであって、許容されるべきものではない。

(2) 音声定額は自らリスクを負ってエンドユーザに提供すべき

繰り返し述べるとおり、エンドユーザ向けの料金は、事業者が創意工夫をもって戦略的に設定すべきものであり、エンドユーザに音声定額サービスを提供することに伴

³ 「カケホーダイ」「カケホーダイライト」提供時より、「カケホーダイ&バケあえる」としてモバイルデータ通信とセットにしたコンセプトの下、自らの戦略に基づき販売しているものであった。このことは、当社の報道発表（日本通信裁定申請書 資料1・資料7）にも記載されており、日本通信に対しても書面を通じて再三回答している。なお、現在提供している「かけ放題オプション」「5分通話無料オプション」は、モバイルデータ通信と一体で提供しており、単独で契約ができないことから、コンセプトがより明確になっているものである。

うリスクも、当然、当該サービス主体が負うべきものである。MVNO がエンドユーザ向
けに定額料金を設定することによるリスクや当該リスクの回避対策を、MVNO 自身で
はなく MNO に取らせた上、音声定額料金プランを切り出して MVNO に卸すことを強制
されるべきではあり得ず、また、MVNO が回避対策を講じ得たとしても、そのことは音
声定額料金プランを卸すよう強制することを許容する根拠ともなり得ない。

ましてや、日本通信は、音声定額を卸すことについて、当社側にリスクがあること
を認めた上で、事後的に実際の従量に応じて精算すれば当該リスクを回避できると主
張する。しかし、それはまさしく従量料金を主張するものであって、音声定額料金プ
ランの卸売りを強制すべきであるとの主張とは相反するものである。

3. その他日本通信の主張の誤り

日本通信は協議の経緯について縷々記載しているが、これまで日本通信は事業者間
協議においてことあるごとに裁定に持ち込む姿勢を示してきたことから、当社は、日
本通信との協議において、慎重に対応してきた。それにもかかわらず、およそ協議で
当社が話すはずがないことを日本通信は当社が述べたと縷々記載している。こうした
根拠のない主張に対する逐一の反論は本論を歪めることになるので差し控え、以下に
おいて、重要な点に限定して、誤りを指摘する。

- ① 日本通信は、VoIP の品質等に触れることで音声サービスの代替とはなりえないと
している。当社の主張は、モバイル音声サービスの重要性を否定するものでも、VoIP
の品質の高低を論じているものでもない。イノベーションにより LINE 通話に代表
される多様な通話方式が普及してきている市場環境において、自ら設備リスクを負
い電気的接続を行うか、電気的接続を行わない卸契約を選択するかを含めて、事業
者が品質や料金を総合的に勘案して戦略的に判断を行っていることを示したもの
である。
- ② 日本通信は、「優先順位をつける方針に従わなければ全ての協議を中断するためや
むを得ず受け入れた」と記載しているが、当社がそのような発言をしたことは一
度もない。
- ③ 当社と日本通信は、過去の協議において、「適正な原価+適正な利潤の接続料」「秒

単位課金」「着信接続料」が接続で実現されることを確認の上協議を行っているにも関わらず、「接続の場合だけであると約束した事実はない」とする日本通信の主張は、過去の協議経緯を無視し両者の信頼関係を著しく侵害するものである。

なお、「秒単位課金」「着信接続料の一部還元」については、日本通信自らが提示した優先順位が低く個別の協議を行った事実はない。

- ④ 「2019年10月4日の協議の場において、若しくはそれ以降に、検討の優先順位について問い合わせがあつて然るべきであった」としているが、当社は2019年10月4日の協議においても、日本通信裁定申請書（提示資料14）の通り、当社から優先順位を伺っている。
- ⑤ 2019年10月4日に行った協議においては、当社から日本通信に対して、「御音声通話役務のご提供について」と題する書面（日本通信裁定申請書 資料13）に記載されている内容について詳細な説明を求めたものの、日本通信から記載以上の具体的な内容について説明がなかったものである。

おわりに

モバイル市場において、今後も公正な競争が促進されることは当社も賛同するところである。ただし、今般の裁定申請は、自ら設備投資を行わず、電気的接続を行わない卸契約を選択した日本通信が、法的根拠や合理的理由なく接続を前提とした料金を求めるものであり、接続事業者との公正競争を阻害するものである。

当社は、答弁書に記載のとおり、音声接続の要望があれば、過去の協議と同様実現に向けて真摯に協議を行うとともに（音声接続を行った場合、適正な原価+適正な利潤による接続料での提供となる）、卸料金自体の見直しに向けた要望であれば、接続と卸が設備構成上も異なることを前提におきつつも、要望に基づき見直しを行う考えである。

なお、当社は、今後日本通信と音声卸料金の水準見直しの協議を行う際には、従来具体的な方向性が示されていなかった適正な音声卸料金についての総務省委員会等における検証及び議論を踏まえ、適正な音声卸料金の設定を検討する考えである。

以上

総基料第15号
令和2年1月28日

日本通信株式会社
代表取締役社長 福田 尚久 殿

総務大臣 高市 早苗

令和元年11月15日付けで貴社が行った電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づく裁定の申請に関し、貴社及び株式会社NTTドコモからそれぞれ同年12月13日付け「意見書」及び同年12月20日付け「意見書」の提出があり、これを受領した。

これに関し、下記について回答の上、令和2年1月30日までに文書にて提出されたい。

また、提出された文書については、株式会社NTTドコモに対し開示の上、意見等の提出機会の付与を行う場合がある。同社に対し、非開示を希望する部分がある場合、当該部分をその理由とともに明示されたい。

記

貴社は、「裁定を求める事項2」において、定額制や準定額制（一定時間内の通話をかけ放題とするもの。）の音声卸料金の設定を希望しつつ、令和元年12月13日付け「意見書」においては、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）における「赤字リスク」について、「仮に実コストが卸料金を上回ることがあれば、その分を精算することにより、ドコモの赤字リスクを回避することができる（中略）。この場合、逆に実コストが卸料金を下回るのであれば、差額を返金することが検討事項となるのは当然である」と、定額制や準定額制の音声卸料金について、実コストでの精算を提案している。

この点について、ドコモは、同年12月20日付け「意見書」において、「日本通信は、音声定額を卸すことについて、当社側にリスクがあ

ることを認めた上で、事後的に実際の従量に応じて精算すれば当該リスクを回避できると主張する。しかし、それはまさしく従量料金を主張するものであって、音声定額料金プランの卸売りを強制すべきであるとの主張とは相反するものである」と主張している。

上記のドコモの主張について、貴社の意見を伺いたい。

以上



意 見 書

令和2年1月30日

総務大臣 殿

郵便番号 105-0001

住 所 東京都港区虎ノ門四丁目1番 [REDACTED]

氏 名 日本通信株式会社 [REDACTED]

代表取締役社長 福田 尚子 [REDACTED]

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

平成8年12月5日 A-08-1931

連絡先 [REDACTED]

総基料第15号（令和2年1月28日）により総務大臣殿から回答を求められた事項につきまして、以下のとおり意見書を提出いたします。

なお、本意見書については、株式会社NTTドコモに対し非開示とすることを希望する部分はありません。

当社は、裁定申請書の裁定を求める事項第2項に記載したとおり、「ドコモが現在「かけ放題オプション」および「5分通話無料オプション」の名称で利用者に提供している音声通話料の定額サービスを、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に提供」することを求めている。

即ち、当社は、音声通話サービスの卸料金について、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金」で定額で設定することを求めていっているのであり、この主張は変わっていない。

当社は、令和元年12月13日付意見書の2. クにおいて、「仮に実コストが卸料金を上回ることがあれば、その分を精算することにより、ドコモの赤字リスクを回避することができる。この場合、逆に実コストが卸料金を下回るのであれば、差額を返金することが検討事項になるのは当然である」と記載している。

この点、まず、現在、当社の卸音声サービス利用者の1か月あたり平均発信通話時間が、ドコモ利用者の平均発信通話時間の数分の1であるところ、今後、当社が求めている卸料金が設定された場合、平均通話時間が増加することが想定されるが、その利用形態（通話時間や通話先）は、巨視的に捉えれば、ドコモ利用者総体の利用形態に収斂すると考えられ、その結果として、赤字が発生する可能性は少ないと考える。即ち、実コストによる精算の仕組みを導入することの価値はそもそも小さいものであり、当社としてはかかる仕組みの導入を望んでいない。

また、精算の仕組みを導入するにしても、全ての通話について実コストによる精算を行うのではなく、例えば、卸料金と実コストが一定金額以上乖離した通話など、特異な通話に限って実コストにより精算し、その他の通話は実コストによる精算をしないといった仕組みを導入する可能性を放棄したわけではない。あくまでも、求めているのは定額での卸料金の設定である。

以上